

博 士 論 文

我が国の青少年の危険行動防止における規範意識の重要性

—学校における保健教育の視点から—

平成 26 年度

筑波大学大学院 人間総合科学研究科 学校教育学専攻

片 岡 千 恵

# 目 次

## 第 1 章 序論

第 1 節 研究の背景	1
第 1 項 我が国の青少年における健康に悪影響を及ぼす危険行動	
第 2 項 青少年の危険行動を包括的に捉えて取り組まれた研究	
第 3 項 青少年の危険行動に関連する心理社会的要因	
第 4 項 青少年の危険行動の防止において規範意識に注目する意義	
第 2 節 本研究の目的	9
本章の引用文献	

## 第 2 章 規範意識の概念と測定尺度の検討

第 1 節 規範意識の概念の整理	13
第 1 項 規範意識の概念	
第 2 項 規範意識とその類似概念との区別	
第 2 節 青少年を対象として作成された規範意識尺度の概観	20
第 3 節 青少年の危険行動に関わる規範意識の測定尺度	25
第 4 節 青少年の危険行動に関わる規範意識尺度の信頼性および妥当性の検討	28
第 1 項 調査の目的および方法	
(1) 目的	
(2) 方法	
第 2 項 結果	
(1) 項目分析	
(2) 因子構造の確認	
(3) 尺度得点の男女差	
(4) 内的一貫性および再テスト信頼性	
(5) 基準関連妥当性の検討	
(6) 危険行動との関連	
第 3 項 考察	
本章の引用文献	

### 第3章 我が国の高校生の危険行動に及ぼすセルフエスティームと規範意識の相対的影響

#### 第1節 青少年の危険行動防止におけるセルフエスティームの重要性・・・・・・・・・・44

##### 第1項 青少年におけるセルフエスティーム

(1) セルフエスティームの概念

(2) 青少年を対象としたセルフエスティームの測定における考え方

##### 第2項 青少年の危険行動とセルフエスティームとの関連に関する研究の概観

(1) 諸外国の青少年を対象とした知見

(2) 我が国の青少年を対象とした知見

#### 第2節 「日本青少年危険行動調査 2001」のデータを用いた検討・・・・・・・・・・56

##### 第1項 本節の目的および方法

(1) 目的

(2) 方法

##### 第2項 結果

(1) 危険行動とセルフエスティームとの関連

(2) 危険行動と規範意識との関連

(3) 危険行動に及ぼすセルフエスティームと規範意識の相対的影響

##### 第3項 考察

##### 本章の引用文献

### 第4章 我が国の高校生の危険行動に及ぼす規範意識とレジリエンスの相対的影響

#### 第1節 青少年の危険行動の防止におけるレジリエンスへの注目・・・・・・・・・・77

##### 第1項 青少年におけるレジリエンス

(1) レジリエンスの概念

(2) レジリエンスの内容

(3) レジリエンスの測定尺度

##### 第2項 今日の我が国における青少年のレジリエンスの重要性

##### 第3項 青少年におけるレジリエンスの向上を重視した教育の事例

##### 第4項 レジリエンスに着目した青少年の危険行動に関する研究

第2節 「日本青少年危険行動調査 2011」のデータを用いた検討	86
----------------------------------	----

第1項 本節の目的および方法

(1) 目的

(2) 方法

第2項 結果

(1) 危険行動とレジリエンスとの関連

(2) 危険行動と規範意識との関連

(3) 危険行動に及ぼす規範意識とレジリエンスの相対的影響

第3項 考察

本章の引用文献

## 第5章 我が国の高校生における危険行動に関わる規範意識の実態

第1節 青少年の規範意識の状況に関する先行知見	105
-------------------------	-----

第2節 全国調査からみた青少年の危険行動に関わる規範意識	108
------------------------------	-----

第1項 本節の目的および方法

(1) 目的

(2) 方法

第2項 性別および学年別にみた規範意識の状況

第3項 規範意識の状況の10年間の変化

(1) 各項目における回答状況の比較

(2) 学年別にみた肯定的回答の割合の比較

(3) 都市規模別にみた肯定的回答の割合の比較

第4項 考察

本章の引用文献

## 第6章 結論

第1節 青少年の危険行動防止における規範意識の重要性	134
----------------------------	-----

第2節 規範意識の向上を目指した青少年の危険行動防止のための授業の構想	138
-------------------------------------	-----

第3節 まとめと今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・143

第1項 まとめ

第2項 今後の課題

本章の引用文献

本論文に関連する学術論文

## 第1章 序論

### 第1節 研究の背景

#### 第1項 我が国の青少年における健康に悪影響を及ぼす危険行動

今日の我が国では社会環境や生活様式などの急激な変化に伴って、青少年の健康課題は複雑化、多様化しており、心の健康に関する問題、交通事故をはじめとした不慮の事故、喫煙、飲酒、薬物乱用、不適切な食習慣や運動習慣、暴力事件、性的行動等が深刻な問題として顕在化している<sup>1)</sup>。こうした健康に関わる危険行動は、今後さらに重大な問題となっていくことも予想され、我が国の学校保健における喫緊の課題となっている。

青少年の危険行動に関わる現状として、我が国では以下のような憂慮すべき状況が示されている。

まず、我が国における15～19歳の死亡原因(平成24年)をみると第1位は自殺であり、当該の年齢層における死亡原因の37.3%を占める<sup>2)</sup>など重大な問題となっている。なお、こうした青少年における自殺の原因の一つとして挙げられるいじめについてその認知件数をみると、平成24年度では全国の小、中、高校および特別支援学校を合わせて198,108件となっている<sup>3)</sup>。また、いじめの主要な様態の一つとしても指摘されている暴力行為についても近年その発生件数は増加傾向にあり、平成24年度では全国の小、中、高校を合わせて55,837件にのぼっている<sup>3)</sup>。

次に、15～19歳の死亡原因の第2位となっている不慮の事故(平成24年)については、その大半が交通事故によるものであり、青少年の交通安全に関わる行動もまた、生命にかかわる大きな問題となっている<sup>2)</sup>。平成23年中の交通事故による死者数は、16～24歳で437人、同様に負傷者数は、16～24歳で135,074人となっており、他の年齢層に比べても危惧される状況にある<sup>4)</sup>。

さらに、日本人の死亡原因の約6割を占める悪性新生物、心疾患、脳血管疾患をはじめとした生活習慣病の罹患につながる青少年の健康に関わる生活習慣に関しても、現代の社会環境や生活様式を背景として望ましくない状況にあることが指摘されている。例えば、身体運動の実施状況として、学校での体育の授業以外で週3日以上運動する中学生の割合は男子83.0%、女子59.3%に留まっている<sup>5)</sup>。また食行動の状況として、15～19歳の朝食欠食率は男子12.8%、女子10.2%みられ<sup>6)</sup>、心身の発育・発達が著しい時期であることも

踏まえると改善されるべき状況が示されている。

この他にも、青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用および性に関する行動も現代的な健康課題として、従来から憂慮すべき実態が示されている。平成 23 年中の未成年における薬物事犯の検挙者数<sup>7)</sup>をみると、覚醒剤は 29 人の中学生および高校生を含む 183 人であり、大麻は 15 人の中学生および高校生を含む 81 人となっている。シンナー等有機溶剤事犯の検挙・補導数については、少年が 102 人であり全体の 18.2%を占めている。また、薬物乱用の入門 (gateway)<sup>8) 9)</sup>ともなるといわれている青少年の喫煙および飲酒の状況については、近年減少傾向にあるものの依然として経験者が多く存在している。最近の全国調査 (平成 22 年度)によれば、高校生における喫煙経験者の割合は男子 19.5%、女子 12.5%、同様に飲酒経験者の割合は男子 52.3%、女子 55.6%と過半数を占めている<sup>10)</sup>。

性に関する行動に関わっては、青少年における性感染症や望まない妊娠による人工妊娠中絶が依然として大きな問題となっている。例えば、15~19 歳におけるクラミジア感染症は 3,110 件 (平成 25 年) 報告されており<sup>11)</sup>、20 歳未満の人工妊娠中絶は 20,659 件 (平成 24 年度) と非常に多くみられる<sup>12)</sup>。

このように、我が国の青少年において、健康に悪影響を及ぼす危険行動は多様にみられ、憂慮すべき状況が示されている。健康に関わる行動は学齢期において形成されることから、児童生徒を対象とする学校における保健教育は、こうした危険行動を防止するための重要な役割を担っている。また、健康に悪影響を及ぼす危険行動は、たとえ一度の経験であっても心身に取り返しのつかない深刻な影響を及ぼす恐れもあることから、未然に防止することが最も重視されるべきであると言える。

## 第2項 青少年の危険行動を包括的に捉えて取り組まれた研究

最近では、青少年の危険行動を包括的に取り上げた研究が国内外で見られる。その代表的な調査研究としては、米国疾病管理センター（Centers for Disease Control and Prevention, 以下 CDC）による Youth Risk Behavior Surveillance（以下 YRBS）<sup>13)</sup> が挙げられる。YRBS は、米国の第9～12学年の生徒を対象とした全米規模の調査研究であり、青少年の健康に関わる危険行動として、①不慮の傷害や暴力に関係する行動、②喫煙、③飲酒および薬物乱用、④望まない妊娠および HIV 感染を含む性感染症に関係する性行動、⑤不健康な食行動、⑥運動不足などが取り上げられている。調査は、1990年及び1991年からは2年ごとに実施されており、青少年の危険行動の動向が明らかにされている。YRBS の調査データは、CDC のホームページ上にアーカイブされ二次利用できるようにもなっており、そのデータを用いて分析された報告が多数みられ、危険行動を包括的に取り上げた研究が進められている。

また、この米国 CDC の YRBS に類する調査研究は他の諸外国・地域においてもみられ、青少年の危険行動の防止が重視されていることが伺える。例えば 2010 年に開催された第 20 回ヘルスプロモーション・健康教育国際連合（IUHPE）世界会議では、ルーマニア<sup>14)</sup>、南アフリカ共和国<sup>15)</sup>、韓国<sup>16)</sup>、マカオ<sup>17)</sup> の調査研究の報告があった<sup>18)</sup>。また、このほかに香港<sup>19)</sup>、ブラジル<sup>20)</sup> においても、青少年の危険行動に関する調査研究が取り組まれている。

我が国においては、野津ら<sup>1)</sup> が、全国から無作為抽出した高校に在籍する生徒を対象とした大規模な全国調査を実施し、危険行動の防止に向けた知見を報告してきている。そこでは、青少年の危険行動を「青少年期に始めやすく、本人や他者の現在および将来の健康や生命に重大な危険を及ぼす行動」と定義して、9 行動の危険行動を取り上げている。具体的には、「①身体運動、②食行動、③喫煙、④飲酒、⑤薬物乱用、⑥性的行動、⑦交通安全上の行動、⑧暴力・武器携帯、⑨自傷行動」である。この 9 行動は、前述の米国 CDC における 6 行動を基にしなが、我が国の青少年における健康課題の実情などを踏まえて設定されているものである。我が国の青少年においてこれらの危険行動は、青少年および成人における疾病や死亡の直接および間接的な原因となっていることから、その防止は重要な課題であることが指摘されている。すなわち、我が国の青少年における近年の主要な死亡原因は自殺および交通事故をはじめとした不慮の事故であり、それらで約 6 割を占めていること、また早い時期からの喫煙、飲酒、不適切な食習慣や運動習慣は悪性新生物、

心疾患，脳血管疾患といった日本人の三大死因につながる危険性がより高いことが指摘されていること，さらに青少年のいじめおよび暴力の発生件数，薬物乱用の事犯，HIVを含む性感染症や人工妊娠中絶の件数も少なからずみられ，社会的に大きな問題となっていることである。そして，米国 CDC による YRBS の調査内容および方法を参考としながら，2001 年に「日本青少年危険行動調査 2001」(Japan Youth Risk Behavior Survey 2001) を実施し，我が国の青少年における危険行動の実態について，米国の青少年におけるデータとの比較も行いながら，特徴や課題を報告している<sup>1)</sup>。

我が国ではこの他に，一地域に限られた青少年における危険行動調査ではあるが，沖縄県の高校から，2002 年および 2005 年には割当抽出を，2008 年には確率比例抽出をそれぞれ用いて抽出された高校生を対象とした調査がみられる<sup>2)</sup>。

ここで特筆すべきことは，個々の危険行動に焦点を当ててそれぞれを個別に防止するのではなく，危険行動を包括的に捉えて防止する考え方は，以下の点から有意義であるということである。それは，危険行動の出現は相互に関連しており，ある特定の行動が単独で出現するというよりも同時に複数出現することが多いことから，危険行動を包括的に取り上げて防止するアプローチは，危険行動の出現の特性を考慮した効果的かつ効率的なものであるということである<sup>1)</sup>。

### 第3項 青少年の危険行動に関連する心理社会的要因

青少年の危険行動を防止するためには、危険行動に関連する要因について、研究によって明らかにされた知見に基づいて取り組んでいくことが重要である。

青少年の危険行動に関する研究は、米国において先駆的に取り組まれており、危険行動に関連する要因を検討した報告が数多くみられる。これまでに様々な関連要因が指摘されている中で、Jessor<sup>22)</sup> は、そうした要因を構造的に整理し、青少年の危険行動の出現を説明する概念的枠組み (A conceptual framework for adolescent risk behavior) を提示している。そこでは、危険行動の出現を説明するものとして、生物学的・遺伝的な要因 (biology/genetics)、社会的環境 (social environment)、環境の認識 (perceived environment)、個人的特徴 (personality)、他の行動 (behavior) の5つを挙げている。さらに、各視点において、リスク要因 (risk factors) および保護要因 (protective factors) を示している。例えば、社会的環境の視点について、リスク要因として貧困 (poverty)、無秩序な規範 (normative anomie) などを、保護要因として質の高い学校 (quality schools)、団結力の強い家族 (cohesive family) などを、それぞれ示している。

我が国の青少年を対象とした研究においても、米国の知見を踏まえながら、危険行動に関連する要因を検討した報告が散見される。例えば、喫煙や飲酒などに関連する要因として、親や友人の行動<sup>23) -25)</sup>、親の態度<sup>26)</sup>、テレビコマーシャル<sup>27)</sup>、家庭環境<sup>28)</sup>、セルフエスティーム<sup>29) -32)</sup>、Sensation Seeking<sup>33)</sup> などが報告されている。

ここでは、我が国の知見を中心としながら、危険行動の関連要因について2つの視点から4つの枠組みに分類して整理した (図1-1)。一つ目は、その要因が「環境的」なものかあるいは「個人的」なものかという視点であり、もう一つは、危険行動の出現に対して「抑制的」に働く要因かあるいは危険行動の出現に対して「助長的」に働く要因かという視点である。

青少年の危険行動の防止において重要な役割を担う学校における保健教育では、教育的な介入によって改善が期待できる要因<sup>34)</sup>、すなわちここでいう「個人的」であり、かつ「抑制的」な要因を重視して探究することが求められる。それは、危険行動に対する寛容な態度、抑うつ、学業上の失敗、周囲の危険行動などの危険行動を助長する要因を取り除く、あるいは低減させるアプローチには限界があると思われるからである。例えば、青少年の発達過程において自然に生ずる sensation seeking という敢えて危険を冒してみたいという欲求は助長要因となり得るが、生得的にあるべき欲求を抑えようとするには難がある。

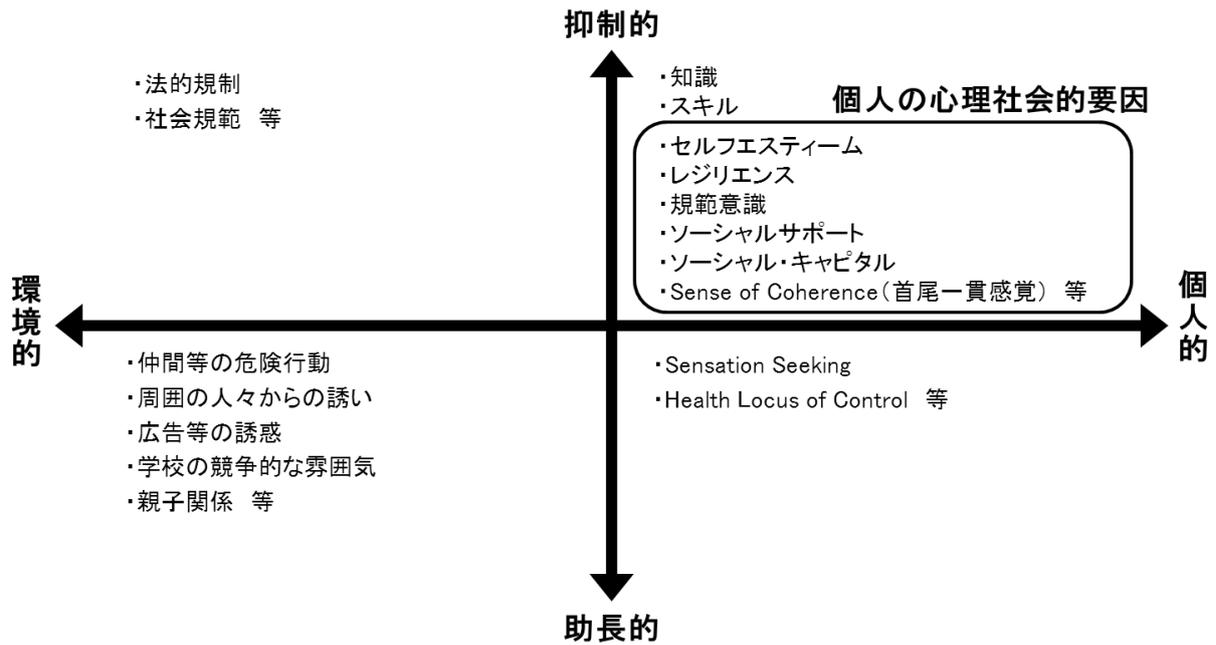


図 1-1. 危険行動に関連する要因

その中でも、危険行動を包括的に防止する考え方から、危険行動に共通して関連すると予想される心理社会的要因に注目することの意義は大きいと言える。しかしながら、危険行動を包括的に捉えて取り組まれた研究は緒についたばかりであり、危険行動に共通する心理社会的要因については十分解明されていない<sup>35)</sup>。ただしこれまでに、個別の危険行動に関連する心理社会的要因としては、いくつかの注目に値するものが報告されている。その一つは、セルフエスティームである。セルフエスティームとは、「自己に対する肯定的または否定的態度」<sup>36)</sup>などと定義されており、自己を大切に思う肯定的な感情として理解されることが多い。セルフエスティームが高い青少年、すなわち自分に対して肯定的な感情を持つ者は、そうでない者に比べて危険行動の出現率が低いという報告が散見され、セルフエスティームは危険行動に共通して関連する要因として重要視されている。

また、心理社会的要因として最近特に着目されているものの一つとして、レジリエンスが挙げられる。レジリエンスについては、「困難で劣悪な状況や環境に関わらず、うまく適応する過程、能力、および結果」<sup>37)</sup>などの定義がみられ、困難で劣悪な状況にあるにもかかわらずそれを乗り越えて適応していける精神的な力などと捉えられている。青少年のレジリエンスを高めるアプローチは、彼らを取り巻く環境において逆境が存在することに目を向けたものであるが、今日の我が国の青少年を取り巻く社会的な状況をみると親の離婚、

貧困な家庭環境、いじめなどが問題となっており、我が国の青少年においてレジリエンスを高めることの必要性は大きいと考えられる。また、極めて重大な逆境でなくとも、日常生活や成長過程の中で悩みや困難を経験することは当然のことであり、避け難いものである。逆境や困難は人間の成長にとって不可欠なものであるが、このような困難に直面した時に、レジリエンスが十分でない場合には精神的に落ち込んだ状態が長期間続いたり、なげやりな気持ちや反抗的な気持ちが増大したりして、危険行動につながるものが危惧される。

#### 第4項 青少年の危険行動の防止において規範意識に注目する意義

規範意識もまた、我が国の青少年の危険行動に共通して関連する心理社会的要因の一つとして重要なものであると考えられる。危険行動には、薬物乱用や交通安全に関する行動などの違法な行動や、喫煙や飲酒など我が国の未成年においては違法な行動など法的に規制されている行動が多く、規範意識が特に主要な要因となることも予想される。また、青少年期は、社会や大人の規範に対して反抗的になりがちな発達段階であることから、そうした時期における規範意識の一時的な低下が危険行動の出現の背景となることも懸念される。

しかしながら、青少年の危険行動と規範意識との関連についての研究は、ほとんど取り組まれていない。例えば、『学校保健研究』においては、市村ら<sup>38)</sup>が喫煙、飲酒、薬物乱用について、規範意識との関連を検討したほかはみられない。規範意識は、単に規則を厳しくしたり罰則を強化したり、あるいは規範を一方向的に伝えるだけでは育成されないことは言うまでもないことから、危険行動の防止のために規範意識の改善、向上を目指すには、危険行動と規範意識との関連性や規範意識の実態に応じた効果的な取り組みを進めていく必要がある。

これらのことから、青少年の危険行動をより効率的かつ効果的に防止する教育を探究する上では、規範意識に注目して、危険行動との関連を検証することは不可欠であると言える。その際、前項で述べたように危険行動の関連要因は様々報告されていることを踏まえて、中でも特に重要な要因として指摘されているセルフエスティームやレジリエンスとの比較から規範意識が危険行動に及ぼす影響を検討することによって、危険行動防止における規範意識の重要性を明らかにすることは有意義である。

## 第2節 本研究の目的

青少年の危険行動には様々な要因が関連する中で、学校保健上においては特に、教育によって改善が期待され、また様々な危険行動に共通して関連することが指摘されている心理社会的要因を重視することが求められる。本研究ではその中で、規範意識が特に危険行動に強く関連すると考えて取り上げた。

本研究の目的は、我が国の青少年における危険行動の防止に向けて、危険行動に関連する要因として、規範意識の重要性を明らかにすることである。そのために、以下の研究課題を設定した。

1. 規範意識および規範の概念について先行知見を概観し、本研究における青少年の危険行動に関わる規範意識の概念規定をする。また、青少年の危険行動に関わる規範意識の測定尺度の信頼性および妥当性を検討する。(第2章)
2. 我が国の青少年において、包括的に捉えた危険行動と規範意識との関連について明らかにする。(第3章)
3. 青少年の危険行動を抑制する要因として注目されているセルフエスティームとの比較検討から、規範意識の相対的な重要性を明らかにする。(第3章)
4. 青少年の危険行動を抑制する要因として最近の研究において注目されているレジリエンスとの比較検討から、規範意識の相対的な重要性を明らかにする。(第4章)
5. 我が国の青少年の規範意識の育成に関する課題を検討するために、2001年と2011年の調査データから規範意識の実態を明らかにする。(第5章)

なお、本研究における青少年の危険行動の定義については、我が国において先駆的に取り組まれている野津ら<sup>1)</sup>の研究に基づいた。すなわち、青少年の危険行動とは、「青少年期に始めやすく、本人や他者の現在および将来の健康や生命に重大な危険を及ぼす行動」であり、具体的には、①身体運動、②食行動、③喫煙、④飲酒、⑤薬物乱用、⑥性的行動、⑦交通安全上の行動、⑧暴力・武器携帯、⑨自傷行動とした。

## 本章の引用文献

- 1) 野津有司, 渡邊正樹, 渡部基ほか: 日本の高校生における危険行動の実態および危険行動間の関連－日本青少年危険行動調査 2001 年の結果－. 学校保健研究 48:430-447, 2006
- 2) 厚生労働省:平成 24 年(2012)人口動態統計(確定数)の概況. Available at: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei12/>. Accessed June 24, 2014
- 3) 文部科学省:平成 24 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査. 2013
- 4) 警察庁交通局:平成 23 年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について. 2012
- 5) 文部科学省:平成 25 年度全国体力・運動能力, 運動習慣等調査結果. 2013
- 6) 厚生労働省:平成 24 年国民健康・栄養調査報告. 2014
- 7) 警察庁刑事局組織犯罪対策部, 薬物銃器対策課:平成 23 年中の薬物・銃器情勢 確定値. 2012
- 8) Kandel DB, Yamaguchi K, Chen K: Stages of progression in drug involvement from adolescence to adulthood: further evidence for the gateway theory. J Stud Alcohol 53: 447-457, 1992
- 9) 呉鶴, 山崎喜比古, 川田智恵子:日本における青少年の薬物使用の実態およびその説明モデルの検証. 日本公衆衛生雑誌 45: 870-882, 1998
- 10) 大井田隆, 簗輪眞澄, 鈴木健二ほか:未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究(研究代表者:大井田隆).平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業). Available at: [http://www.gakkohoken.jp/modules/pico/images/toko/h22\\_chukozenkokuchosa.pdf](http://www.gakkohoken.jp/modules/pico/images/toko/h22_chukozenkokuchosa.pdf). Accessed June 24, 2014
- 11) 厚生労働省:性感染症報告数. Available at: <http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0411-1.html>. Accessed June 24, 2014
- 12) 厚生労働省:平成 24 年度衛生行政報告例の概況. Available at: [http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei\\_houkoku/12/](http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/12/). Accessed June 24, 2014
- 13) Centers for disease control and prevention: Youth Risk Behavior Surveillance－United States, 2011. MMWR 61, 2012
- 14) Mirestean IN, Irimie SI: Aspects of tobacco, alcohol and illicit drugs consumption among

- students from Romania. The 19th IUHPE World Conference on Health Promotion and Health Education. Available at: [http://www.iuhpeconference.net/pages/programme\\_meetings/Poster\\_sessions.php](http://www.iuhpeconference.net/pages/programme_meetings/Poster_sessions.php). Accessed July 12, 2010
- 15) The Health Promotion Research and Development Unit of the Medical Research Council, South Africa: Umthente Uhlaba Usamila – The South African Youth Risk Behaviour Survey 2008. South African Medical Research Council, Cape Town, 2010
  - 16) Hong NS, Kim KY, Park SW et al.: Trends in Cigarette Use Behaviors Among Adolescents by Region in Korea. *Journal of Preventive Medicine and Public Health* 44: 176-184, 2011
  - 17) Song Y, Ji CY: Sexual intercourse and high-risk sexual behaviours among a national sample of urban adolescents in China. *Journal of Public Health* 32: 312-321, 2010
  - 18) 野津有司, 中山直子: 青少年の危険行動に関する研究の概況－第 20 回 IUHPE 世界会議での発表研究を基に－. *日本健康教育学会誌* 19: 89-96, 2011
  - 19) Lee A, Tsang CKK: Youth risk behaviour in a Chinese population: a territory-wide youth risk behavioural surveillance in Hong Kong. *Public Health* 118: 88-95, 2004
  - 20) Guedes DP, Lopes CC: Validation of the Brazilian version of the 2007 Youth Risk Behavior Survey. *Rev Saúde Pública* 44: 1-9, 2010
  - 21) 高倉実: 沖縄県の高校生における危険行動の推移: 2002 年～2008 年. *学校保健研究* 54: 170-177, 2012
  - 22) Jessor R: Risk behavior in Adolescence: A Psychosocial Framework for Understanding and Action. *Journal of Adolescent health* 12: 597-605, 1991
  - 23) 野津有司: 青少年の喫煙に関する調査研究 第 2 報－高校生の喫煙行動に関連する諸要因の検討－. *学校保健研究* 27: 190-200, 1985
  - 24) 川畑徹朗, 中村正和, 大島明ほか: 青少年の喫煙・飲酒行動－Japan Know Your Body Study より－. *日本公衆衛生雑誌* 38: 885-899, 1991
  - 25) 西岡伸紀, 岡田加奈子, 市村國夫ほか: 青少年の喫煙行動関連要因の検討－日本青少年喫煙調査 (JASS) の結果より－. *学校保健研究* 35: 67-78, 1993
  - 26) 小島章子, 渡辺雄二, 青木宏: 高校生の飲酒行動に関する研究－親子関係を中心に－. *学校保健研究* 39: 221-232, 1997
  - 27) 村松常司, 野村和雄, 北井美奈子ほか: テレビたばこ CM による中学生の喫煙に対するイメージへの影響. *学校保健研究* 36: 487-495, 1994

- 28) 呉鶴, 川田智恵子, 山崎喜比古ほか: 中学生における薬物使用経験・未経験者の心理社会的要因. 学校保健研究 37: 210-219, 1995
- 29) Kawabata T, Cross D, Nishioka N et al.: Relationship between self-esteem and smoking behavior among Japanese early adolescents : Initial results from a three-year study. J School Health 69: 280-284, 1999
- 30) 川畑徹朗, 石川哲也, 勝野真吾ほか: 中・高校生の性行動の実態とその関連要因ーセルフエスティームを含む心理社会的変数に焦点を当ててー. 学校保健研究 49:335-347, 2007
- 31) 近森けいこ, 川畑徹朗, 西岡伸紀ほか: 思春期のセルフエスティームおよびストレス対処スキルと運動習慣との関係ー6年間の縦断調査の結果よりー. 学校保健研究 47: 29-39, 2005
- 32) 春木敏, 川畑徹朗:小学生の朝食摂取行動の関連要因. 日本公衆衛生雑誌 52:235-245, 2005
- 33) 渡邊正樹: Sensation Seeking とヘルスリスク行動との関連ー大学生における交通リスク行動, 喫煙行動, 飲酒行動の調査よりー. 健康心理学研究 11: 28-38, 1998
- 34) 野津有司: 喫煙, 飲酒, 薬物乱用防止教育の充実・強化に向けて. 小児科臨床 64: 1505-1511, 2011
- 35) 片岡千恵, 野津有司: 青少年の危険行動の防止. 保健の科学 53: 333-337, 2011
- 36) Rosenberg M: Society and the adolescent self-image. 30, Princeton University Press, New Jersey, 1965
- 37) Masten AS, Best KM, Garmezy N: Resilience and development: Contributions from the study of children who overcome adversity. Development and Psychopathology 2, 425-444, 1990
- 38) 市村國夫, 下村義夫, 渡邊正樹: 中・高校生の薬物乱用・喫煙・飲酒行動と規範意識. 学校保健研究 43: 39-49, 2001

## 第2章 規範意識の概念と測定尺度の検討

### 第1節 規範意識の概念の整理

#### 第1項 規範意識の概念

まず、規範意識の辞書的定義をみると、「①ウィンデルバントの用語。相対的な現実の価値判断を超えて、あらゆる評価に対し普遍的・絶対的な価値を規範として妥当させ、かつ担う意識。②ある対象について価値判断を下す際、その前提になっている価値を価値として認める意識」<sup>1)</sup>、「ある行為範型に従うべきである、またはある範型がある集団で拘束力をもっているという主観的な表象で、自己の行為を律し、自他の行為を評価する規準として、人格に内面化されているもの」<sup>2)</sup>などと示されている。

また、規範意識の操作的定義としては、久世ら<sup>3)</sup>による「多くの者によって共有されている価値基準とその実現のためにとられるべき行為の様式」である規範が「内面化されたもの」がみられる。この定義は、社会学や心理学の立場から行われた規範意識に関する研究においてしばしば用いられているものである。文部科学省・警察庁による「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」<sup>4)</sup>の中では、規範意識とは「人間が行動したり判断したりする時に従うべき価値判断の基準」である規範を「守り、それに基づいて判断したり行動しようとする意識」と述べられている。

規範意識については、このように必ずしも同一の視点から定義されているとは言えないものの、少なくとも規範を尊重し従おうとする意識であることが理解される。しかしながら、「規範」の捉え方によって、規範意識の概念は異なることになる。本項では、多様に捉えられる規範の概念を整理した上で、本研究における規範意識の概念を示す。

規範については、「①のり。てほん。模範。②〔哲〕のっとるべき規則。判断・評価または行為などの拠るべき手本・基準」<sup>5)</sup>や「①行動や判断の基準となる模範。手本。②哲学で、判断・評価・行為などの基準となるべき原則」<sup>1)</sup>といった辞書的定義がみられ、一般的には、規範は手本や模範という意味を持ち、模倣の対象であり目指されるものとして捉えられていると言える。また、哲学の分野において、規範は「のっとるべき規則」や「基準となるべき原則」というように、当為的な意味を有する規則、基準、原則等として捉えられている。このことは、哲学・思想事典<sup>6)</sup>において、規範とは「行為・評価・決定の準則。一般的準則たるルールと同義で使用されることが多いが、個別的な道徳判断や法的決

定も含まれることがある。『べし (ought, Sollen)』という当為の様相に規範性 (normativity) の核心がある」と示されていることから理解される。また、「規範への同調可能性の源泉は、規範命題の体系そのものの普遍的妥当性とそれを把握する人間の理性、良心の働きに求められることが多いので、規範とは人間の評価が真、善、美を実現するために必ず従わなければならない基準となる命題であるとされることが多い」<sup>7)</sup> という概念規定もみられ、人間社会において「あるべき」とされる普遍的、絶対的な価値を規範として捉える場合が多いようである。

こうした規範の概念を踏まえながら、ここではさらに青少年の危険行動の防止という視点を考慮して、規範について2つの視点から整理した。

一つ目の視点は、規範が個人的な性質のものであるのか、あるいは社会的な性質のものであるのかという点であり、規範が有する拘束力の及ぶ範囲から二分するものである。前者は、個々人が、自分の判断や行動の基準として個人的に持つ規範であり、後者は、ある集団や社会に所属するすべてあるいは多くの人々に共通する基準であり、社会的な規範である。個人的な規範と社会的な規範は、それぞれの規範の拘束力の及ぶ範囲が異なることに加えて、その規範に従わなかったり反したりした場合に受ける制裁や罰則の強さが異なる。個人的な規範は、自分自身が個人的に決めて、主として自分自身に限っての判断や行動に適用されるものであるため、それに従わなかったとしても、少なくとも他者から受ける制裁はない。一方で社会的な規範は、当該の集団に所属するすべてあるいは多くの人々に適用されるものであるため、それに従わなかった場合は当該の集団や他者から、多少の制裁や罰則を受ける場合が多い。

このうち個人的な規範に対する意識は、個人の価値観やビリーフとして考えられる場合もあり、規範意識として捉えるには難がある。すなわち、青少年の危険行動に関わっては特に、それぞれの個人においてある特定の行動に対するビリーフを持っていることも少なくないことから、これと規範意識とを区別する必要がある。

他方で、社会学や法社会学の分野においては、規範を社会的な規範として捉えていることが多い。すなわち、規範は社会や集団に属するすべての人々に関わる基準を意味し、具体的には慣習、モーレス、道徳、法を規範とする考え方がみられる(表 2-1)<sup>8)</sup>。なお、高野<sup>9)</sup>は、学校における規範には法規範、宗教(派)規範、仲間(集団)規範、倫理(道徳)規範が主として存在すると述べており、児童生徒における規範意識を考える際に参考に値する。

これらのことを踏まえて本研究では、規範意識を、個人的な規範ではなく社会的な規範に対する意識として捉えることとした。

表 2-1. 清永ら（1993）<sup>8)</sup> による規範の分類

慣習	伝統、習俗、しきたり、流行など、日常生活で反復して行われているうちに多くの成員に遵守されるようになった行動の様式
モース	慣習のうち、それを守ることに特別の価値が与えられ、違反者には象徴的に強い制裁が加えられるようになったもの
道徳	善悪の価値を中心にすえた日常的な規範
法	社会の正当な権力によって布告され、成員に普遍的に適用される成文化された規範

もう一つの視点は、規範について、実際に多くの者においてみられる考え方や行動であるために規範とするのか、あるいは善悪に照らし合わせて善いものであるために規範とするのか、という視点である。これまでに示されている規範の概念では、両者の考え方がそれぞれみられる。前者については例えば、「社会やコミュニティやグループの中で一般に受け入れられている行動基準」<sup>10)</sup>、「ある特定の社会集団において、その成員が同調するように要求される行動の標準」<sup>11)</sup>などが挙げられる。この場合の規範は、多くの者にみられる判断や行動を指しており、それが善悪の基準に照らして善いものであるかどうかについては、一義的には考慮されていない。一方で後者については、規範とは、「社会成員としての人間が守るべき具体的なルールを規定したもの」<sup>12)</sup>、「集団、社会の成員がその行為を通じて追求すべき（または追求すべきでない）価値の基準や行為の様式を顕示的、黙示的に指示、禁止、奨励する当為命題のこと」<sup>13)</sup>、「道徳的判断のような善悪の評価を含む判断を行ったり、善悪の評価をともないうる行為を行う場合、われわれはなんらかの評価基準を参照しているが、このような価値基準を規範という」<sup>14)</sup>などの定義が具体的に挙げられる。

この点について Cialdini et al.<sup>15)</sup> は、社会規範を命令的規範（injunctive norm）と記述的規範（descriptive norm）と称して分類している。命令的規範とは、とるべき望ましい行動として評価される規範であり、当為的な性質を持つものである。記述的規範とは、実際に多くの人々がとっている行動として知覚される規範であり、必ずしも当為的なものとは限らない。

このように規範について2つの捉え方がみられる中で、規範意識の概念を考える際には、

どちらに主眼を置くことが求められるのであろうか。これに関して、見田<sup>16)</sup>による規範意識の考え方が示唆的であり、参考となる。見田は、規範意識を価値意識の下位概念として位置づけて、もう一つの価値意識の下位概念である欲求性向とときには厳しく対立しさえするものであると示している（図 2-1）。そして、規範意識については、「価値意識のうち、規範とのかかわりによって生ずる意識」と述べている。具体的には「人間が、あることを『よい』とか『よくない』とか評価する際の価値意識には、評価対象が自己の欲求性向の充足に適合するかどうかということにかかわる意識だけでなく、評価対象となる行為、考え方などが、たとえ自己の欲求充足を妨げるようなものであったとしても、規範に照らしてなすべき『よい』行為・考え方であるとするような意識が含まれている。価値意識に含まれるこのような意識が規範意識である」<sup>17)</sup>と説明している。この考え方に基づけば、価値意識の下位概念である規範意識は、規範を当為的であり望ましいものとして肯定的に受け止め、従おうとする意識であると考えられる。すなわち、当為的な性質をもつ規範に対する意識を規範意識と捉えることが妥当であると言える。

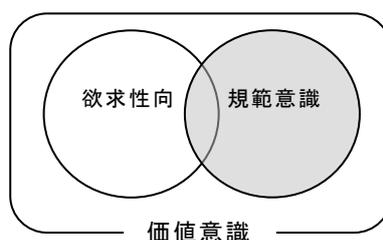


図 2-1. 価値意識の下位概念としての規範意識（見田，1966）<sup>16)</sup>

また、小林<sup>18)</sup>においても、規範の意味の中心は当為、すなわち、「～べきである」あるいは「～べきでない」と表現される規則にあるとし、仮に当為を規範の意味に含めないならば、規範は知識から区別できなくなると述べている。ここでも、規範を当為的な性質をもつ規範に限って捉えていることがうかがえる。

さらに、規範に当為的な意味を含めないならば、規範意識は個人の価値観を否定するような概念として誤って捉えられてしまう恐れもある。すなわち、社会あるいは集団の多くの人々の考えや行動に対して従おうとする意識を規範意識とし、そうした意識を高めることが重要だとするならば、それは多様性が認められるべき個人の価値観を否定するような概念として誤解されることにもなりかねない。

以上のことから、本研究では、青少年の危険行動に関わる規範意識を「社会的および当

為的な規範に対して、それを尊重し、従おうとする意識」と操作的に定義することとした。  
規範意識は、個人の行動を律し、集団における秩序の維持や良好な人間関係の維持、構築に寄与するなど、人間として持つべき重要な資質・能力であると言える。

## 第2項 規範意識とその類似概念との区別

本項では、教育学および健康教育学の分野において、規範意識に類似する主な概念を取り上げて比較をしながら、規範意識の概念の特徴について述べる。

まず、規範意識は、規範についての知識とは異なるということについてである。例えば「我が国では未成年の喫煙は禁止されている」などの規範について、知識として知っていることをもって規範意識が良好であると言うことはできない。神林<sup>19)</sup>は、規範意識について、行為に対する善悪判断の知識の側面と、規範の受容に関わる意識という2つの側面を有するという捉え方をしている。前者の行為に対する善悪判断の知識とは、規範をどの程度知識として有しているかという、規範についての知識を指している。本研究では、規範についての知識を有することを規範意識の一側面として捉えるのではなく、そうした知識を前提としながら、知識として有する規範についてどの程度尊重したり守ったりしようとしているかという、規範に対する肯定的な意識を規範意識と捉える。規範意識は、規範が存在するという知識さえ教えれば育成されるものではないことから、本研究では、規範意識を規範についての知識とは区別して捉える。

次に、規範意識と法意識との関わりについてである。法意識については、法社会学の分野において日本人の契約意識という視点からの議論<sup>20) 21)</sup>がみられるなど、様々な知見が蓄積されている。ここでは、青少年の規範意識に焦点を当てていることから、米国の学齢期の子供を対象とした法教育<sup>22)</sup>を参考としながら我が国において先駆的に研究に取り組んでいる江口ら<sup>23) 24)</sup>の考え方を取り上げて述べる。法教育では、法に関する知識、法を遵守しようとする意識、法についての見方や考え方、意思決定等に関する学習が位置付けられており、法的知識、法に関連する意識や感覚、法的態度の育成等が目指されている<sup>22) 24)</sup>。この中で法意識は、法教育で目指されるもののうち、法を遵守しようとする意識であると考えられる。法は規範の具体の一つ<sup>8)</sup>であることから、規範意識は法意識を包含する概念であると捉えることができよう。

また、法と同様に規範の具体の一つである道徳<sup>8)</sup>に関しては、道徳性という概念から、子供における道徳性の発達を説明しているものが目立つ<sup>25) 26)</sup>。今日の我が国の学校における道徳教育をみても、道徳性を養うことが目標として示されている<sup>27) 28)</sup>。道徳性は「人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性」であり、具体的には「道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度など」と説明されている<sup>27) 28)</sup>。そして、道徳性の涵養を目指す道徳教育では、規範意識の

育成に関わる学習内容が位置付けられており<sup>27) 28)</sup>、規範意識は道徳性に含まれる一つの要素として捉えることができよう。また加藤<sup>25)</sup>においても、道徳性の発達の中には規範意識の発達も含まれることが述べられている。

さらに、米国における危険行動の関連要因に関する先行知見において、しばしばみられる **normative belief**<sup>29) -31)</sup> と規範意識との違いについて述べる。我が国の危険行動に関する研究をみると、**normative belief** を規範意識と訳して捉えている報告もあるが<sup>32)</sup>、その概念をみると規範意識とは考えにくく、本研究では **normative belief** は規範意識と区別する。青少年の危険行動の防止に関して社会的な要因の影響に注目した代表的な研究者の一人である Hansen<sup>33)</sup>によれば、**normative belief** とは、多くの者に共通して受け入れられていると思っている個人のビリーフであると述べられている。そして、青少年の飲酒に関する **erroneous normative belief** を、飲酒の現状を実際より過大に見積もっていること、すなわち飲酒はより広く普及していると誤って信じていること、であると示している。**normative belief** は、社会的な規範を守ろうとする意識ではなく、社会的な規範に関わる個人の認識や信念であると言え、規範意識とは区別され得る。

## 第2節 青少年を対象として作成された規範意識尺度の概観

規範意識の状況を把握する方法の一つとして、尺度を用いた質問紙法による測定が挙げられる。質問紙法は、観察法や面接法の調査方法と比較して、より多くの者を対象として効率的に実施でき、客観性を有することから、我が国の青少年を対象とした調査において多用されている。

そうした中で、どのような質問項目によって規範意識を測定する尺度を構成するのかという点が極めて重要となる。尺度とは、人間の心理特性の概念を数値に反映させて測定し、その状況を把握する際に用いられるものであり、当該の概念について単に1項目ではなく、複数の項目から測定するものである（図2-2）。なぜなら、心理特性は、測定の基準がないため、実態のある物質のようにその概念の大きさや量などを1項目のみで焦点化して測定することはできないからである<sup>34)</sup>。

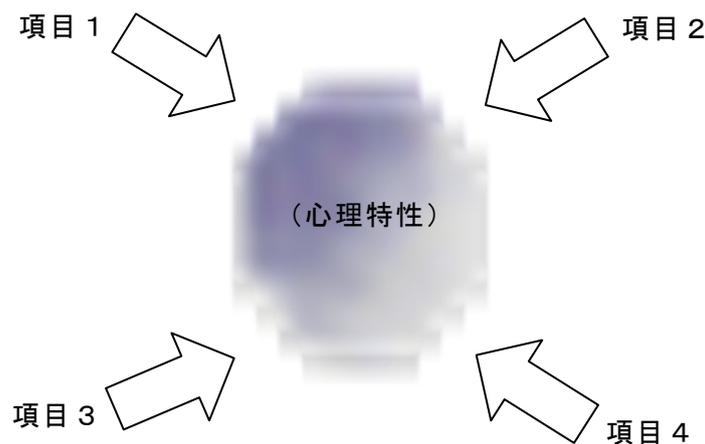


図2-2. 心理特性の測定尺度の概念図（堤，2009）<sup>34)</sup>

これまでの規範意識尺度の質問項目をみると、対象とする規範の内容に関して、大きく2つに分類された。一つは、個々の違法行為や問題行動に対する意識（以下、特定の問題行動に関する規範意識）を測定しようとするものであり、もう一つは、伝統的な慣習や社会的なルール、マナーなどの規範全般に対する意識（以下、全般的な規範意識）を測定しようとするものであった（表2-2）。

まず、特定の問題行動に関する規範意識を測定するものを概観する。清永ら<sup>35) 36)</sup>は、規範意識を反社会的規範行為に対する許容の程度と捉えて、タバコを吸うなどの犯罪行為

を中心にした法的規範から逸脱した「反法的規範行為」、夜遊びをするなどの社会的慣習や慣行から逸脱した「反社会的慣習行為」、学校をさぼる、親の財布から金を持ち出すなどの学校や家庭の規範から逸脱した「反学校・反家庭内規範行為」の3分類、計25項目を作成している。そして、これらの各質問に対して、許容の程度を問うことによる回答選択肢が設けられている。

また、安藤<sup>37)</sup>は、青少年が日常的に経験すると思われる30項目の反社会規範行為について、田中<sup>38)</sup>は、不良行為、信頼破棄行為、不道德行為、身体軽視行為に関する計39項目について、原田ら<sup>39)</sup>は、遊び・快樂志向行動、学校内逸脱行動、校則違反行動、法律・道徳違反行動、自己中心行動に関する計40項目について、それぞれ問題行動を取り上げて質問項目を作成している。これらも各行動の許容の程度について回答を求めることにより、規範意識の状況を測定している。

このほかに、林<sup>40)</sup>は、校則違反的行動、犯罪的行動、性非行的行動に関する31項目について、神林<sup>19)</sup>は、8項目について、それぞれ問題行動に対する善悪の程度を回答させることにより、規範意識の状況を測定している。

なお、吉井ら<sup>41)</sup>は、成人を対象として、喫煙や飲酒といった不健康行動に関する規範意識を「不健康行動に対する理由へのその人個人の肯定・否定の傾向」と定義し、不健康行動を行う理由づけという視点から規範意識を測定している。具体的には、「仲間との付き合いのためなら、深酒をすることがあってもよい」、「タバコを吸ってリラックスできるのならば、よいことだ」などの項目に対する賛否を問うている。しかし、「何よりも健康な人生が大切だ」といった健康価値観と思われる項目もみられること、「仲間との付き合いのためなら」といった設定された理由によって回答が左右され得ることなど、規範意識を測定する項目として妥当とは言い難いことも指摘される。

このように、規範意識を特定の問題行動に関する意識を問うことによって把握するものは多くみられた。しかしながら、これらは取り上げられた問題行動によって、測定される規範意識の状況が異なるという限界もある。また、回答者は認知的不協和を低減させようとして、質問された行動について自分の実際の行動を肯定するように回答しやすいことも考えられる。すなわち、自分自身の実際の行動の状況が回答に反映されるというバイアスが生じることが憂慮される。

次に、全般的な規範意識を測定する尺度について挙げる。代表的なものとしては、久世ら<sup>3)</sup>による11項目の規範意識尺度がある。具体的には、「先輩と後輩との上下関係はいつ

もまもらなければならない」、「親などの目上の人の意見にはしたがった方がよい」、「子どもは親孝行すべきである」といった項目に対して、賛否の意識を回答させるものである。この尺度は、対象を変えて複数回調査され、因子分析の結果から得られた尺度であること、また、これまでに複数の調査研究で使用されていることなどから、規範意識を測定する尺度として最も広く知られているものであると言える。ただし、項目の中には「長男が家をつぐのは当然だ」、「家庭では、親がすべての実権を握るのが望ましい」など、特定の文化や時代等を背景とした規範であると思われるものも含まれており、現代においてこれを規範として賛成することが規範意識の高さを示すと言えるのかどうか、検討を要する項目もみられる。その後、和田ら<sup>42)</sup>は、この11項目の尺度を基にして、9項目からなる規範意識の測定尺度を開発している。回答は、「非常に賛成」～「非常に反対」という規範に対する賛否を問うている。

このほかに、木村<sup>43)</sup>による校則に対する意識、友人に対する意識、日常生活場面での規範意識という3側面における13項目の尺度や、牧野ら<sup>44)</sup>による「社会のルールを守る」、「約束を守る」などの10項目から成る尺度がみられる。しかしながら、木村の質問項目のうち「友だちと話が盛り上がっているのに、その場のふんいきを台無しにするようなことをする」や「友だちの気持ちを察しようとしなさい」、また牧野らの質問項目のうち「相手の立場を理解するように努める」や「がまんをする」はそれぞれ、規範意識というよりも社会性に関わる内容と思われる。

以上、これまでにみられる規範意識尺度の質問項目について、特定の問題行動に関する規範意識と全般的な規範意識の2つの視点から概観した。規範意識を質問紙法で測定する場合、その質問や回答の形式には、「～すべきである」あるいは「～すべきでない」といった当為的な表現が用いられるものと予想されたが、そのような表現は多くはなかった。その理由としては、回答に関する社会的望ましさの問題、すなわちいわゆる建前として回答されてしまう恐れがあるという問題が指摘されることがある。しかしながら、この問題を避けるために用いられた許容の程度で回答する方法に関しても賛否両論がみられる。田中<sup>38)</sup>は、許容の程度で回答する場合は、回答に関して防衛機制が働きにくいとして是としているのに対し、清永ら<sup>35)</sup>は必ずしもそうとは言えないとして慎重な立場を示している。許容の程度で回答を求める場合、それが規範意識を測定しうるものであるかについて吟味する必要がある。本章第1節で述べた本研究における規範意識の概念定義からすると、「～すべきである」、あるいは「～すべきでない」といった表現を用いることが適切であろう。

回答のいわゆる建前の問題は必ずしも否定できないとしても、規範意識を測定する際に当為的な表現を用いないことによる妥当性の欠如は、規範意識の概念の測定に関わる大きな欠点となり得る。また、許容の程度で問う場合、行動によっては、誰にとっての許容の程度であるかによって結果が異なることも考えられ、回答の妥当性が低下すると思われる。

表 2-2. 青少年を対象とした主な規範意識尺度

	文献	項目数	下位尺度
特定の問題行動に関する規範意識	安香ら (1990) <sup>45)</sup>	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規範認識</li> <li>・ 規範感情</li> <li>・ 賞罰意識</li> </ul>
	安藤ら (1993) <sup>37)</sup>	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反学校規範行為</li> <li>・ 反法的規範行為</li> <li>・ 反社会的慣習行為</li> <li>・ 反家庭内規範行為</li> </ul>
	田中 (2000) <sup>38)</sup>	39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不良行為</li> <li>・ 信頼破棄行為</li> <li>・ 不道德行為</li> <li>・ 身体軽視行為</li> </ul>
	原田ら (2000) <sup>39)</sup>	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊び・快楽志向行動</li> <li>・ 学校内逸脱行動</li> <li>・ 校則違反行動</li> <li>・ 法律・道徳違反行動</li> <li>・ 自己中心行動</li> </ul>
	市村ら (2001) <sup>32)</sup>	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙に関する規範意識</li> <li>・ 飲酒に関する規範意識</li> <li>・ 薬物乱用に関する規範意識</li> </ul>
	林 (2001) <sup>40)</sup>	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校則違反的の行為</li> <li>・ 犯罪的の行為</li> <li>・ 性非行的の行為</li> </ul>
	神林 (2002) <sup>19)</sup>	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的規範意識 (行為についての善悪判断)</li> <li>・ 学校の規則に対する意識 (規範の受容に関する意識)</li> </ul>
	清永ら (2004) <sup>36)</sup>	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反法的規範行為</li> <li>・ 反社会的慣行行為</li> <li>・ 反学校・反家庭内規範行為</li> </ul>
全般的な規範意識	久世ら (1988) <sup>3)</sup>	11	(設定なし)
	和田ら (1990) <sup>42)</sup>	9	(設定なし)
	牧野ら (2001) <sup>44)</sup>	10	(設定なし)
	木村 (2003) <sup>43)</sup>	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校則に対する意識</li> <li>・ 友人に対する意識</li> <li>・ 日常生活場面での規範意識</li> </ul>

### 第3節 青少年の危険行動に関わる規範意識の測定尺度

前節における規範意識尺度の概観により、青少年の危険行動との関連を検討する際には、次のような特徴を有する尺度が求められると考えられた。第一に、特定の問題行動に関する規範意識を問うのではなく、全般的な規範に対する意識を問うものであるということである。特定の行動に対する意識を問う場合には、取り上げられた行動によって規範意識の状況が異なることに加えて、危険行動との関連を検討する際には結果の解釈が難しくなるからである。すなわち、ある特定の行動に対する意識を測定する場合は、自分の実際の行動を肯定するように回答しやすいため、実際の行動が反映された回答となってしまう恐れがあり、危険行動との関連を検討するには適さない。

第二に、本研究で示した規範意識の定義である「社会的および当為的な規範に対して、それを尊重し、従おうとする意識」を踏まえると、質問項目で取り上げる規範が社会的であり当為的な性格を有するものであることが必要である。これまでの規範意識尺度を検討した結果では、取り上げられた規範が必ずしも当為的な性格を有するとは言えないものがしばしばみられた。Cialdini et al.<sup>15)</sup>による社会規範の命令的規範 (injunctive norm) と記述的規範 (descriptive norm) の分類からすれば、多くの者においてみられる行動や判断である記述的規範についての意識を問う質問項目が少なくなかった。記述的規範に対する意識は、特定の時代や地域等の文化的な背景が回答に影響されることが危惧されるだけでなく、その記述的規範が社会的に望ましくない規範である場合には、そうした規範に対する肯定的な意識もまた望ましくない意識として捉えられるからである。

こうした点を踏まえると、日本青少年危険行動調査に関する研究プロジェクト（代表研究者：野津有司）によって作成された規範意識尺度（表 2-3）が注目に値する。この尺度をみると、以下の特徴を有することが示され、優れたものであると考えられる。

まず、この尺度は、青少年が日常生活において帰属する重要かつ身近な場や人間関係として「家庭」、「学校」、「地域」、「友人」の4つの下位概念が設定されている。家庭、学校、地域社会、友人関係といった場や人間関係において、それぞれ規範が異なることが考慮されている。青少年期は、自己を形成する時期にあり、親からの自立や一時的に大人への反抗を強めるような成長過程にあるため、例えば家庭や学校における規範には反発し、逆に仲間の規範を重視する傾向がみられることも推察される。これまではしばしば、規範意識について、法律や社会の規則およびルールなどの地域社会における規範のみが注目され、

その遵守意識として狭義に捉えられることが少なくなかった。しかし本尺度は、地域社会における規範意識のみならず、学校、家庭および友人関係における規範意識をも含めて把握できる点が特長の一つである。そして、危険行動との関連について、それぞれの場や人間関係における規範意識を考慮して明らかにすることができれば、危険行動を防止するためのアプローチを検討する上でより具体的な示唆を提示することができる。

二つ目の特徴として、こうした4つの下位概念を有しながらも、各下位概念について、尺度として必要な最小限の項目数と考えられている3項目ずつの計12項目という、簡便性を備えている点がある。質問紙法を用いて危険行動との関連を検討する際には、調査票において危険行動やその要因に関する多くの調査内容を取り上げる場合が多く、回答者の負担を考慮すると、一つの内容に関する質問項目数をできるだけ少なくする必要がある。

さらに、各下位概念における質問項目3項目について、それぞれ取り上げられている規範を分析すると、①各下位概念における「特徴的な規範」またはその集団の人との「約束」を守ったり尊重しようとする意識、②各下位概念における「規則・ルール」または「きまり」を守ろうとする意識、③各下位概念における「人々の忠告や意見」を重視しようとする意識、の3つの視点で作成されている。このうち③については、すべての下位概念において同じである。①および②については、「地域」および「学校」という公的な場である下位概念と、「家庭」および「友人」という比較的私的な場である下位概念で、用いられている規範の内容が分けられた。「地域」および「学校」では、より多くの人々が属する集団であり、そこでの規範は明文化されて周知、共有されているものが多いと思われることから、①および②ともに明文化された規範である「法律」、「教育方針」、「規則・ルール」が取り上げられている。他方で、「家庭」および「友人」においては、明文化された規範は比較的少ないと考えられ、「約束」および「きまり」という必ずしも明文化されていない規範が取り上げられている。このように、各下位概念において同様の視点で規範を取り上げて質問項目が作成されており、規範意識の測定において一定の内容的な妥当性を有するものであると言える。

表 2-3. 青少年の危険行動に関わる規範意識尺度（野津ら）

下位概念	項目
「家庭」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親との約束は守るべきである。</li> <li>・ 家族の中でのきまりは守るべきである。</li> <li>・ 親の忠告や意見は重視すべきである。</li> </ul>
「学校」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の教育方針は尊重すべきである。</li> <li>・ 学校の規則・ルールは守るべきである。</li> <li>・ 学校の先生の忠告や意見は重視すべきである。</li> </ul>
「地域」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の法律は守るべきである。</li> <li>・ 地域の規則・ルールは守るべきである。</li> <li>・ 近所に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである。</li> </ul>
「友人」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 友だちとの約束は守るべきである。</li> <li>・ 友だちの中でのきまりは守るべきである。</li> <li>・ 友だちの忠告や意見は重視すべきである。</li> </ul>

## 第4節 青少年の危険行動に関わる規範意識尺度の信頼性および妥当性の検討

### 第1項 調査の目的および方法

#### (1) 目的

青少年の危険行動の出現には様々な要因が考えられる中で、危険行動には法令に触れる行動が多いことなどから、青少年の規範意識に注目して危険行動との関連を明らかにすることは有意義である。しかしながら、これまでに青少年の規範意識と危険行動との関連を検証した報告はほとんど見られず、十分な知見は蓄積されていない。その理由の一つとして、信頼性や妥当性が確認されている規範意識尺度は散見されるものの、その具体的な測定項目をみると、危険行動との関連を検討する上では課題が指摘されるものが多いことがある。

これまでに報告されている青少年の規範意識の測定項目は、特定の問題行動に対する意識を問うことによって規範意識を把握しようとするものが多い<sup>35) -40)</sup>。例えば「高校生がタバコを吸う」ことに対する許容の程度から、規範意識を捉えようとするものである。このような測定方法では、回答者は認知的不協和を低減させようとして、質問内容の行動について自分の実際の行動を肯定するように回答しやすいことから、危険行動の出現との関連を検討するには難がある。また、設定された測定項目数が30以上のものもみられ、青少年を対象とした調査は一般的に学校の授業中などの限られた時間で実施されることが多いことから、危険行動の項目とともに用いるには限界のある尺度も少なくない。

他方で、危険行動に対する意識を問うことによらない規範意識尺度としては、久世ら<sup>3)</sup>のものがある。この尺度は、規範意識を「多くの者によって共有されている価値基準とその実現のためにとられるべき行為の様式」である規範が「内面化されたもの」として、社会的なルールやマナーあるいは伝統的な慣習に対する意識を問う11項目で構成されている。その後、和田ら<sup>42)</sup>によってさらに検討され、9項目からなる規範意識尺度として提案されている。

そうした中で、家庭、学校、地域社会、友人関係といった青少年が日常生活において帰属する重要な場あるいは人間関係においてそれぞれ規範が異なる可能性があることを考慮して作成された野津らの規範意識尺度が注目に値する。この尺度は、「家庭」、「学校」、「地域」、「友人」の4つの下位尺度を有する計12項目の尺度である。

本尺度を用いて青少年の危険行動との関連を検討するにはまず、尺度の信頼性および妥

当性を確認する必要がある。尺度とは心理特性を測定するものであるが、その信頼性および妥当性が確認されなければ、測定する当該の心理特性を適切に測定できるものとは言えない（図 2-3）。尺度の信頼性とは、測定の正確さを表す概念のうち偶然誤差の小ささを示すものであり、常に安定した測定がなされることを示す指標である。信頼性は、その評価の仕方、すなわち誤差の捉え方によって多義的であるが、内的一貫性や安定性などが検討される場合が多い。また、尺度の妥当性とは、測定したい当該の内容を測定しているかどうかを示す概念であり、尺度の本質的な問題に関わるものである<sup>34) 46)</sup>。

本節では、野津らの青少年の危険行動に関わる規範意識尺度の信頼性および妥当性を検討することを目的とした。

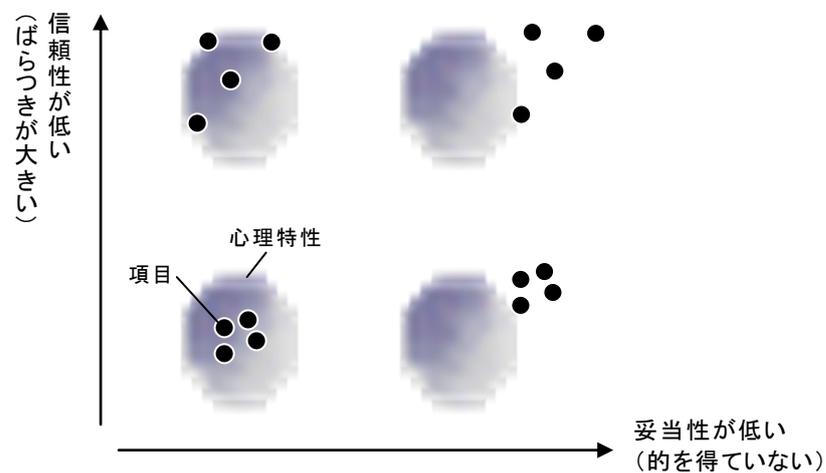


図 2-3. 尺度の信頼性と妥当性の概念図（堤，2009）<sup>34) 46)</sup>

## (2) 方法

### ① 対象

対象は、学校長の下承が得られた 2 県の県立高校計 3 校の 1～3 年生 908 人である。そのうち解析対象は、属性が不明の者や規範意識の項目に欠損値のあった者 23 人を除いた 885 人（男子 406 人，女子 479 人；有効回答率 97.5%）とした。

### ② 調査方法

調査は、2006 年 10 月～2007 年 2 月に、無記名自記式の質問紙法により実施した。調査票は、調査の目的や倫理面への配慮について説明した上で配布され、回答後は生徒自身がシール付きの封筒の中に入れて密封してから回収された。なお、本調査は筑波大学人間総合科学研究科研究倫理審査委員会の承認（記番号 196，平成 18 年 9 月 7 日）を得て行った。

また、信頼性の検討のための再テスト調査は、前述の調査とは別に、県立高校 1～3 年生 108 人を対象として 1 週間の間隔で 2 回行い、規範意識の項目に欠損値のあった 1 人を除いた 107 人（男子 100 人，女子 7 人；有効回答率 99.1%）を解析対象とした。

### ③ 分析方法

分析にあたり、各項目の回答について規範意識が高い状況ほど高得点を与えてスコア化し（例えば、「国の法律は守るべきである」の質問に対して「とてもそう思う」5 点、「ややそう思う」4 点、「どちらともいえない」3 点、「ややそう思わない」2 点、「とてもそう思わない」1 点）、下位尺度ごとに合算した。

項目分析として、各項目の平均得点と標準偏差の算出および Item-Total 相関分析（以下、I-T 相関分析）を行った。I-T 相関分析は、各項目得点とその項目を除いた当該下位尺度の合計得点との間で、それぞれ Spearman の順位相関係数を算出した。

尺度の因子構造を確認するために、本尺度の概念である「規範意識」を 2 次因子、「家庭」、「学校」、「地域」、「友人」の各下位概念を 1 次因子とした構造モデルを設定して構造方程式モデリングによる確認的因子分析を行い、モデル内のパス係数やモデル適合度を検討した。

尺度の信頼性は、Cronbach の  $\alpha$  係数および再テスト信頼性係数から検討した。なお再テスト調査は、女子の解析対象者数が少なかったため男女合わせて分析した。

妥当性は、和田ら<sup>42)</sup>の規範意識尺度との関連を、Spearman の順位相関係数を算出して検討した。和田らの尺度は、因子分析の結果から得られ、Cronbach の  $\alpha$  係数による信頼性も確認されている規範意識尺度である。

また、妥当性について、危険行動との関連を Spearman の順位相関係数を算出して検討した。取り上げた危険行動は、「有酸素運動不足」、「朝食欠食」、「月喫煙」（この 30 日間で 1 日以上喫煙）、「月飲酒」（この 30 日間で 1 日以上飲酒）、「シンナー乱用経験」、「性交経験」、「シートベルト非着用」、「暴力行為」、「自殺願望」の 9 項目である。これらは、我が国の青少年における危険行動の実態を包括的に把握することをねらいとした野津ら<sup>48)</sup>の全国調査（Japan Youth Risk Behavior Survey）において設定された 9 行動（①身体運動、②食行動、③喫煙、④飲酒、⑤薬物乱用、⑥性的行動、⑦交通安全上の行動、⑧暴力・武器携帯、⑨自傷行動）の中から、それぞれ代表的な項目として 1 つずつ選定したものである。その際には、全国調査の結果において、各行動に関する 2～5 項目の中で出現率が高かったもの、他の多くの危険行動の出現と関連がみられたもの、などの点を考慮した。各危険行動のスコア化については、出現に 0 点、非出現に 1 点を与えた。

なお、統計上の有意水準は、すべて 5%とした。統計パッケージは、SPSS 14.0 J for Windows および Amos 5 を用いた。

## 第2項 結果

### (1) 項目分析

各項目の平均得点および標準偏差を表 2-4 に示した。全 12 項目のうち「友だちとの約束は守るべきである」(4.55±0.70)と「友だちの中でのきまりは守るべきである」(4.33±0.83)の2項目は、平均得点±1標準偏差がとり得る得点範囲(1~5点)を上回った。

I-T 相関分析の結果、各項目得点とその項目を除く当該下位尺度の合計得点との相関係数は、「家庭」では.65~.74、「学校」では.73~.77、「地域」では.51~.74、「友人」では.42~.59であり、いずれも有意の中程度ないし強い相関が示された。

表 2-4. 項目分析

項目	Mean ± SD	I-T相関†
← 家庭	親との約束は守るべきである。	4.00 ± 0.93 .74 *
	家族の中でのきまりは守るべきである。	3.94 ± 0.97 .71 *
	親の忠告や意見は重視すべきである。	3.88 ± 0.94 .65 *
← 学校	学校の教育方針は尊重すべきである。	3.15 ± 1.06 .73 *
	学校の規則・ルールは守るべきである。	3.45 ± 1.08 .76 *
	学校の先生の忠告や意見は重視すべきである。	3.46 ± 1.06 .77 *
← 地域	国の法律は守るべきである。	4.01 ± 0.97 .57 *
	地域の規則・ルールは守るべきである。	3.90 ± 0.94 .74 *
	近所に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである。	3.39 ± 1.02 .51 *
← 友人	友だちとの約束は守るべきである。	4.55 ± 0.70 .52 *
	友だちの中でのきまりは守るべきである。	4.33 ± 0.83 .59 *
	友だちの忠告や意見は重視すべきである。	3.96 ± 0.83 .42 *

† Spearmanの順位相関係数

\* p < .05

## (2) 因子構造の確認

確認的因子分析の結果を図 2-4 に示した。2 次因子である「規範意識」から 1 次因子である各下位概念へのパス係数は、「家庭」.71, 「学校」.82, 「地域」.95, 「友人」.45 であった。また、各下位概念において、それらを測定する各項目へのパス係数は「家庭」.78~.87, 「学校」.83~.87, 「地域」.62~.79, 「友人」.58~.84 であった。以上の値はいずれも有意であった。なお、モデルの適合度は、GFI .952, AGFI .921, RMSEA .072 であった。

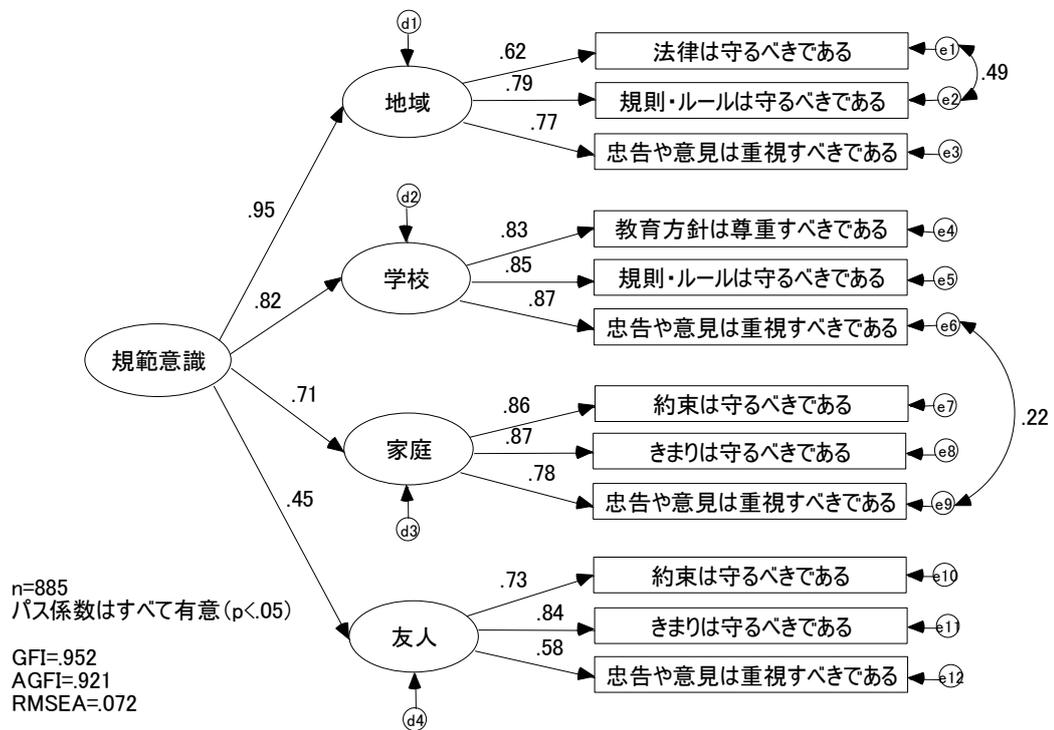


図 2-4. 規範意識尺度の確認的因子分析

### (3) 尺度得点の男女差

各下位尺度の平均得点は、男子 10.53～12.83、女子 9.66～12.86 であった（表 2-5）。「学校」および「地域」では平均得点に有意の男女差が示され、いずれも男子が女子に比して高得点であった。4 つの下位尺度のうち半数の 2 つで男女差が示されたことから、信頼性と妥当性は基本的に男女別で検討した。

### (4) 内的一貫性および再テスト信頼性

Cronbach の  $\alpha$  係数は、男子では「家庭」.89、「学校」.90、「地域」.83、「友人」.78、女子では「家庭」.85、「学校」.87、「地域」.79、「友人」.72 であった（表 2-5）。再テスト信頼性係数は「家庭」.61、「学校」.66、「地域」.55、「友人」.65 であり、いずれも有意の中程度の関連が示された。

表 2-5. 尺度の得点および信頼性

		Mean $\pm$ SD	$\alpha$ 係数	再テスト 信頼性係数
「家庭」	男	11.82 $\pm$ 2.71	.89	.61
	女	11.82 $\pm$ 2.40	.85	
「学校」	男	10.53 $\pm$ 3.05	.90	.66
	女	9.66 $\pm$ 2.69	.87	
「地域」	男	11.41 $\pm$ 2.73	.83	.55
	女	11.19 $\pm$ 2.28	.79	
「友人」	男	12.83 $\pm$ 1.97	.78	.65
	女	12.86 $\pm$ 1.88	.72	

\* 尺度得点の男女差 ( $p < .05$ , Mann-WhitneyのU検定)

再テスト信頼性係数はすべて有意 ( $p < .05$ )

### (5) 基準関連妥当性の検討

妥当性の検討として、和田らの規範意識尺度を採用し、基準関連妥当性を検討した。本尺度との相関係数を算出した結果、男子では「家庭」.54,「学校」.47,「地域」.48,「友人」.31,女子では「家庭」.46,「学校」.36,「地域」.40,「友人」.18であり、いずれも有意であった(表 2-6)。「友人」の相関係数は、男女ともに、他の下位尺度に比べてやや低値であった。

表 2-6. 尺度の基準関連妥当性 (Spearman の順位相関係数)

		本規範意識尺度			
		「家庭」	「学校」	「地域」	「友人」
和田らの規範意識尺度	男	.54 *	.47 *	.48 *	.31 *
	女	.46 *	.36 *	.40 *	.18 *

\*  $p < .05$

## (6) 危険行動との関連

取り上げた9項目の危険行動との相関について、男子では、下位尺度「家庭」、「学校」、「地域」については、「家庭」と性交経験および暴力行為、「地域」と自殺願望との間を除くすべてにおいて、有意の正の相関係数が示された(表2-7)。一方、「友人」については、すべての危険行動との間で有意の相関係数は示されなかった。

女子では、全4つの下位尺度について、「家庭」と有酸素運動不足および性交経験、「学校」とシンナー乱用経験、「地域」と有酸素運動不足、「友人」と有酸素運動不足、朝食欠食および性交経験との間を除くすべてにおいて、有意の正の相関係数が示された。

表2-7. 危険行動の出現との関連 (Spearmanの順位相関係数)

危険行動 (評価基準)		「家庭」	「学校」	「地域」	「友人」
有酸素運動不足 (この7日間で3日以上実施しない)	男	.12 *	.16 *	.15 *	.08
	女	.06	.10 *	.02	-.02
朝食欠食 (この7日間で1日以上食べていない)	男	.13 *	.13 *	.14 *	.04
	女	.20 *	.16 *	.16 *	.08
月喫煙 (この30日間に1日以上ある)	男	.13 *	.25 *	.22 *	.01
	女	.22 *	.29 *	.28 *	.16 *
月飲酒 (この30日間に1日以上ある)	男	.17 *	.27 *	.27 *	.09
	女	.16 *	.18 *	.19 *	.10 *
シンナー乱用経験 (今までにある)	男	.11 *	.13 *	.19 *	.09
	女	.10 *	.04	.15 *	.14 *
性交経験 (今までにある)	男	.06	.20 *	.15 *	.01
	女	.08	.24 *	.16 *	.06
シートベルト非着用 (めったに・まったく着用せず)	男	.19 *	.15 *	.17 *	.03
	女	.20 *	.21 *	.17 *	.09 *
暴力行為 (この12ヶ月間にある)	男	.08	.15 *	.17 *	-.02
	女	.20 *	.11 *	.14 *	.25 *
自殺願望 (この12ヶ月間にある)	男	.10 *	.12 *	.06	.06
	女	.15 *	.15 *	.12 *	.10 *

\* p < .05

### 第3項 考察

本規範意識尺度は、「家庭」、「地域」、「学校」、「友人」の4つの下位概念を設定している。この仮説に基づく構造モデルを検証した結果、2次因子である「規範意識」から1次因子である各下位概念へ、および1次因子から各観測変数へのそれぞれのパス係数は、いずれも有意の比較的高い値を示し、モデルの適合度も十分な値であった。したがって、規範意識をこれら4つの下位概念から捉えた本尺度の因子構造の妥当性が確認されたと言える。

各項目の平均得点と標準偏差をみると、本尺度の全12項目のうち下位尺度「友人」の中の「友だちとの約束は守るべきである」と「友だちの中でのきまりは守るべきである」の2項目については、平均得点±1標準偏差がとり得る得点範囲を上回り、天井効果<sup>48)</sup>が懸念された。すなわちこの2項目は、大多数の者が「とてもそう思う」と「ややそう思う」という肯定的な回答をする傾向にあることが示された。尺度は個人差を測定するものという考え方からすれば、これらについてはやや難があると言わざるを得ない。ただし、高校生は発達段階の特徴として、友人関係を重視する傾向にあると考えられることから、この結果は高校生における友人に関する規範意識の特徴を示すものとして受け止めることもできよう。

本尺度の信頼性については、Cronbachの $\alpha$ 係数は、すべての下位尺度において男女ともに十分な値を示した。なお、規範意識尺度としてこれまでに信頼性が確認されている久世らの11項目からなる尺度および和田らの9項目からなる尺度は、それぞれ大学生を対象とした調査の結果、 $\alpha$ 係数は両尺度ともに.73であり<sup>3) 42)</sup>、本尺度の $\alpha$ 係数は、それと同等あるいはそれ以上の良好な値であった。また、I-T相関分析の結果では、各項目得点とその項目を除く当該下位尺度の合計得点との間に、それぞれ有意の中程度ないし強い関連が示された。これらのことから、各下位尺度において内的一貫性を有することが認められた。さらに、再テスト信頼性についても、すべての下位尺度において有意の中程度の相関係数が示された。

妥当性については、男女ともにすべての下位尺度において、和田らの規範意識尺度との間で有意の関連が示され、規範意識を測定する尺度として妥当性を有することが示唆された。その中で、下位尺度「友人」は、他の下位尺度に比べて男女ともに相関係数がやや低値であった。和田らの尺度は伝統や習慣の尊重、上下関係の重視などの視点から作成された項目が目立つことから、同世代の人間関係である「友人」における規範意識は、和田ら

の尺度との間で比較的弱い関連であったと考えられる。

次に、関連が予想される危険行動との相関関係を検討した結果では、下位尺度「地域」、「学校」、「家庭」については男女ともに、危険行動との間で関連があることが示された。これまでに喫煙、飲酒、シンナー乱用については、市村ら<sup>32)</sup>が中・高校生を対象として、それぞれの行動の経験がある者はない者に比べて規範意識が低いことを報告しており、本研究でも同様の結果が示された。青少年の喫煙と飲酒、薬物乱用、シートベルト非着用、暴力行為については、それらが法令に触れる行動であるため、本尺度の「国の法律は守るべきである」や「地域の規則・ルールは守るべきである」といった項目から構成される「地域」における規範意識がそうした危険行動と関連があることが示されたことは、仮説を支持する結果である。

他方で、危険行動の中で朝食欠食、性交経験、自殺願望は必ずしも法令に触れる行動ではないものの、「地域」における規範意識との間において関連が示された。青少年の危険行動は彼らの健康に深刻な影響を及ぼし、そうした行動をとらないことが望ましいという社会的な規範が存在しうるということがその理由として考えられる。また、学校や家庭においても、そこでの規範は青少年の危険行動に対して禁止あるいは抑制するようなものであることが予想されることから、「学校」および「家庭」における規範意識についても、危険行動との間で関連があることが示された本結果は、本尺度の妥当性を示唆するものと思われる。

一方で、「友人」における規範意識については、女子では喫煙、飲酒、シンナー乱用、シートベルト非着用、暴力行為、自殺願望との間で関連が示されたが、男子においては、いずれの危険行動との間においても関連は示されなかった。友人の仲間内における規範意識は、必ずしも危険行動に影響を及ぼさないことが示唆され、注目された。

ところで、これまでに報告されている規範意識の測定項目は、特定の危険行動を取り上げて、その個々の行動に対する許容の程度を問うことによって規範意識を把握しようとするものがほとんどであった<sup>35) -40)</sup>。これに対して、本尺度は、家庭、学校、地域、友人関係のそれぞれにおける法律あるいは規則・ルール、約束などの規範全般に対する遵守意識を問う項目によって規範意識を測定する特長を有する。これまで、危険行動が出現する背景の一つとして規範意識の問題が存在しうることについて、それらの関連が実証的に明らかにされておらず、確かな知見に基づいた防止教育は提案されてこなかった。言うまでもなく、危険行動が法令などによって規制されていることを知識として伝えるだけでは、青少年の規範意識を育成することにはつながらない。そうした中で、本規範意識尺度を用い

て危険行動との関連を明らかにすることができれば、青少年にとって重要かつ身近な場あるいは人間関係におけるそれぞれの規範の特徴を踏まえた教育的なアプローチが可能となり、有意義である。

なお、本尺度の測定項目には、「～べきである」という当為的な表現が用いられている。規範意識を測定する場合には、いわゆる建前として社会的に望ましいように回答される懸念があることから、当為的な表現を用いた規範意識の測定項目はこれまで少なかった。しかし、規範の意味に当為を含めないならば、規範は知識と区別できなくなるという小林<sup>18)</sup>の指摘は重要であり、規範意識の測定項目に当為的な表現を用いることはむしろ適切であると考えられる。

以上より、本節において、野津らの規範意識尺度の信頼性および妥当性が確認された。本尺度は、規範意識を特定の危険行動に対する許容意識ではなく、規範全般に対する遵守意識を問う項目によって把握するものであること、「家庭」、「学校」、「地域」、「友人」の下位尺度を有していること、項目数が12項目と簡便性を備えたものであることなどの特長があることから、青少年の危険行動との関連を検討するに当たって有用である。

## 本章の引用文献

- 1) 松村明監修：大辞泉第二版上巻． 901，小学館，東京，2012
- 2) 六本佳平：規範意識．（森岡清美，塩原勉，本間康平編集代表）．新社会学辞典，260，有斐閣，東京，1993
- 3) 久世敏雄，和田実，鄭曉斎ほか：現代青年の規範意識と私生活主義について．名古屋大學教育學部紀要教育心理学科 35：21-28，1988
- 4) 文部科学省・警察庁：児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）． 6，2006
- 5) 新村出編：広辞苑第六版． 698，岩波書店，東京，2008
- 6) 井上達夫：規範．（廣松渉，子安宣邦，三島憲一ほか編）．岩波哲学・思想事典，322-323，岩波書店，東京，1998
- 7) 大坪嘉昭：規範．（安彦忠彦，新井郁男，飯長喜一郎ほか編）．新版現代学校教育大事典 2，123-124，ぎょうせい，東京，2002
- 8) 岩永雅也：規範と逸脱．（清永賢二，岩永雅也編）．逸脱の社会学，11-24，放送大学教育振興会，東京，1993
- 9) 高野桂一：学校における様々な規範－その種類と特質－．（高野桂一編著）．学校経営のための法社会学－学校現場の「生ける法」を見直す－，20-30，ぎょうせい，東京，1993
- 10) 藤永保，仲真紀子監修：心理学辞典． 145，丸善，東京，2004
- 11) 高旗正人：規範意識のとらえ方．（深谷昌志編）．子どもの規範意識を育てる（教職研修総合特集 152），78-81，教育開発研究所，東京，2002
- 12) 丸山哲央：価値と規範．（倉橋重史，丸山哲央編著）．社会学の視点－行為から構造へ，268-291，ミネルヴァ書房，京都，1987
- 13) 大坪嘉昭：規範．（日本教育社会学会編）．新教育社会学辞典，143-144，東洋館出版社，東京，1986
- 14) 岸本弘，柴田義松，渡部洋ほか編：教育心理学用語辞典． 62，学文社，東京，1994
- 15) Cialdini RB, Kallgren CA, Reno RR: A focus theory of normative conduct: A theoretical refinement and reevaluation of the role of norms in human behavior. (Zanna MP. Ed.) Advances in experimental social psychology 24, Academic Press, Now York, 201-234, 1991
- 16) 見田宗介：価値意識の理論－欲望と道德の社会学． 86，弘文堂，東京，1966

- 17) 大坪嘉昭：規範意識。(安彦忠彦, 新井郁男, 飯長喜一郎ほか編). 新版現代学校教育大事典 2, 124, ぎょうせい, 東京, 2002
- 18) 小林久高：社会規範の意味について. 社会学評論 42 : 32-46, 1991
- 19) 神林博史：高校生の規範意識の形成要因, 社会学研究 72 : 63-88, 2002
- 20) 川島武宜：日本人の法意識. 岩波書店, 東京, 1967
- 21) 法意識国際比較研究会 (代表：加藤雅信, マイケル. K. ヤング) : 「日本人の法意識」調査基本報告書. 名古屋大学法政論集 187 : 1-64, 2001
- 22) Center for Civic Education 著, 江口勇治監訳：テキストブックわたしたちと法－権威, プライバシー, 責任, そして正義－. 現代人文社, 東京, 2001
- 23) 江口勇治, 木村哲也：社会（公民）科における法教育の課題－「権威」の単元の分析とその応用について－. 筑波社会科学研究 15 : 31-40, 1996
- 24) 江口勇治：アメリカの法教育の理論と実際. 自由と正義 : 22-33, 2001
- 25) 加藤隆勝：道徳性の発達.(大西文行責任編). 道徳性と規範意識の発達 (新・児童心理学講座第9巻). 金子書房, 東京, 479-492, 1991
- 26) 山岸明子：道徳性の発達に関する実証的・理論的研究. 風間書房, 東京, 1995
- 27) 文部科学省：小学校学習指導要領解説道徳編. 東洋館出版社, 東京, 2008
- 28) 文部科学省：中学校学習指導要領解説道徳編. 日本文教出版, 大阪, 2008
- 29) Thuen F, Rise J: Young adolescents' intention to use seat belts: the role of attitudinal and normative beliefs. Health Education Research 9: 215-223, 1994
- 30) Agha S, Rossem RV: Impact of a school-based peer sexual health intervention on normative beliefs, risk perceptions, and sexual behavior of Zambian adolescents. Journal of Adolescent Health 34: 441-452, 2004
- 31) Olds RS, Thombs DL, Tomasek JR: Relations between normative beliefs and initiation intentions toward cigarette, alcohol and marijuana. Journal of Adolescent Health 37: 75e7-75e13, 2005
- 32) 市村國夫, 下村義夫, 渡邊正樹：中・高校生の薬物乱用・喫煙・飲酒行動と規範意識. 学校保健研究 43 : 39-49, 2001
- 33) Hansen WB: School-Based Alcohol Prevention Programs. Alcohol Health & Research World 17: 54-60, 1993
- 34) 堤明純：心理社会的要因の測定(1)心理特性 I 信頼性. 日本公衆衛生雑誌 56:271-274,

2009

- 35) 清永賢二, 星野周弘, 内山絢子ほか: 社会規範に対する非行少年の意識に関する研究  
1. 逸脱行為への許容性とその実体験との関連. 科学警察研究所報告防犯少年編 29 :  
62-81, 1988
- 36) 清永賢二, 榎本和佳, 飛世聡子: 社会規範に対する少年の態度と意識に関する研究—  
1987年調査と2001年調査の比較分析—. 人間研究 40 : 23-36, 2004
- 37) 安藤明人: 高校生の規範意識に関する研究(3) —大学生との比較を中心として—. 武  
庫川女子大学紀要人文・社会科学編 41 : 63-70, 1993
- 38) 田中寛二: 青少年の規範意識の測定に関する研究—年齢・性別比較—. 人間科学 5 :  
11-37, 2000
- 39) 原田唯司, 鈴木勝則: 中学校における生徒・保護者・教師の規範意識の比較検討. 静  
岡大学教育学部研究報告人文・社会科学篇 50 : 267-283, 2000
- 40) 林幸範: 中学生の問題行動に関する研究—規範意識のタイプと心理的要因及びストレ  
スとの関係—. 児童育成研究 19 : 2-14, 2001
- 41) 吉井清子, 田村誠, 高山智子ほか: 不健康行動に関する規範意識・社会規範 基本属  
性および準拠集団との関係. 日本公衆衛生雑誌 45 : 151-163, 1998
- 42) 和田実, 久世敏雄: 現代青年の規範意識と私生活主義—パーソナリティ特性との関連  
について—. 名古屋大学教育学部紀要教育心理学科 37 : 23-30, 1990
- 43) 木村好美: 高校生と高校教師の規範意識. (友枝敏雄, 鈴木讓編著) 現代高校生の規範  
意識—規範の崩壊か, それとも変容か—, 11-36, 九州大学出版会, 福岡, 2003
- 44) 牧野暢男, 藤田英典, 渡辺秀樹ほか: 青少年の規範学習と逸脱抑制に関する研究(研  
究代表者: 牧野暢男). 財団法人社会安全研究財団助成報告書, 2001
- 45) 安香宏, 田中純夫, 関真理子ほか: 児童における規範意識の構造とその関連要因. 千  
葉大学教育学部研究紀要 38 : 1-29, 1990
- 46) 堤明純: 心理社会的要因の測定(2) 心理特性Ⅱ 妥当性. 日本公衆衛生雑誌 56 : 338-340,  
2009
- 47) 野津有司, 渡邊正樹, 渡部基ほか: 日本の高校生における危険行動の実態および危険  
行動間の関連—日本青少年危険行動調査2001年の結果—. 学校保健研究 48 : 430-447,  
2006
- 48) 安藤清志: 測定の基礎. (末永俊郎編). 社会心理学研究入門, 41-58, 東京大学出版会,

東京, 1987

### 第3章 我が国の高校生の危険行動に及ぼすセルフエスティームと規範意識の相対的影響

#### 第1節 青少年の危険行動防止におけるセルフエスティームの重要性

##### 第1項 青少年におけるセルフエスティーム

###### (1) セルフエスティームの概念

セルフエスティーム (self-esteem) は欧米において提唱された概念であり、代表的な定義としては、Rosenberg<sup>1)</sup>による「自己に対する肯定的または否定的態度」や Coopersmith<sup>2)</sup>による「自分自身に対する積極的および消極的な態度」などがある。Rosenberg は、セルフエスティームには自分は「非常によい Very good」と感じるものと「これでよい Good enough」と感じるものの異なる二つの意味があると示し、前者は他人に対する優越感であり、後者は他人との比較ではなく自己受容としての満足を表していると述べている<sup>1) 3)</sup>。そして、他人との比較からではない自己に対する満足や尊敬の感情が重要であるとの見解を示しており、セルフエスティームの概念を考える上で示唆的である。

我が国では、self-esteem の用語は学校教育や保健教育の分野における文献の中で、いくつかの異なった日本語訳がみられる。その主なものは、自尊心<sup>4) 5)</sup>、自尊感情<sup>6) 7)</sup>、自己価値感<sup>8)</sup>、自己肯定感<sup>9) 10)</sup>である。欧米ではもともと、自己に対する肯定的または否定的な態度というように、感情の両面を捉える概念であったと言えるが、我が国では自己に対する肯定的な感情というように望ましい感情に焦点をあてて捉えられているようである。

また、様々な訳語がみられる中で、「健全な自尊心」、「よい意味での自尊感情」とも呼ばれるように、セルフエスティームは少なくとも単なるうぬぼれや他人に対する自分の優越感など、強すぎるものが必ずしも望ましくない感情を意味するのではないと考えられている。それは、上述の Rosenberg の指摘においても読み取れるが、我が国においても、例えば武田<sup>10)</sup>が自尊という言葉はうぬぼれの強い人を連想するマイナスイメージが比較的強いなどという理由から、セルフエスティームを「自己肯定感」と訳していることからもうかがえる。また野津<sup>11)</sup>も、セルフエスティームについて、「自分自身に対する肯定的な感情であり、自分自身が価値ある人間であると精神的に感じる気持ち」と捉えており、他者との比較による優越感といった感情を指すものではないと考えられる。

なお、こうしたセルフエスティームは、他者とともに生きていく中での自己に対する肯定的な感情として捉えることが重要であると思われる。自分のみを意識する中では、しば

しば自分に対する過大評価や過信となるなど、他者を軽んじたり、さらには他者を否定したりすることにもなりかねない。人間は社会の中で他者と関わり合いながら生きていく中で、自分の存在とともに他者の存在を意識していくことが必要であることは言うまでもない。セルフエスティームを捉える際にも、他者との関係性の中で自分の存在を意識したり、他者の存在とともに自分の存在も意識したりするというように、他者の存在も含めて考えていく必要があるのかもしれない。

このように、我が国では、セルフエスティームを示す日本語の用語は必ずしも統一されていないものの、いずれの用語も欧米での *self-esteem* を意味するものと考えられる。また、セルフエスティームは、自分自身を好ましいと思う肯定的な感情のこととして捉えられており、単なるうぬぼれや自分に対して過大に評価することではないと言える。さらに、セルフエスティームは、他人との比較によって感じる優越感というよりも、自分自身は無条件に価値があると感じる気持ちであるという考え方が目立った。ただしそうした感情は、他者との関係性の中で自分を捉えるものであり、単に自分だけを肯定するような感情ではないと考えることが重要である。

これらのことを踏まえて、本研究では「セルフエスティーム」の用語を統一して用い、自己に対するあるべき肯定的な感情として捉えることとした。ここで言うあるべき肯定的な感情とは、単なるうぬぼれや過信ではなく、ありのままの自分を受け入れたり、大切に思ったりする気持ちのことである。また、自分を過大評価することなどにより他者を軽んじたり否定したりするような意識ではないことも付言しておく。

## (2) 青少年を対象としたセルフエスティームの測定における考え方

青少年のセルフエスティームをどのように測定して評価するかについて、ここでは、これまでに開発された測定尺度を概観することによって検討する。

青少年を対象としたセルフエスティームの測定尺度は、国内外において複数開発されている（表 3-1, 表 3-2）。これらの尺度をみると、下位概念の有無や設定された下位概念の内容が異なっており、様々な視点でセルフエスティームが捉えられていることがうかがえる。

まず、セルフエスティームの研究においてはじめて質問紙法による調査を取り入れた **Rosenberg**<sup>1)</sup> の全般的セルフエスティーム尺度は、他人との比較ではなく、自己受容としての満足感や自己に対する尊敬という意味でのセルフエスティームを測定するという考え方から作成されている。質問項目は全 10 項目であり、下位概念は設定されていない。

この **Rosenberg** の尺度は、青少年を対象としてこれまでにいくつかの日本語版尺度が作成されている<sup>7) 9) 12)</sup>。中でも桜井<sup>7)</sup>による日本語版尺度は、それまでに試みられた日本語訳の質問文をさらに改善し、再テスト法による安定性、**Cronbach** の  $\alpha$  係数による内的一貫性および信頼性の高さが確認されているものである。また、基準関連妥当性を検討するために、**Locus of Control** 尺度や有能感尺度といったセルフエスティームに関連すると予想される 11 の心理尺度を取り上げて、それらとの相関関係も検討され、仮説に基づく結果がほぼ示されている。この尺度の質問項目を具体的にみると、「私は自分に満足している」、「私は自分がだめな人間だと思う（逆転項目）」、「私は自分が、少なくとも他人と同じくらい価値のある人間だと思う」などであり、自分自身に対する満足感や肯定感といった感情を全般的に問うものとなっている。

こうしたセルフエスティームを全般的に捉えた尺度に対して、**Pope et al.**<sup>13)</sup> は、セルフエスティームは自分にとって重要な領域や事項に関しての評価から成り立っていると捉え、子供においては、運動、友情、学習成績などの領域において自分自身を評価していると考えた。そして、子供におけるセルフエスティームは、社会的領域、学業領域、家族領域、身体イメージ領域、そして全般的なセルフエスティームから捉えることが有益であるとして、これらの下位概念を有する 60 項目から成る尺度を作成した<sup>5) 13)</sup>。

同様に、下位概念の重要性を考慮した **Coopersmith**<sup>3)</sup> は、セルフエスティームは青少年が生活の中で経験する場や領域によって異なるとの考え方から、**General Self**（一般自己）、**Social Self-Peers**（社会的自己－仲間）、**Home-Parents**（家族－両親）、**School-Academic**（学

校—学業)の下位概念を設定して、それぞれの概念におけるセルフエスティームの測定尺度 (Self-Esteem Inventory) (58 項目) を開発した。

河口ら<sup>6)</sup>は、我が国の中・高校生を対象として、この Coopersmith による Self-Esteem Inventory の日本語版の作成を試み、信頼性および妥当性を検討している。その中で、この尺度の質問文は「できることなら自分をいろいろ変えてみたい」などのように消極的、間接的な表現を用いている点で、直接的な表現を用いている Rosenberg の尺度と比較して婉曲な表現を好む傾向にある日本人を対象とした場合の適切性を述べている。しかし、この尺度では「はい」および「いいえ」の2件法で回答を求めている。感情は単純に両極のどちらかに決められるものではなく程度があることから、またその傾向は日本人ではより顕著であろうことも予想されることから、必ずしも適切であるとは言い難い面もあろう。

他方で、欧米の尺度の日本語版としてではなく、我が国の青少年を対象として開発されたセルフエスティーム尺度もいくつかみられる。例えば根本<sup>14)</sup>は、セルフエスティームを「self-image の評価的側面」と定義し、中学生を対象として尺度の作成を試みた。そして、自己の能力・意見に対する肯定的確信、自己の人生に対する肯定的態度、独立・同情排除、劣等感、自己のパーソナリティーや能力の肯定的受け入れ、の5つの下位概念を有する計27項目の尺度を作成した。欧米の尺度では、下位概念は自分が価値をおく領域や場の視点から下位概念が設定されているが、この尺度では、全般的なセルフエスティームについて、自分の人生、能力、意見、パーソナリティーなどの個人の側面を複数の視点から捉えて把握するものであると言える。

ここで、青少年の危険行動に関わって開発された野津らのセルフエスティーム尺度<sup>15)</sup>を紹介する。この尺度は、青少年の危険行動を防止する上では、親、教師、友人などの自分にとって身近に存在する重要な人物からの自己に対する肯定的態度の認知がより重要な意味をもつとの考え方から作成された。そして、青少年の危険行動に重要な影響を及ぼすと考えられる他者として「親」、「教師」、「地域の人々」、「友人」に着目し、それに「全般」を加えた5つの下位概念から構成される15項目のセルフエスティーム尺度を作成した。なお、本尺度は高校生を対象とした質問紙法による調査により、信頼性および妥当性が確認されている<sup>15)</sup>。

表 3-1. 欧米において開発されたセルフエスティームの代表的な測定尺度

文献	項目数	下位概念	主な日本語版
Rosenberg(1965) <sup>1)</sup>	10	(設定なし)	松下(1969) <sup>12)</sup> 宗像(1996) <sup>8)</sup> 桜井(2000) <sup>7)</sup>
Coopersmith(1967) <sup>2)</sup>	58	全般, 家庭, 学校, 社会(仲間)	海保ら(1968) <sup>4)</sup> 河口ら(1995) <sup>6)</sup>
Pope et al.(1988) <sup>13)</sup>	60	全般, 家族, 社会, 学業, 身体, 虚構	高山ら(1992) <sup>5)</sup>

表 3-2. 我が国の青少年を対象として開発されたセルフエスティームの主な測定尺度

文献	項目数	下位概念
根本(1972) <sup>14)</sup>	27	自己の能力・意見に対する肯定的確信, 自己の人生に対する肯定的態度, 独立・同情排除, 劣等感, 自己のパーソナリティーや能力の肯定的受け入れ
田中(2005) <sup>9)</sup>	8	(設定なし)
久保ら(2007) <sup>15)</sup> (野津らの尺度)	15	親, 教師, 地域の人々, 友人, 全般

## 第2項 青少年の危険行動とセルフエスティームとの関連に関する研究の概観

### (1) 諸外国の青少年を対象とした知見

青少年の危険行動には様々な要因が関連している中で、欧米では1980年代頃から心理社会的要因の一つとしてセルフエスティームが注目され、喫煙をはじめとした特定の危険行動との関連を検討した報告が多くみられる(表3-3)。

Murphy et al.<sup>16)</sup> は、1987年に米国の中学2年生1,513人を対象として調査を実施し、Rosenbergの全般的なセルフエスティーム尺度を用いて、喫煙および高校卒業時における喫煙意図との関連を検討した。喫煙意図は、将来の喫煙を予測するものであるとして取り上げられている。その結果、喫煙の頻度が高い者ほどセルフエスティームが低いこと、また高校卒業時において喫煙をすることを意図している者は、そうでない者に比べてセルフエスティームが低いことが示された。なお、喫煙意図については、米国の高校生男子386名を対象としたTucker<sup>17)</sup>によっても、同様の結果が報告されている。これらの報告では、様々な関連要因を取り上げて喫煙意図との関連を検討し、全般的なセルフエスティームが喫煙意図に関わっていることを示した。これらの報告は、青少年の喫煙行動については全般的なセルフエスティームの低さが関連していることを示唆する先駆的な報告と言える。

その後、セルフエスティームを全般的にはではなく、複数の下位概念から捉えて、危険行動との関連を検討した報告がみられるようになった。そして、危険行動の防止に向けたより詳細な知見が得られている。

Young et al.<sup>18)</sup> は、米国の小学4年生から中学2年生の児童生徒2,032人を対象として、友人、家庭および学校におけるセルフエスティームと喫煙、飲酒および薬物乱用との関連を検討した。その結果、喫煙、飲酒、薬物乱用の経験者は、非経験者に比べて家庭および学校におけるセルフエスティームが低いことが示された。一方で、友人におけるセルフエスティームについては、そうした関連は示されなかった。また、Emary et al.<sup>19)</sup> は、家庭および学校におけるセルフエスティームの重要性に着目して、米国の小学6年生411人を対象として、喫煙、飲酒および薬物乱用との関連を検討した。その結果、喫煙、飲酒、薬物乱用の経験者は、家庭および学校におけるセルフエスティームが低いことがYoung et al.<sup>18)</sup>による知見と同様に示された。さらに、McDermott et al.<sup>20)</sup> は、米国の高校生2,212人を対象として、喫煙に関連すると考えられる21の要因を取り上げ、重回帰分析を用いて喫煙との関連を検討した。その結果、喫煙に密接に関連する要因の一つとして学校におけるセルフエスティームが示された。

これらの報告は、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止においては、家庭および学校におけるセルフエスティームを高めることが重要であることを示すものであり、有益な知見を提示している。ただし、青少年の飲酒については、セルフエスティームとの関連が示されなかったという報告もみられ、飲酒防止においてセルフエスティームが重要な要因となり得るか否かについては、今後さらなる検討が求められる。例えば、Perez et al.<sup>21)</sup> は、全般、家族および友人におけるセルフエスティームについて、薬物乱用との関連は示された一方で、飲酒との関連はいずれの下位概念におけるセルフエスティームとも示されなかったことを報告している。青少年の飲酒には、セルフエスティームというより他の要因が関連していることも考えられる。

また近年では、喫煙、飲酒、薬物乱用のみならず、性行動<sup>22) 23)</sup>、食行動<sup>24)</sup> および自傷行動<sup>25)</sup> についても、その関連要因としてセルフエスティームに着目した報告が少ないながらもみられるようになった。それらの報告では、主として全般的なセルフエスティームを取り上げて、危険行動との関連が検討されている。

ところで、こうした報告の多くは、喫煙をはじめとする特定の危険行動について、セルフエスティームとの関連を検討したものである。そうした中で、Wild et al.<sup>26)</sup> は、危険行動を包括的に取り上げて、複数の下位概念におけるセルフエスティームとの関連を検討している点で注目される。具体的には、南アフリカ共和国のケープタウンにおける第 8～11 学年の生徒 939 名を対象として、喫煙、飲酒、薬物乱用、性行動、いじめおよび自傷行動に関する危険行動と、友人、学校、家族、身体イメージ、運動、全般の 6 つの下位概念におけるセルフエスティームとの関連について、重回帰分析を用いて検討している。その結果、学校および家族におけるセルフエスティームは、喫煙や飲酒など複数の危険行動との間で関連が示されたことを報告している。

表 3-3. 諸外国における危険行動とセルフエスティームとの関連に関する主な先行知見

危険行動	文献	対象	正の関連 (下位概念)	関連なし, 負の関連 (下位概念)
喫煙	Murphy et al. (1988) <sup>16)</sup>	・米国 8 年生 1,513 人	・全般	
	Young et al. (1989) <sup>18)</sup>	・米国 4-9 年生 2,032 人	・家庭, 学校	・友人
	McDermott et al. (1992) <sup>20)</sup>	・米国 10-12 年生 2,212 人	・学校	
	Emery et al. (1993) <sup>19)</sup>	・米国 6 年生 411 人	・家庭, 学校	
	Wild et al. (2004) <sup>26)</sup>	・南アフリカ 8-11 年生 939 人	・家族, 学校	・友人
飲酒	Perez (1980) <sup>21)</sup>	・米国 9-17 歳 339 人		・自分, 家族, 友人
	Young et al. (1989) <sup>18)</sup>	・米国 4-9 年生 2,032 人	・家庭, 学校	・友人
	Emery et al. (1993) <sup>19)</sup>	・米国 6 年生 411 人	・家庭, 学校	
	Wild et al. (2004) <sup>26)</sup>	・南アフリカ 8-11 学年 939 人	・家族, 学校	
薬物乱用	Perez (1980) <sup>21)</sup>	・米国 9-17 歳 339 人	・自分	
	Young et al. (1989) <sup>18)</sup>	・米国 4-9 年生 2,032 人	・家庭, 学校	・友人
	Emery et al. (1993) <sup>19)</sup>	・米国 6 年生 411 人	・家庭, 学校	
	Wild et al. (2004) <sup>26)</sup>	・南アフリカ 8-11 学年 939 人	・学校	・友人
性行動	Orr et al. (1989) <sup>22)</sup>	・米国 7-9 年生 677 人	・全般	
	Wild et al. (2004) <sup>26)</sup>	・南アフリカ 8-11 年生 939 人	・家族	・友人
	Kathleen et al. (2006) <sup>23)</sup>	・14-19 歳女子 155 人	・全般	
自傷行動	Wild et al. (2004) <sup>26)</sup>	・南アフリカ 8-11 年生 939 人	・全般, 家族	・友人
	Park et al. (2006) <sup>25)</sup>	・韓国 10-12 年生 1,312 人	・全般	
食行動	Tomori et al. (2000) <sup>24)</sup>	・スロベニア高校生 4,700 人	・全般	

## (2) 我が国の青少年を対象とした知見

我が国でも、危険行動に関連する要因としてセルフエスティームを取り上げて、危険行動との関連を検討した報告がみられる（表 3-4）。

危険行動の中でも特に喫煙について、セルフエスティームとの関連を検討した研究が散見される。川畑ら<sup>27)</sup>は、1995～1996年に小学4年生から中学3年生の児童生徒を対象として実施した調査の結果から、喫煙とセルフエスティームとの関連を報告している。ここでは、セルフエスティームを「人が自分自身に対して抱いているイメージ」と定義し、その測定には、我が国の小、中学生を対象として開発された Herter の自己有能感尺度の日本語版 28 項目<sup>28)</sup>を用いている。この尺度は、生活全般、学習、友人関係、運動という複数の下位概念から、認知された有能さを測定するものである。その結果、男子では小、中学生ともに、喫煙経験者は非経験者に比べて生活全般および学習の領域の有能さの得点が有意に低かった。一方、女子では、小、中学生ともにすべての下位概念の有能さの得点について、喫煙の経験者と非経験者の間に有意の差は示されなかった。

高校生を対象とした植田<sup>29)</sup>においても、同様の結果が示されている。すなわち、男子では、喫煙経験者は非喫煙経験者に比べてセルフエスティーム得点が有意に低かった一方で、女子では、喫煙経験の有無によってセルフエスティーム得点に有意差は示されなかった。なお植田は、セルフエスティームの測定には、Rosenberg の全般的セルフエスティーム尺度の日本語版<sup>12)</sup>を用いている。

これらの報告は、青少年における喫煙とセルフエスティームとの関連について、男子においては、喫煙経験者の方が全般的なセルフエスティームが低い傾向にあることを示すものである。しかし女子では、そうした関連を示す結果は得られていない。女子におけるこうした結果については、川畑ら<sup>27)</sup>や植田<sup>29)</sup>も指摘しているが、女子の喫煙経験割合の低さがその理由の一つとも考えられる。しかしながら、セルフエスティームにおける他の下位概念が喫煙により強く関連していることも推測される。

その後、Kawabata et al.<sup>30)</sup>は、セルフエスティームの測定として、これまでの学習、友人関係、運動などの下位概念に加えて、身体イメージおよび家族関係に関する下位概念を取り入れ、小、中学生における喫煙との関連を検討している。その結果、小学生の女子および中学生の男女において、喫煙経験者は非喫煙経験者に比べて、家族関係におけるセルフエスティーム得点が有意に低いことが示された。また、川畑ら<sup>31)</sup>は、全国から無作為抽出された小学5年生から高校3年生を対象とした調査を実施し、小、中、高校生の男女

ともに、喫煙行動と家族関係におけるセルフエスティームとの間には強い関連が認められることを報告した。さらに彼らの研究グループは、3年間の縦断的な調査により、家族関係におけるセルフエスティームの低さが喫煙行動を助長するという因果関係も示した<sup>32)</sup>。このように、青少年の喫煙の防止において、家族関係におけるセルフエスティームを高めることの重要性は多くの研究結果により指摘されている。

一方で、友人関係におけるセルフエスティームについては、青少年における喫煙との関連が示された報告<sup>32)</sup>と示されなかった報告<sup>27) 33)</sup>がみられ、一貫した知見は得られていない。そのような中で、小川ら<sup>34)</sup>は、家族関係および友人関係におけるセルフエスティームの状況を組み合わせて中学生における喫煙との関連を検討し、興味深い知見が得られている。それは、男女ともに、家族関係に関するセルフエスティーム得点が低く、かつ、友人関係に関するセルフエスティーム得点が高い者の喫煙経験率が高いという結果である。このことは、喫煙を助長するような友人関係のあり方の根底には、家族関係のセルフエスティームの低い状況が影響していることを示唆するものであり、青少年の喫煙を防止する上で、まずは家族関係におけるセルフエスティームを高めることが重要であることを指摘している。

次に、青少年の飲酒とセルフエスティームとの関連について、先行知見を概観する。飲酒も喫煙と同様に、セルフエスティームとの関連を検討した報告は散見されるが、それらの関連については一貫した知見は得られていない。植田<sup>29)</sup>による高校生を対象とした報告では、男女ともに飲酒行動と全般的なセルフエスティームとの関連は示されていない。また、村松ら<sup>33)</sup>においても、青少年の飲酒は、喫煙ほど明確にセルフエスティームと関連があることは示されていない。しかし最近では、川畑ら<sup>31)</sup>の全国調査によれば、小、中、高校生の男女ともに、飲酒とセルフエスティームの関連が示され、喫煙と同様にとりわけ家族関係におけるセルフエスティームの低さが飲酒に関連していることが示唆されている。小川ら<sup>34)</sup>においても、喫煙と同様に飲酒についても、家族関係におけるセルフエスティームが低く、かつ友人関係におけるセルフエスティームが高い者における飲酒経験率が高いことが報告されている。

シンナーなどの薬物乱用に関しては、高校生の男女ともに、その経験者は非経験者に比べて全般的なセルフエスティームの得点が低いという報告がみられる<sup>29)</sup>。しかし一方で、高校生の男女ともに、薬物乱用と全般的なセルフエスティームとの関連が示されなかった報告もある<sup>35)</sup>。また、東京都内の中学生を対象とした呉ら<sup>36)</sup>では、シンナー使用経験と

セルフエスティームとの関連は示されていない。川畑ら<sup>31)</sup>による全国調査の結果では、小、中、高校生のうち、高校生の男子においてのみ、薬物乱用経験には家族関係におけるセルフエスティームの低さが関連していることを報告している。

我が国の青少年においては、薬物乱用の経験者率が極めて低率であり、そのため調査の対象者数が少ない場合は、関連要因を分析するにあたっては限界があり、妥当性のある結果が得られなかったことも考えられる。また、我が国では薬物乱用に関する規制が厳しく、喫煙や飲酒に比べると入手することは極めて難しい。したがって、青少年においては、セルフエスティームの低さが直接的な原因となって薬物を乱用するということは考えにくいかもしれない。

他にも、青少年の性行動<sup>37) 38)</sup>、朝食摂取<sup>39) 40)</sup>、運動習慣<sup>41)</sup>のそれぞれについて、セルフエスティームが関連することを指摘する報告がみられる。

このように、我が国の青少年を対象として、喫煙をはじめとする特定の危険行動とセルフエスティームとの関連を検討した研究の知見は近年蓄積されており、危険行動を防止する上でセルフエスティームは重視すべき要因であると考えられる。

表 3-4. 我が国における危険行動とセルフエスティームとの関連に関する主な先行知見

危険行動	文献	対象	正の関連 (下位概念)	関連なし, 負の関連 (下位概念)
喫煙	植田(1996) <sup>29)</sup>	・高 1, 2 年生 537 人	・全般(男子のみ)	
	Kawabata et al.(1999) <sup>30)</sup>	・小 4~中 3 年生 2,090 人	・全般, 家族, 学習	・運動
	村松ら(2001) <sup>33)</sup>	・中 1~3 年生 1,234 人	・学習, 家族	・運動
	川畑ら(2005) <sup>31)</sup>	・小 5~高 3 年生 5,636 人	・家族, 学習	
	小川ら(2006) <sup>34)</sup>	・中 1~3 年生 875 人	・家族	・友人
飲酒	植田(1996) <sup>29)</sup>	・高 1, 2 年生 537 人		・全般
	川畑ら(2005) <sup>31)</sup>	・小 5~高 3 年生 5,636 人	・家族	
	小川ら(2006) <sup>34)</sup>	・中 1~3 年生 875 人	・家族	・友人
薬物乱用	呉ら(1995) <sup>36)</sup>	・中 1~3 年生 895 人		・全般
	植田(1996) <sup>29)</sup>	・高 1, 2 年生 537 人	・全般	
	川畑ら(2005) <sup>31)</sup>	・小 5~高 3 年生 5,636 人		・全般, 学習
性行動	川畑ら(2007) <sup>37)</sup>	・中 1~高 3 年生 4,367 人	・家族	・全般
	宋ら(2012) <sup>38)</sup>	・中 1~3 年生 466 人	・家族	・全般, 友人
食行動	鎌田ら(2000) <sup>39)</sup>	・中 1~3 年生 1,234 人	・全般, 家族, 学習	・運動
	春木ら(2003) <sup>40)</sup>	・小 4, 5 年生 197 人	・全般, 家族	
身体運動	近松ら(2005) <sup>41)</sup>	・小 1~4 年生	・運動, 友人	・家族

## 第2節 「日本青少年危険行動調査 2001」のデータを用いた検討

### 第1項 本節の目的および方法

#### (1) 目的

近年、青少年の危険行動に関わる要因として、セルフエスティームに焦点を当てた研究が国内外において目立つ。それらの多くは、セルフエスティームと喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険行動との間には関連があり、青少年の危険行動を防止するためには、セルフエスティームを高めることが重要であると指摘している。また、セルフエスティームは、様々な危険行動に背景に共通する要因であることも示唆されており、危険行動の防止においてとりわけ注目すべきものであると考えられる。

他方で、青少年の危険行動の出現には、規範意識の影響も大きいと思われる。特に、薬物乱用や交通安全上の行動などの法令に触れる危険行動においては、その出現に規範意識がより強く関わっていることも予想される。

本節では、青少年の規範意識が危険行動に及ぼす影響について、セルフエスティームとの相対的な分析により検討することを目的とした。

## (2) 方法

### ① 分析データ

分析には、日本青少年危険行動調査に関する研究プロジェクト（代表研究者：野津有司）が2001年に実施した全国調査である「日本青少年危険行動調査2001」（Japan Youth Risk Behavior Survey 2001，以下JYRBS 2001）<sup>42)</sup>のデータ（解析対象：全国の高校から都道府県を層として層化無作為抽出された106校の1～3年生，男子5,604人，女5,509人の計11,113人）を用いた。JYRBS 2001は，自記式無記名の質問紙法を用いて実施されたものである。なおこの調査は，文部科学省科学研究費12837001（代表：野津有司）の助成を受けて行われた。

本分析では，JYRBS 2001の調査項目のうち，危険行動9項目，規範意識尺度（12項目）およびセルフエスティーム尺度（15項目）を用いた。危険行動については，9行動（①身体運動，②食行動，③喫煙，④飲酒，⑤薬物乱用，⑥性的行動，⑦交通安全上の行動，⑧暴力・武器携帯，⑨自傷行動）の全32項目の中から，各行動についてそれぞれ代表的な項目（出現割合が高かったもの，他の危険行動との間で関連が多く示されたもの等）<sup>42)</sup>を1項目ずつ取り上げた。具体的には，「有酸素運動不足」，「朝食欠食」，「月喫煙」，「月飲酒」，「シンナー乱用経験」，「性交経験」，「シートベルト非着用」，「暴力行為」，「自殺願望」である（表3-5）。

セルフエスティームの尺度は，本章第1節第1項で述べた野津らによる15項目の尺度である。本尺度は，青少年の危険行動の出現には，保護者，教師，友人など，彼らにとって重要な人物からの自己に対する肯定的態度の認知がより重要な意味を持つとの考え方から，「親」，「教師」，「地域の人々」，「友人」，「全般」の5つの下位尺度が設定されたものである。なお，「全般」の下位尺度は，自己に対する肯定的感情を全般的にとらえるものである。本尺度は，信頼性および妥当性が確認されている<sup>15)</sup>。

規範意識の尺度は，第2章第4節にて信頼性および妥当性を検討した規範意識尺度である。

表 3-5. 本分析における危険行動の 9 項目

項目	評価基準	JYRBS(2001年)に おける出現率 <sup>注)</sup>		
		男子 (n=5,604)	女子 (n=5,509)	男女差
1 有酸素運動不足	この7日間に2日以下	44.3 %	63.4 %	*
2 朝食欠食	この7日間に6日以下	36.9	35.4	
3 月喫煙	この30日間に1日以上	27.6	13.4	*
4 月飲酒	この30日間に1日以上	41.1	35.5	*
5 シンナー乱用経験	今までに1回以上	2.8	1.5	*
6 性交経験	今までに1回以上	26.2	30.3	*
7 シートベルト非着用	めったに・まったく着用せず	33.3	35.3	*
8 暴力行為	この12ヶ月間に1回以上	18.6	9.9	*
9 自殺願望	この12ヶ月間に1回以上	16.2	30.4	*

注) 参考として, 各危険行動の出現率とその男女差を示した。

\*  $p < .05$  ( $\chi^2$  検定)

## ② 分析方法

セルフエスティームおよび規範意識の状況については、セルフエスティーム尺度の各項目の肯定的回答（「とてもそう思う」と「ややそう思う」の回答の合計）の割合を性別学年別で集計した。また、尺度の全体および各下位概念において、性別学年別で平均得点を算出した。その際、各項目の回答について、望ましい状況であるほど高得点を与えてスコア化し（例えば、「私は、自分自身に満足している」の質問に対して「とてもそう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「ややそう思わない」2点、「とてもそう思わない」1点）、全体および各下位概念でスコアを合算した。

以上について、割合の差の検討には $\chi^2$ 検定および残差分析を用いた。また、平均の差の検定には、男女差についてはt検定を、学年差については一元配置分散分析を、それぞれ用いた。

危険行動とセルフエスティームおよび規範意識のそれぞれとの関連については、相関関係から検討した。その際、各危険行動の出現について、出現に0点、非出現に1点を与えてスコア化し、Spearmanの順位相関係数を算出した。

危険行動に及ぼすセルフエスティームおよび規範意識の相対的な影響の検討には、危険行動9項目のそれぞれを従属変数、セルフエスティームの5つの下位概念および規範意識の4つの下位概念を独立変数とした、強制投入法による重回帰分析を用いた。

なお、統計上の有意水準は5%とした。統計パッケージは、SPSS 14.0J for Windowsを用いた。

## 第2項 結果

### (1) 危険行動とセルフエスティームとの関連

#### ① セルフエスティームの状況

セルフエスティーム尺度の全15項目について、それぞれの肯定的回答（「とてもそう思う」と「ややそう思う」と回答した者の合計、以下同様）の割合を、表3-6に示した。

全15項目のうち、男子では12項目において、女子では13項目において、肯定的回答の割合は50%以下であり、セルフエスティームの低い状況が示された。特に、「教師」の全3項目では、男子19.3～27.1%、女子11.7～22.2%、「地域の人々」の全3項目では、男子11.5～18.6%、女子5.9～14.9%と低率であった。一方、「親」の「私の親は、私を大切に思っている」の肯定的回答は男子68.2%、女子75.8%、「私の親は、私を信頼している」では男子53.0%、女子56.8%と比較的高率であった。なお、「全般」の肯定的回答は、男子27.5～53.1%、女子18.0～49.0%であった。

尺度得点をみると、全体では、男子46.14点、女子44.71点であり、男子が女子に比して有意に高かった（表3-7）。また、下位概念では、男子8.13～10.81点、女子7.68～10.90点であった。「親」を除くすべての下位概念において有意の男女差が示され、いずれも男子の方が高得点であった。

学年差については、男子では「教師」のみにおいて有意に示され、高学年ほど高得点の傾向であった。女子では、尺度全体において有意の学年差が示され、高学年ほど高得点の傾向であった。また、「地域の人々」を除くすべての下位概念において有意の学年差が示され、すべて高学年ほど高得点の傾向であった。

なお、男女ともに「友人」および「親」におけるセルフエスティームの得点は比較的高い傾向にあり、一方で「教師」および「地域の人々」におけるセルフエスティームの得点は比較的低い傾向であった。

表 3-6. セルフエスティーム尺度の各項目の肯定的回答の割合 (%)

	男				女				
	高1	高2	高3	全体	高1	高2	高3	全体	
「親」	私の親は、私を信頼している	51.9	52.7	54.6	53.0	50.4 -	56.0	64.1 +	56.8
	私の親は、私に期待している	44.4	45.8	47.7	45.9	37.6 -	40.8	48.3 +	42.2
	私の親は、私を大切に思っている	66.8	69.4	68.7	68.2	72.0 -	76.4	79.0 +	75.8
「教師」	私の学校の先生は、私を信頼している	24.2 -	26.1	31.4 +	27.1	16.2 -	21.8	28.4 +	22.2
	私の学校の先生は、私に期待している	16.0 -	19.4	23.0 +	19.3	8.7 -	12.1	14.3 +	11.7
	私の学校の先生は、私を大切に思っている	18.8 -	21.1	24.0 +	21.2	11.1 -	14.7	20.5 +	15.5
「地域の人々」	私の近所に住んでいる人々は、私を信頼している	18.6	17.9	19.4	18.6	14.2	14.7	15.8	14.9
	私の近所に住んでいる人々は、私に期待している	11.2	10.9	12.4	11.5	5.4	5.6	6.9	5.9
	私の近所に住んでいる人々は、私を大切に思っている	14.6	14.1	14.0	14.3	11.6	12.2	12.6	12.1
「友人」	私の友だちは、私を信頼している	36.3	37.0	40.0	37.7	35.7 -	41.6	46.4 +	41.2
	私の友だちは、私に期待している	18.0	20.0	21.1	19.6	12.6	13.9	16.3 +	14.2
	私の友だちは、私を大切に思っている	33.1	33.4	36.6	34.3	41.3 -	46.4	51.2 +	46.3
「全般」	私は、自分自身に満足している	26.5	27.3	28.8	27.5	15.5 -	17.7	20.7 +	18.0
	私は、自分自身を大切に思っている	51.4	52.4	55.6	53.1	44.1 -	48.9	54.0 +	49.0
	私は、自分自身が好きである	31.3 -	34.3	37.6 +	34.3	23.4 -	28.8	32.8 +	28.4

肯定的回答: 「とてもそう思う」と「ややそう思う」と回答した者の合計

+ 学年差 ( $p < .05$ , 残差分析)

男女差 ( $p < .05$ ,  $\chi^2$ 分析)

表 3-7. セルフエスティーム尺度の平均得点

	男					女					男女差	
	高1	高2	高3	全体	学年差	高1	高2	高3	全体	学年差		
全体	45.87	46.10	46.51	46.14		43.42	44.38	46.33	44.71	†	*	
下位概念	「親」	10.73	10.86	10.85	10.81		10.50	10.89	11.32	10.90	†	
	「教師」	8.35	8.46	8.63	8.47	†	7.60	7.79	8.31	7.90	†	*
	「地域の人々」	8.19	8.12	8.07	8.13		7.71	7.57	7.76	7.68		*
	「友人」	9.28	9.28	9.43	9.33		9.28	9.51	9.82	9.54	†	*
	「全般」	9.31	9.35	9.52	9.39		8.30	8.61	9.06	8.66	†	*

\*  $p < .05$  (t検定)

†  $p < .05$  (一元配置分散分析)

## ② 危険行動とセルフエスティームとの関連

危険行動の9項目それぞれとセルフエスティーム尺度の得点との相関係数を表3-8に示した。

男子においては、「親」および「教師」におけるセルフエスティームは、危険行動の全9項目との間で有意の正の相関係数を示した。これは、「親」および「教師」におけるセルフエスティームが高い者ほど危険行動が出現しにくいことを示すものである。また、「地域の人々」におけるセルフエスティームは、「有酸素運動不足」、「朝食欠食」、「月喫煙」、「シートベルト非着用」および「自殺願望」との間で有意の正の相関係数を示した。「全般」におけるセルフエスティームは、「月飲酒」および「性交経験」を除く7項目の危険行動との間で有意の正の相関係数を示した。一方、「友人」におけるセルフエスティームは、「有酸素運動不足」、「朝食欠食」、「シートベルト非着用」および「自殺願望」の4項目の危険行動との間で有意の正の相関係数が示されたに留まり、逆に「月飲酒」および「性交経験」との間では有意の負の相関係数が示された。

女子においては、「親」、「教師」および「地域の人々」におけるセルフエスティームは、危険行動の全9項目との間で有意の正の相関係数を示した。「全般」におけるセルフエスティームは、「性交経験」を除く8項目の危険行動との間で有意の正の相関係数を示した。一方、「友人」におけるセルフエスティームは、「月喫煙」「シートベルト非着用」および「自殺願望」の3項目との間で有意の正の相関係数が示されたのみであり、逆に「性交経験」との間では有意の負の相関係数が示された。

表 3-8. 危険行動とセルフエスティームとの関連 (Spearman の順位相関係数)

		セルフエスティーム					
		「親」	「教師」	「地域の 人々」	「友人」	「全般」	全体
有酸素運動不足	男	.10	.07	.08	.07	.06	.11
	女	.02	.06	.08	.01	.03	.06
朝食欠食	男	.13	.09	.09	.04	.05	.11
	女	.11	.10	.07	.02	.04	.10
月喫煙	男	.14	.14	.06	-.02	.06	.11
	女	.14	.15	.09	.04	.08	.15
月飲酒	男	.07	.09	.02	-.03	.02	.05
	女	.08	.12	.06	-.02	.04	.09
シンナー乱用経験	男	.04	.03	.02	.02	.03	.04
	女	.05	.06	.06	.01	.04	.07
性交経験	男	.05	.07	.02	-.04	.00	.04
	女	.08	.13	.08	-.04	.01	.08
シートベルト非着用	男	.13	.12	.07	.04	.06	.12
	女	.10	.12	.11	.05	.06	.13
暴力行為	男	.08	.08	.02	.03	.04	.07
	女	.08	.06	.05	.01	.04	.07
自殺願望	男	.13	.13	.13	.14	.24	.22
	女	.17	.17	.11	.14	.26	.25

■ 有意の正の相関係数 ( $p < .05$ )

□ 有意の負の相関係数 ( $p < .05$ )

## (2) 危険行動と規範意識との関連

### ① 規範意識の状況

規範意識尺度の全 12 項目について、それぞれの肯定的回答（「とてもそう思う」と「ややそう思う」と回答した者の合計、以下同様）の割合を、表 3-9 に示した。

その割合をみると、下位概念によって規範意識の状況が異なる傾向が示された。「友人」における規範意識の全 3 項目については、肯定的回答の割合は男子 70.5～93.9%、女子 74.4～96.4%であり、男女ともに比較的高かった。次いで、「家庭」における規範意識の全 3 項目についても同様に、男子 65.6～76.7%、女子 66.5～78.1%であり、必ずしも十分であるとは言えないものの比較的高率であった。一方で、「学校」における規範意識については、全 3 項目の肯定的回答の割合は男子 28.8～50.2%、女子 21.6～41.7%であり、低い状況が示された。「地域」の全 3 項目については、男子 45.6～69.1%、女子 37.6～73.1%と項目によって肯定的回答の割合に幅がみられた。その中で、「国の法律は守るべきである」については、男子 69.1%、女子 73.1%であった。

尺度得点をみると、全体では、男子 45.31 点、女子 44.95 点であり、男子が女子に比して有意に高かった（表 3-10）。また、下位概念では、男子 9.49～12.90 点、女子 9.03～13.06 点であった。「友人」および「学校」において有意の男女差が示され、「友人」では女子の方が、「学校」では男子の方が、それぞれ高得点であった。

学年差については、男子では全体およびいずれの下位概念においても有意の差は示されなかった。女子では、尺度全体において有意の学年差が示され、高 2 の低い傾向がみられた。また、下位概念では「家族」および「学校」において有意の学年差が示された。そのうち「学校」では、尺度全体における結果と同様に、高 2 の低い傾向がみられた。

表 3-9. 規範意識尺度の各項目の肯定的回答の割合 (%)

	男				女			
	高1	高2	高3	全体	高1	高2	高3	全体
「親との約束は守るべきである」	75.9	77.4	77.0	76.7	76.5	76.3	81.4 +	78.1
「家族の中でいきまは守るべきである」	72.2	74.6	74.0	73.5	73.9	72.9 -	78.5 +	75.1
「親の忠告や意見は重視すべきである」	63.4	67.3	66.4	65.6	65.4	64.2 -	70.0 +	66.5
「学校の教育方針は尊重すべきである」	30.6	27.5	28.1	28.8	22.6	19.1 -	23.2	21.6
「学校の規則・ルールは守るべきである」	47.7	46.4	45.6	46.6	40.4	36.3 -	43.1 +	39.9
「学校の先生の忠告や意見は重視すべきである」	51.0	48.3	51.1	50.2	41.1	38.2 -	45.8 +	41.7
「国の法律は守るべきである」	69.5	69.8	68.0	69.1	72.3	72.9	74.0	73.1
「地域の規則・ルールは守るべきである」	66.0	68.1 +	63.0 -	65.7	68.8	66.2 -	71.9 +	68.9
「近所に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである」	47.0	45.4	44.3	45.6	37.3	37.5	38.1	37.6
「友だちとの約束は守るべきである」	93.5	94.3	94.1	93.9	96.8	96.2	96.2	96.4
「友だちの中でいきまは守るべきである」	85.8	86.9	86.1	86.3	87.0	87.4	88.3	87.6
「友だちの忠告や意見は重視すべきである」	70.4	70.8	70.5	70.5	75.3	73.8	74.0	74.4

肯定的回答: 「とてもそう思う」と「ややそう思う」と回答した者の合計

+ 学年差 (p<.05, 残差分析)

男女差 (p<.05,  $\chi^2$ 分析)

表 3-10. 規範意識尺度の平均得点

	男					女					男女差	
	高1	高2	高3	全体	学年差	高1	高2	高3	全体	学年差		
全体	45.34	45.32	45.26	45.31		44.89	44.57	45.41	44.95	†	*	
下位概念	「家族」	11.75	11.86	11.87	11.82		11.70	11.71	11.98	11.80	†	
	「学校」	9.55	9.42	9.50	9.49		9.06	8.80	9.24	9.03	†	*
	「地域」	11.14	11.13	10.94	11.07		11.05	11.01	11.13	11.06		
	「友人」	12.86	12.91	12.94	12.90		13.07	13.05	13.05	13.06		*

\* p<.05 (t 検定)

† p<.05 (一元配置分散分析)

## ② 危険行動と規範意識との関連

危険行動の9項目それぞれと規範意識尺度の得点との相関係数を表3-11に示した。

本結果について、男女において同様の結果が示された。すなわち、男女ともに、「家庭」、「学校」および「地域」における規範意識は、危険行動の全9項目との間で有意の正の相関係数を示した。すなわち、これらの下位概念における規範意識の高さは、危険行動の出現を抑制することが示唆された。一方で、「友人」における規範意識は、男女ともに、「朝食摂取」、「シートベルト非着用」および「自殺願望」の3項目との間で有意の正の相関係数が示されたのみであり、逆に「性交経験」との間では有意の負の相関係数が示された。

表 3-11. 危険行動と規範意識との関連 (Spearman の順位相関係数)

		規範意識				
		「家庭」	「学校」	「地域」	「友人」	全体
有酸素運動不足	男	.06	.04	.05	.02	.06
	女	.05	.05	.06	.01	.06
朝食欠食	男	.13	.12	.13	.05	.15
	女	.12	.12	.12	.03	.14
月喫煙	男	.16	.26	.23	-.00	.25
	女	.15	.22	.20	-.00	.22
月飲酒	男	.11	.22	.16	.01	.18
	女	.13	.22	.19	-.02	.20
シンナー乱用経験	男	.04	.08	.10	.00	.09
	女	.07	.08	.07	.01	.08
性交経験	男	.07	.19	.14	-.04	.15
	女	.13	.20	.17	-.03	.19
シートベルト非着用	男	.15	.18	.15	.04	.19
	女	.12	.16	.14	.04	.16
暴力行為	男	.10	.15	.11	.03	.14
	女	.11	.11	.10	.03	.12
自殺願望	男	.12	.13	.14	.06	.16
	女	.13	.14	.13	.04	.15

■ 有意の正の相関係数 ( $p < .05$ )

□ 有意の負の相関係数 ( $p < .05$ )

### (3) 危険行動に及ぼすセルフエスティームと規範意識の相対的影響

上述の結果より、セルフエスティームおよび規範意識はともに、青少年の危険行動に共通して関連しうる重要な要因であることが示された。その上で、両要因が危険行動に及ぼす相対的な影響を検討した。セルフエスティームおよび規範意識の尺度の計 9 つの下位概念を独立変数として、危険行動 9 項目のそれぞれについて行った重回帰分析の結果を表 3-12 に示した。

男女ともに、危険行動の全 9 項目において、調整済み  $R^2$  の値は有意であった。まず男子については、各危険行動の出現において最も高値の有意の正の標準偏回帰係数を示した要因をみると、「月喫煙」、「月飲酒」、「性交経験」、「シートベルト非着用」、「暴力行為」については「学校」における規範意識、「シンナー乱用経験」については「地域」における規範意識、「有酸素運動不足」、「朝食欠食」については「親」におけるセルフエスティーム、「自殺願望」については「全般」におけるセルフエスティームであった。また、「地域」における規範意識は「有酸素運動不足」を除いた 8 項目との間で、「親」におけるセルフエスティームは「自殺願望」を除いた 8 項目との間で、それぞれ有意の正の標準偏回帰係数を示した。

女子では、男子とほぼ同様の結果が示された。すなわち、「月喫煙」、「月飲酒」、「性交経験」および「シートベルト非着用」については、「学校」における規範意識が最も高値の有意の正の標準偏回帰係数を示した。「シンナー乱用経験」および「暴力行為」については「地域」における規範意識が、「朝食欠食」については「親」におけるセルフエスティームが、「自殺願望」については「全般」におけるセルフエスティームが、それぞれ最も高値の有意の正の標準偏回帰係数を示した。また、「地域」における規範意識は「有酸素運動不足」を除いた 8 項目との間で、「親」におけるセルフエスティームは「有酸素運動不足」および「シンナー乱用経験」を除いた 7 項目との間で、それぞれ有意の正の標準偏回帰係数を示した。

なお、男女ともに、「月喫煙」、「月飲酒」、「性交経験」は、「友人」における規範意識および「友人」におけるセルフエスティームとの間で、それぞれ有意の負の標準偏回帰係数を示した。

表 3-12. 危険行動に及ぼすセルフエスティームと規範意識の相対的影響（標準偏回帰係数）

	危険行動																		
	有酸素運動不足		朝食欠食		月喫煙		月飲酒		シンナー乱用経験		性交経験		シートベルト非着用		暴力行為		自殺願望		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
セルフエスティーム	「親」	.061	-.009	.097	.095	.097	.094	.047	.040	.044	.027	.050	.046	.065	.044	.045	.041	.001	.053
	「教師」	-.014	.021	.001	.048	.057	.030	.025	.035	.005	.013	.021	.063	.064	.010	.021	.003	-.014	.036
	「地域の人々」	.054	.067	.028	.000	-.045	.000	-.043	-.011	-.037	.029	-.029	.023	-.032	.063	-.055	.006	.014	-.013
	「友人」	-.006	-.023	-.038	-.069	-.127	-.051	-.086	-.097	-.020	-.027	-.079	-.093	-.048	-.019	-.005	-.034	.018	.003
	「全般」	.019	.007	-.019	-.012	.008	.004	-.001	.013	.013	.008	-.017	-.051	.001	-.005	-.005	.004	.213	.211
規範意識	「家庭」	.016	.017	.031	.034	.015	.017	.004	.032	-.017	.032	-.022	.047	.082	.032	.034	.046	.023	.015
	「学校」	.006	.007	.054	.039	.190	.142	.199	.147	.004	.030	.191	.133	.089	.089	.121	.050	.018	.028
	「地域」	.000	.021	.051	.057	.139	.110	.069	.109	.118	.040	.082	.084	.056	.048	.039	.067	.071	.053
	「友人」	-.003	-.005	.001	-.007	-.095	-.050	-.061	-.077	-.021	.005	-.087	-.078	-.053	-.004	-.031	-.007	.012	.003
調整済み R <sup>2</sup>	.009	.007	.028	.029	.106	.074	.060	.066	.012	.012	.056	.065	.047	.036	.029	.021	.074	.083	

調整済みR<sup>2</sup>値はすべて有意 (p<.05)

有意の正の標準偏回帰係数 (p<.05)

最も高値の有意の正の標準偏回帰係数 (p<.05)

有意の負の標準偏回帰係数 (p<.05)

### 第3項 考察

まず、規範意識と危険行動との関連について述べる。本結果より、青少年の危険行動には規範意識が関連していることが示され、規範意識は危険行動の防止において共通する要因の一つである可能性が示唆された。中でも喫煙、飲酒、シンナー乱用経験、シートベルト非着用、暴力行為といった法律によって規制されている行動については、規範意識との間で特に強い関連が示された。規範意識の下位概念の中でも、特に家庭や学校、地域における規範意識が危険行動に比較的強く関連していることが示された。家庭や学校、地域における規範は、法律や規則の中で青少年の危険行動を禁止したり、危険行動に対して否定的な内容のものであったりするため、そうした規範に対して肯定的な意識を持つことは、危険行動の抑制につながるということが実証的に示された結果と言える。

次に、青少年の危険行動とセルフエスティームとの関連について述べる。男女ともに親および教師におけるセルフエスティームは、本研究で取り上げた全9項目の危険行動との間で関連があることが示され、「親」および「教師」におけるセルフエスティームを高めることは危険行動を包括的に防止する上で重要であることが示された。一方で、「友人」におけるセルフエスティームは、男女ともに「シートベルト非着用」および「自殺願望」などの一部の危険行動との間で関連が示されたのみであり、男女ともに「シンナー乱用経験」および「暴力行為」、男子の「月喫煙」、女子の「月飲酒」との間では関連は示されなかった。逆に、男女ともに「性交経験」との間では有意の負の相関係数が示された。

これまで、青少年の喫煙をはじめとしたいくつかの危険行動については、家族におけるセルフエスティームの低さが関連していることが国内外の多くの報告によって示され、それらの危険行動の防止には、家族におけるセルフエスティームが重要であることが指摘されてきた。そうした中で本結果では、取り上げたすべての危険行動において、「親」および「教師」におけるセルフエスティームが関連していることが示された。すなわち、「親」および「教師」におけるセルフエスティームは、特定の危険行動だけではなく様々の危険行動に共通して関連する要因であり、危険行動を包括的に防止する上で重視していくべきであることが示唆された。これは、青少年にとって身近な存在であり、かつ大きな影響を与える親や教師との関係性の中で、青少年が自分自身を肯定的に捉えられるような大人のあり方や教育が危険行動の防止に寄与していることを示すものと言える。

なお、国内外の先行知見では、「家庭」や「家族」におけるセルフエスティームを取り上げていることが多いが、本研究において用いられた尺度は、青少年にとって重要な他者

に着目する視点から「親」におけるセルフエスティームとして、親という人物を焦点化して取り上げている。これらはそれぞれ捉え方に若干の違いがあろうが、いずれもセルフエスティームの特定の一領域として、意味するところは概ね同じであると考えられる。ちなみに、諸外国の青少年を対象とした先行研究によって多用されている Pope et al.<sup>13)</sup> による「家族」におけるセルフエスティーム尺度をみると、10項目のうち5項目が親に焦点を当てて作成されており、「親」におけるセルフエスティームが重視されている傾向がうかがわれる。

このように、規範意識およびセルフエスティームはともに、危険行動に関連しており、危険行動の防止において重要な要因であることが示された。その上で、これらの両要因が危険行動に及ぼす相対的な影響について検討した結果について考察する。まず規範意識およびセルフエスティームのすべての下位概念の中で、「学校」における規範意識が危険行動に最も強く関連していた。具体的には、男女ともに「月喫煙」、「月飲酒」、「性交経験」、「シートベルト非着用」、および男子の「暴力行為」について、「学校」における規範意識が最も強く関連しており、学校における規範を守ることが危険行動の防止において特に重要であることが示唆された。我が国では、多くの先行知見において、家族や親におけるセルフエスティームの低さが青少年の喫煙や飲酒などに密接に影響していることが指摘されているが、本結果では、そうした「親」におけるセルフエスティームに比べても、「学校」における規範意識が危険行動に対してより強く関連していることが示され、注目された。

各学校には校則という、学校生活における明文化された規則があり、また青少年が教師らとの間で守るべききまりもある。しかしながら本結果では、青少年のそうした「学校」における規範意識は、良好とはいえない状況であることがうかがえた。青少年の規範意識の改善が必要であることは従来から指摘されているが、その際には学校における規則やきまりを一方向的に押しつけることは避けなければならない、青少年が規則等を守ることの必要性を自覚できるような指導の在り方を探究していくことが求められる。

「地域」における規範意識については、男女ともに「有酸素運動不足」を除いた8項目の危険行動との間で関連が示された。その中で、「シンナー乱用経験」については、「地域」における規範意識が他の下位概念に比べて最も強い影響を示した。我が国では薬物乱用に対する法的な取締りが厳しいという背景もあり、これは当然の結果と思われる。しかし、シンナー乱用経験のみならず、法的に規制のない危険行動についても「地域」における規範意識との関連が示されたという知見は興味深い。なお、市村ら<sup>43)</sup>は、中、高校生にお

ける規範意識は、喫煙、飲酒、薬物乱用と関連があることを報告しており、本結果と同様の知見がみられる。ここでは、全般的な規範意識の尺度を用いており、本研究で設定した「地域」における規範意識に比較的近い概念と言える。

一方、セルフエスティームについての結果をみると、「親」におけるセルフエスティームは男女ともに「朝食欠食」および男子の「有酸素運動不足」に対して、「全般」的なセルフエスティームは男女ともに「自殺願望」に対して、それぞれ最も強く影響することが示された。家族におけるセルフエスティームは、朝食摂取や身体運動に関連することが先行研究によって報告されているが、本研究においては新たに、そうした関連は規範意識と比較してより強く関連していることが示された。

最後に、下位概念の「友人」に関しては、セルフエスティームおよび規範意識ともに、危険行動への影響に対してやや異なる結果を示したことについて触れる。すなわち、下位概念の「親」または「家庭」、「教師」または「学校」、「地域の人々」または「地域」においては、上述の通り危険行動の出現との間で正の関連が示され、セルフエスティームや規範意識の高さが危険行動を抑制する可能性が示された。しかし、「友人」におけるセルフエスティームおよび規範意識については、それらが高いことが必ずしも危険行動を抑制するという傾向はみられなかった。とりわけ、性交経験については男女ともに、「友人」におけるセルフエスティームおよび規範意識との間で負の関連が示された。危険行動とセルフエスティームとの関連についての国内外の先行知見においては、「友人」におけるセルフエスティームについては喫煙、飲酒、薬物乱用などとの関連は必ずしも示されていない。本結果では、「友人」における規範意識についても同様の結果が示された。これらのことから、危険行動を包括的に防止する上で、「友人」におけるセルフエスティームや規範意識を高めることは必ずしも効果的でないことがうかがえるが、「友人」におけるセルフエスティームや規範意識は否定されるものではなく、今後データを蓄積するなどして危険行動との関連性をより詳細に検討していくことが求められよう。

以上より、青少年の危険行動を防止する上で、「学校」や「地域」における規範意識を育成することが、「親」におけるセルフエスティームを高めることとともに重要であり、より重視していく必要があることが示された。

## 本章の引用文献

- 1) Rosenberg M: Society and the adolescent self-image. Princeton University Press, New Jersey, 1965
- 2) Coopersmith S: The antecedents of self-esteem. W H Freeman, San Francisco, 1967
- 3) 井上祥治：セルフ・エスティームの測定法とその応用．（遠藤辰雄，井上祥治，蘭千寿編）．セルフ・エスティームの心理学－自己価値の探求－，26-36，ナカニシヤ出版，京都，1992
- 4) 海保博之，山下恒男：自尊心尺度（SEI）作成の試み（I）．日本心理学会大会発表論文集（第32回大会）：338，1968
- 5) ポープ AW， ミッキヘイル SM， エドワード CW：自尊心の発達と認知行動療法－子どもの自信・自立・自主性をたかめる－（高山巖監訳），岩崎学術出版社，東京，1992（Pope AW, McHale SM, Edward CW: Self-esteem enhancement with children and adolescent. Pergamon Press, New York, 1988）
- 6) 河口てる子，川田智恵子，吉田亨：中学・高校生における自尊感情尺度日本語版の信頼性・妥当性の検討－Coopersmith の Self-Esteem Inventory（SEI）－．日本健康教育学会誌 2：3-15，1995
- 7) 桜井茂男：ローゼンバーグ自尊感情尺度日本語版の検討．発達臨床心理学研究 12:65-71, 2000
- 8) 宗像恒次：最新行動科学からみた健康と病気．213，メヂカルフレンド社，東京，1996
- 9) 田中道弘：自己肯定感尺度の作成と項目の検討．人間科学研究 13：15-27，2005
- 10) 武田敏：学童期・思春期の自己肯定感（セルフエスティーム）と自己効力感（セルフエフィカシー）教育実践．思春期学 19：115-121，2001
- 11) 野津有司：保健指導と自尊心．学校体育 48（11）：36，1995
- 12) 松下覚：Self-image の研究－self-esteem scale の作成－．日本教育心理学会第11回総会発表論文集 11（Suppl.）：280-281，1969
- 13) Pope AW, McHale SM, Edward CW: Self-esteem enhancement with children and adolescent. Pergamon Press, New York, 1988
- 14) 根本橋夫：対人認知に及ぼす Self-Esteem の影響（I）．実験社会心理学研究 12:68-77, 1972

- 15) 久保元芳, 野津有司, 上原千恵ほか: 青少年の危険行動に関わるセルフエスティーム尺度の信頼性および妥当性の検討. いばらき健康・スポーツ科学 25 : 1-9, 2007
- 16) Murphy NT, Price CJ: The influence of self-esteem, parental smoking, and living in a tobacco production region on adolescent smoking behaviors. *Journal of School Health* 58: 401-405, 1988
- 17) Tucker LA: Physical, psychological, social, and lifestyle differences among adolescents classified according to cigarette smoking intention status. *Journal of School Health* 55: 127-131, 1985
- 18) Young M, Werch CE, Bakema D: Area specific self-esteem scales and substance use among elementary and middle school children. *Journal of School Health* 59: 251-254, 1989
- 19) Emery EM, McDermott RJ, Holcomb DR et al.: The relationship between youth substance use and area-specific self-esteem. *Journal of School Health* 63: 224-228, 1993
- 20) McDermott R, Sarvela PD, Hoalt PN et al.: Multiple correlates of cigarette use among high school students. *Journal of School Health* 62:146-150, 1992
- 21) Perez R, Padilla AM: Correlates and Changes over time in drug and alcohol use within a barrio population. *American Journal of Community Psychology* 8: 621-636, 1980
- 22) Orr DP, Wilbrandt ML, Brack CJ et al.: Reported sexual behaviors and self-esteem among young adolescents. *American Journal of Diseases of Children* 143: 86-90, 1989
- 23) Kathleen AE, Trace SK, Jessica BL et al.: Self-esteem, emotional distress and sexual behavior among adolescent females: Inter-relationships and temporal effects. *Journal of Adolescent Health* 38: 268-274, 2006
- 24) Tomori M, Rus-Makovec M: Eating behavior, depression, and self-esteem in high school students. *Journal of Adolescent Health* 26: 361-367, 2000
- 25) Park HS, Schepp KG, Jang EH et al.: Predictors of suicidal ideation among high school students by gender in South Korea. *Journal of School Health* 76: 181-188, 2006
- 26) Wild LG, Flisher AJ, Bhana A et al.: Associations among adolescent risk behaviors and self-esteem in six domains. *Journal of Child Psychology and Psychiatry* 45: 1454-1467, 2004
- 27) 川畑徹朗, 島井哲志, 西岡伸紀: 小・中学生の喫煙行動とセルフエスティームとの関係. *日本公衆衛生雑誌* 45 : 15-25, 1998
- 28) 桜井茂男: 認知されたコンピテンス尺度 (日本語版) の作成. *教育心理学研究* 31 :

245-249, 1983

- 29) 植田誠治: 思春期のセルフエスティームと喫煙・飲酒・薬物使用ならびに将来の喫煙・飲酒・薬物使用意思との関連. 学校保健研究 38: 460-472, 1996
- 30) Kawabata T, Cross D, Nishioka N et al.: Relationship between self-esteem and smoking behavior among Japanese early adolescents : Initial results from a three-year study. Journal of School Health 69: 280-284, 1999
- 31) 川畑徹朗, 西岡伸紀, 石川哲也ほか: 青少年のセルフエスティームと喫煙, 飲酒, 薬物乱用行動との関係. 学校保健研究 46: 612-627, 2005
- 32) 川畑徹朗, 西岡伸紀, 春木敏ほか: 思春期のセルフエスティーム, ストレス対処スキルの発達と喫煙行動との関係. 学校保健研究 43: 399-411, 2001
- 33) 村松常司, 鎌田美千代, 佐藤和子ほか: 中学生の喫煙に関する行動・態度・環境とセルフエスティームとの関連. 教育医学 46: 1153-1163, 2001
- 34) 小川育美, 川畑徹朗, 西岡伸紀: 中学生の家族関係および友人関係に関するセルフエスティームと喫煙, 飲酒行動の関連. 学校保健研究 47: 525-534, 2006
- 35) 加藤千津子, 芝木美佐子, 笹嶋由美: 高校生の薬物使用の実態に関する調査(第1報)ー飲酒, 喫煙および心理社会的変数との関連ー. 学校保健研究 43: 482-494, 2002
- 36) 呉鶴, 川田智恵子, 山崎喜比古ほか: 中学生における薬物使用経験・未経験者の心理社会的要因. 学校保健研究 37: 210-219, 1995
- 37) 川畑徹朗, 石川哲也, 勝野真吾ほか: 中・高校生の性行動の実態とその関連要因ーセルフエスティームを含む心理社会的変数に焦点を当ててー. 学校保健研究 49: 335-347, 2007
- 38) 宋昇勲, 川畑徹朗, 今出有紀子ほか: 中学生の性行動とその関連要因に関する縦断研究ー心理社会的要因に焦点を当ててー. 学校保健研究 54: 27-36, 2012
- 39) 鎌田美千代, 村松常司, 佐藤和子ほか: 中学生の健康習慣とセルフエスティームとの関連. 教育医学 46: 946-960, 2000
- 40) 春木敏, 川畑徹朗: ライフスキルの形成を基礎とする食生活教育プログラムの有効性を評価する質問紙とプログラムの検討. 兵庫大学論集 8: 115-129, 2003
- 41) 近森けいこ, 川畑徹朗, 西岡伸紀ほか: 思春期のセルフエスティームおよびストレス対処スキルと運動習慣との関係ー6年間の縦断調査の結果よりー. 学校保健研究 47: 29-39, 2005

- 42) 野津有司, 渡邊正樹, 渡部基ほか: 日本の高校生における危険行動の実態および危険行動間の関連－日本青少年危険行動調査 2001 年の結果－. 学校保健研究 48:430-447, 2006
- 43) 市村國夫, 下村義夫, 渡邊正樹: 中・高校生の薬物乱用・喫煙・飲酒行動と規範意識. 学校保健研究 43: 39-49, 2001

## 第4章 我が国の高校生の危険行動に及ぼす規範意識とレジリエンスの相対的影響

### 第1節 青少年の危険行動の防止におけるレジリエンスへの注目

#### 第1項 青少年におけるレジリエンス

##### (1) レジリエンスの概念

レジリエンス (resilience) とは、「困難で脅威的な状況に関わらず、うまく適応する過程、能力、結果」<sup>1)</sup> や「不幸な出来事から回復し、変化に適応し、害あることに抵抗し、はね返す能力」<sup>2)</sup> などと定義されている。いわば、逆境を乗り越えて適応していける力といった概念として捉えられており、我が国では精神的回復力とも呼ばれている<sup>3)</sup>。

レジリエンスは従来、低所得者層のアルコール依存者のための回復プログラムにおいて概念化され導入されたものであるが<sup>2)</sup>、その後、青少年におけるレジリエンスについても注目されるようになった。青少年のレジリエンスの概念は、彼らを取り巻く環境において逆境が存在することに目を向けたものである。青少年が直面する厳しい逆境としては、例えば親の離婚、低所得の家庭環境、いじめ、地域の治安の劣悪な状況などが考えられる。また、極めて大きな逆境ではなくとも、青少年は家庭や学校、地域で生活を送っていく上で、あるいは成長過程の中で様々な悩みやストレス、困難な出来事を経験する。こうした誰もが経験する日常的な困難に焦点を当てた概念としてエゴ・レジリエンス (ego-resilience) がある。小野寺<sup>4)</sup> は、米国の先行知見を踏まえて、エゴ・レジリエンスが高い人は「逆境のみならず、日常生活における些細な問題に私たちが直面したときにも、前向きにその問題に立ち向かい、乗り越えていける」であろうことを指摘している。

青少年は、厳しい逆境あるいは日常的な困難に直面すると、環境的および心理的な側面において満足な資源やサポートを得ることが難しくなり、例えば学業において不利な状況に置かれたり、不安や悩みを抱えながら日常生活を送ることになったりする。このような状況によって、精神的に不安定になったり、食生活や睡眠などの健康に関わる基本的な生活習慣が乱れたりすることが懸念される。しかしながら、困難に直面したすべての青少年が非適応的な精神状態や生活状況に陥るわけではなく、逆境にあってもそれを乗り越えて良好な精神状態を維持し、適応的に生活を送っている者も存在する。このような青少年の特質を理解する際に、レジリエンスの概念を用いることが有効であると考えられている<sup>3)</sup>。

## (2) レジリエンスの内容

レジリエンスの内容に関する先行知見をみると、レジリエンスを個人的な能力として捉えるものと、それに加えて環境的な要素も含んで捉えるものとの大きく二つの考え方があ  
る。本研究ではレジリエンスを危険行動に関連する心理社会的要因として取り上げている  
ことから、ここではレジリエンスを個人的な能力として捉える視点で取り組まれた研究の  
知見を挙げて、レジリエンスの内容について述べる。

まず、Benard<sup>5)</sup>による考え方をみると、レジリエンスは民族、文化、ジェンダー、地域、  
時代に関わりなく発現するものであることを指摘し、レジリエンスを環境的な要素を含ま  
ない個人的な力であると述べている。その上で、レジリエンスは、家庭や学校、地域とい  
った環境的なサポートが提供されることを通して発達されるものであるという考えを示し  
ている。すなわち環境的な資源は、レジリエンスの内容そのものではなく、レジリエンス  
を高める要因として位置づけられている。Benard<sup>5)</sup>はレジリエンスを構成する個人の資質  
や能力について、(1) 社会的能力、(2) 問題解決、(3) 自律性・自主性、(4) 目的意識、  
の4つのカテゴリーに整理して提案している(表4-1)。

表4-1. レジリエンスの内容 (Benard, 2004)<sup>5)</sup>

社会的能力	問題解決	自律性・自主性	目的意識
気が利くこと	計画・立案	肯定的な自己認識	目標への方向付け 達成動機
コミュニケーション	柔軟性・融通性	内的なローカスオブコントロール 主導性	教育への願望
共感 思いやり	資源に富んでいること 批判的思考	セルフエフィカシー 熟達	特別な興味 創造性 想像力
慈悲・同情 奉仕 寛容	洞察	適応的な距離 抵抗	楽観 希望
		自己認識 注意深さ	信仰 精神性 意義
		ユーモア	

次に、我が国の平野<sup>6)</sup>による考え方をみると、先行知見によって示されたレジリエンスの概念を総合的に再分類し、表 4-2 にように類似概念を整理している。具体的には、レジリエンスに関わる個人の資質や能力について、ソーシャルスキル、コンピテンス、自己統制、チャレンジ、好ましい気質、肯定的な未来志向、その他、の7要因にまとめている。

これらをみると、青少年のレジリエンスは、個人の様々な資質や能力から成り立っており、教育や環境的な支援によって高めることが可能なものであることが理解される。

表 4-2. レジリエンス要因の分類（平野，2010）<sup>6)</sup>

ソーシャルスキル	共感性	チャレンジ	興味関心の多様性
	社会的外向性		努力志向性
	自己開示	好ましい気質	抵抗力
	ユーモア		忍耐力
コンピテンス	問題解決能力	肯定的な未来志向	楽観性
	洞察力		肯定的な未来志向性
	知的スキル・学業成績	その他	身体的健康
	自己効力感・有能感		自立
自己統制	自立・自己制御		道徳心・信仰心
	感情調整		自己分析・自己理解

### (3) レジリエンスの測定尺度

青少年のレジリエンスの測定に関しては、心理学の分野を中心として、心理尺度を用いた質問紙調査によって行われることが多い。そこでここでは、我が国の青少年を対象として開発されたレジリエンスの測定尺度を概観し、その特徴を整理する。

まず指摘されるのは、開発されたそれぞれの測定尺度において、下位概念に特徴がみられ、青少年のレジリエンスに関して様々の捉え方がなされていることである（表 4-3）。例えば、レジリエンスに関わる複数の個人内要因のうち、信念に焦点を当てて作成された Jew et al.<sup>7)</sup> による測定尺度の日本語版では、下位概念として「愛他的信念」、「人生の肯定」、「“愛される価値”の確信」が見出されている<sup>8)</sup>。この尺度の特徴として、他者を助けたり他者の役に立ったりするという「愛他的信念」や、自分を愛してくれる人がいるはずだという「“愛される価値”の確信」の下位概念からうかがえるように、他者との関わりに関する信念に重点が置かれたレジリエンス尺度であると言える。また小塩ら<sup>3)</sup>は、Jew et al.<sup>7)</sup>などを参考としながら新たに項目を作成し、多様な物事に興味・関心があり新たな活動を行う傾向を示す「新奇性追求」、自分の感情を維持、制御できる傾向を示す「感情調整」、将来への夢や目標を持つ傾向を示す「肯定的未来志向」の3つの下位概念からなる尺度を作成している。さらに石毛ら<sup>9)</sup>は、我が国の中学生を対象として独自に尺度を開発し、「つらい出来事を経験した時の落ち込みからどのように立ち直ったか」という視点から、レジリエンスについて「自己志向性」、「楽観性」、「関係志向性」の3つの下位概念を設定している。「自己志向性」は自分の判断や行動を見直して自ら問題解決をしようとする自立的な傾向を、「楽観性」は物事をポジティブに考える傾向を、「関係志向性」はネガティブな心理状態を立て直すために他者との関係を基盤にしようとする心性を、それぞれ表している。

このように、それぞれのレジリエンス尺度において異なった下位概念が見出されているが、共通的な内容もみられる。それは、青少年自身が物事や自分の人生などに対して前向きな意識を持つことに視点が当てられている点である。具体的には、荒木<sup>8)</sup>の「人生の肯定」、小塩ら<sup>3)</sup>の「肯定的未来志向」、石毛ら<sup>9)</sup>の「楽観性」、森ら<sup>10)</sup>の「I will / do」、平野ら<sup>6)</sup>の「楽観性」などである。逆境や困難の中にあるにも関わらずそれを乗り越えて適応的に生きていく力と捉えられているレジリエンスは、様々な資質や能力が関わっている中で、前向きな意識を持つことがその中核的な要素の一つであると言えるのかもしれない。

表 4-3. 我が国の青少年を対象としたレジリエンスの主な測定尺度

文献	尺度	項目数	下位概念
荒木 (2002) <sup>8)</sup>	リズィリエンシー尺度	31	・ 愛他的信念 ・ “愛される価値”の確信 ・ 人生の肯定
小塩ら (2002) <sup>3)</sup>	精神的回復力尺度	21	・ 新奇性追求 ・ 感情調整 ・ 肯定的未来志向
森ら (2002) <sup>10)</sup>	レジリエンス尺度	29	・ I am ・ I can ・ I have ・ I will / do
石毛ら (2005) <sup>9)</sup>	レジリエンス尺度	21	・ 自己志向性 ・ 関係志向性 ・ 楽観性
中尾ら (2005) <sup>11)</sup>	CAQ 版 ER 尺度	16	・ 対他的 ER ・ 対自的 ER
平野 (2010) <sup>6)</sup>	二次元レジリエンス 要因尺度	21	・ 楽観性 ・ 行動力 ・ 自己理解 ・ 統御力 ・ 問題解決志向 ・ 社交性 ・ 他者心理の理解

## 第2項 今日我が国における青少年のレジリエンスの重要性

青少年が学校や家庭、地域での生活において多少の困難や悩みなどを経験することは当然のことであり、そうした困難を乗り越えていくプロセスを通して成長が促される。しかしながら、今日の変化の激しい社会においては、これまでにはみられなかった新たな問題が出現したり、問題が極めて大きく複雑になったりして、青少年を取り巻く環境は厳しさを増しているものと思われる。

例えば、インターネットや携帯電話などの普及を背景として、人間関係が多様化、複雑化したり、匿名によるネット上のいじめも深刻な状況となっている<sup>12)</sup>。情報化の進展は、生活に豊かさや便利さをもたらすという利便性がある一方で、情報通信機器を通じた人間関係は、青少年に心理的なストレスを増大させていることも予想される。また、我が国では最近、17歳以下の15.7%が相対的貧困にあり、その割合は近年増加傾向にあることが示されている<sup>13)</sup>。すなわち、17歳以下のおよそ6人に1人が相対的貧困にあり、まさに逆境におかれている青少年が少なくないと言える。その背景には親の失業や離婚等があることが指摘されており、経済的な面から就学困難な状況にある青少年も増えている<sup>13)</sup>。なお、15～24歳の完全失業率が8.1%<sup>14)</sup>みられることから、我が国の経済的な不況が青少年に困難をもたらしていることがうかがえる。

こうした青少年を取り巻く厳しい社会的環境を改善していくための取り組みが必要であるが、環境の改善には限界があることから、青少年自身が逆境や困難を乗り越えていけるレジリエンスを身に付けることも極めて重要となる。青少年の危険行動が出現する背景には、直面した逆境や困難を乗り越えられず、不適応状態に陥っていることも考えられる。今日の我が国における厳しい社会的状況を鑑みると、青少年の危険行動の防止において、レジリエンスの概念に着目することは有意義であると考えられる<sup>15) 16)</sup>。

### 第3項 青少年におけるレジリエンスの向上を重視した教育の事例

最近では米国およびオーストラリアなどにおいて、青少年の健全な成長においてレジリエンスが重要であることが指摘され、レジリエンスの育成を重視する教育プログラムがみられるようになってきている。

米国における青少年の教育に関する NPO 法人である WestEd は、著書『Resiliency』<sup>5)</sup> を発刊し、青少年のレジリエンスを育成することの重要性を指摘している。レジリエンスが高く健康的な生活を送っている青少年は、学業において良好な成績を得ることが期待されることから、教育の成果を上げるためには青少年のレジリエンスを強化する視点を取り入れることも必要であると述べている。こうした考えに基づいて、WestEd は青少年のレジリエンスの向上も視野に入れた教育事業を展開している。

オーストラリアの西オーストラリア州では、教科「保健体育」のカリキュラムガイドラインの中で、レジリエンスを幼稚園から第 10 学年のほぼすべてにおける学習内容として位置付けており、注目される<sup>17)</sup>。そして、青少年における薬物乱用の防止に向けて、レジリエンスの向上を重視した教材も作成されている<sup>18)</sup>。その教材の中で、レジリエンスを十分に身に付けている青少年の特徴として、①健全な対人関係を有していること、②創造的・順応的であり問題を解決できること、③主体的であること、④積極的であること、⑤目的を持っていること、⑥ユーモアがあること、の 6 つの資質や能力を挙げ<sup>19)</sup>、こうした資質や能力の育成を目指した具体的な教材を提示している。

このような青少年のレジリエンスの育成を基盤とした教育は、我が国においても危険行動などの現代的な健康課題に対応した保健教育を推進していく上で重要であり、米国やオーストラリアにおいて取り組まれている考え方や教材は参考に値すると言われている<sup>20)</sup>。

#### 第4項 レジリエンスに着目した青少年の危険行動に関する研究

最近の米国における青少年の危険行動に関する調査研究では、危険行動に関連する重要な要因としてレジリエンスを取り上げたものがみられる。その大規模な調査研究としては、ニューメキシコ州における New Mexico Youth Risk and Resilience Survey (以下, NM YRRS)<sup>21)</sup> およびカリフォルニア州の California Healthy Kids Survey (以下, CHKS)<sup>22)</sup> が挙げられる。

NM YRRS は、ニューメキシコ州の保健局および教育局が主体となり、第6～8学年および第9～12学年の青少年を対象として、2003年から2年ごとに実施されている全州規模の危険行動に関する調査である。これは、米国疾病管理センター (Centers for Disease Control and Prevention : CDC) が1990年および1991年からは2年ごとに全米規模で実施している Youth Risk Behavior Surveillance (YRBS) の一部として位置付けられているものである。2011年の NM YRRS では、危険行動として不慮の傷害、暴力、精神健康、喫煙、飲酒、薬物乱用、性行動、食習慣、身体運動に関する調査項目が設定されており、危険行動を抑制する要因としてレジリエンスに焦点が当てられている。レジリエンスに関する調査内容として、親・保護者、仲間、教師および地域の大人のそれぞれとの関係性に関する内容、学校や地域における活動への参加に関する内容、学業への取り組みに関する内容が設定されている。2011年の NM YRRS の結果から、レジリエンスが高い青少年においては、危険行動の出現率が低いことが示されている<sup>21)</sup>。

また、カリフォルニア州の CHKS は、前項で述べた WestEd が主体となって実施している全州規模の調査である。2000年前後からほぼ毎年において、第5～12学年の青少年を対象として行われている。調査内容は、レジリエンス、飲酒および薬物乱用、喫煙、暴力および安全、身体的および精神的健康、性行動などである。レジリエンスに関する調査項目は、家庭、学校および地域のそれぞれについて、「世話をしてくれる大人との関係性があること」(Caring Adult Relationship), 「期待を持たれていること」(High Expectations) および「有意義な活動への参加の機会があること」(Opportunities for Meaningful Participation) の視点から作成されている<sup>22)</sup>。

我が国では、こうした危険行動とレジリエンスに関する大規模な調査研究はみられないが、特定の一地域における青少年を対象とした調査の結果として、荒井ら<sup>23)</sup> および菱田ら<sup>24)</sup> の報告がある。荒井ら<sup>23)</sup> は、1県の公立中学校4校の654人および公立高校2校の574人を対象として、危険行動とレジリエンスの関連を検討した。その結果から、青少年

の喫煙，飲酒，暴力にはレジリエンスが関連している傾向が示され，レジリエンスを高めることにより危険行動が抑制される可能性を示唆した。また，菱田ら<sup>24)</sup>は，中学生のいじめに焦点を当てて，2 県の公立中学校 8 校の 2,460 人を対象としてレジリエンスとの関連を検討した。その結果から，レジリエンスが高い者はいじめを受けにくく，いじめを受けても効果的に対処し，その影響が小さいことを指摘している。

なお，危険行動の防止におけるレジリエンスの重要性については，野津<sup>15)</sup>が示唆に富む仮説モデルを提唱している。青少年の飲酒行動を例として「弾性回復力を伴った飲酒行動の抑制力に関する要因モデル」を示し，飲酒の防止とともに初回経験者がその後繰り返し行うことを防止することをも視野に入れて，レジリエンスに注目することが有意義であることを述べている<sup>15)</sup>。

## 第2節 「日本青少年危険行動調査 2011」のデータを用いた検討

### 第1項 本節の目的および方法

#### (1) 目的

最近では、青少年における危険行動の防止に関して、米国を中心としてレジリエンスに着目した研究が取り組まれるようになってきている。例えば、米国の青少年を対象とした大規模調査の結果によれば、彼らの危険行動とレジリエンスの間には関連があることが示され、高いレジリエンスが危険行動の防止に寄与する可能性が指摘されている。

我が国の青少年においても、危険行動を防止する上でレジリエンスに着目する意義は大きいと考えられる。特に、今日の青少年を取り巻く社会環境の厳しさを鑑みると、危険行動の防止においてレジリエンスは一層重視されるべきものになると思われる。

本節では、こうしたレジリエンスを取り上げて、危険行動に及ぼす規範意識とレジリエンスの相対的な影響について分析し、規範意識の重要性について検討することを目的とした。

## (2) 方法

本節は、日本青少年危険行動調査に関する研究プロジェクト（代表研究者：野津有司）が2011年に実施した全国調査「日本青少年危険行動調査2011」（Japan Youth Risk Behavior Survey：JYRBS 2011）のデータを用いて検討した。この調査の対象は、通信制を除く全国の高校から各都道府県を層として無作為抽出された高校の1～3年生の各学年1クラスの生徒であった。解析対象は、最終的に協力の得られた102校の9,778人（男子5,027人、女子4,751人）である（有効回答率99.9%）。調査は、2011年10～12月に、自記式無記名の質問紙法を用いて実施された。回答には、マークシート式回答用紙が用いられた。調査実施者は各学校の教師であり、調査は「クラスでの調査の実施手順と注意事項」に基づいて実施された。その中で、生徒に対して調査の目的および内容や、回答は機械的に処理されるため学校や回答者が特定されることはないことについて説明した上で調査を始めること、回答中に生徒の机間を回ったり回答用紙を覗き込んだりしないことなどが指示された。

なお本調査は、筑波大学人間総合科学研究科研究倫理委員会の承認（課題番号第23-125号，平成23年8月4日）を得て行われた。また本調査は、JSPS科研費22500622（代表：野津有司）の助成を受けて行われた。

### ① 分析項目

本分析では、JYRBS2011の調査項目のうち、危険行動9項目、規範意識尺度（12項目）およびレジリエンスを測定するために取り上げられた小塩ら<sup>3)</sup>の精神的回復力尺度（21項目）を用いた。

危険行動については、第3章第2節で取り上げた9項目と同一である。すなわち、危険行動の9行動（①身体運動、②食行動、③喫煙、④飲酒、⑤薬物乱用、⑥性的行動、⑦交通安全上の行動、⑧暴力・武器携帯、⑨自傷行動）の全32項目の中から、各行動についてそれぞれ代表的な項目（出現割合が高かったもの、他の危険行動との間で関連が多く示されたもの等）<sup>25)</sup>を1項目ずつ取り上げた。具体的には、「有酸素運動不足」、「朝食欠食」、「月喫煙」、「月飲酒」、「シンナー乱用経験」、「性交経験」、「シートベルト非着用」、「暴力行為」、「自殺願望」である（表4-4）。

規範意識の尺度は、第2章第4節にて信頼性および妥当性を検討した規範意識尺度である。

小塩ら<sup>3)</sup>の精神的回復力尺度は、「新奇性追求」、「感情調整」、「肯定的な未来志向」の下位尺度を有するものである。レジリエンスを測定する尺度として妥当性および信頼性が

確認されており<sup>3)</sup>、レジリエンスに関する調査研究において取り上げられることの多い尺度である。

なお、JYRBS2011 の調査項目については、危険行動に関する計 39 項目と危険行動に関連する心理社会的要因としてセルフエスティーム、規範意識、ソーシャルサポート、ストレスマネジメントの自己効力感、健康価値観、レジリエンスに関する項目が設定されている。危険行動については、米国 CDC が実施した 2001 年以降の YRBS の調査項目を概観した上で、YRBS（2011 年）との比較の視点や、近年の我が国の学校や社会の実情を考慮しながら検討されて、計 39 項目が設定された。

## ② 分析方法

レジリエンスおよび規範意識の状況については、各尺度における各項目の肯定的回答（例えば、「はい」と「どちらかというとはい」の回答の合計。逆転項目は「いいえ」と「どちらかというといいえ」の回答の合計）の割合を性別学年別で集計した。また、尺度の全体および各下位概念において、性別学年別で平均得点を算出した。その際、各項目の回答について、望ましい状況であるほど高得点を与えてスコア化し（例えば、「色々なことにチャレンジするのが好きだ」の質問に対して「はい」5 点、「どちらかというとはい」4 点、「どちらでもない」3 点、「どちらかというといいえ」2 点、「いいえ」1 点、逆転項目はその逆）、全体および各下位概念でスコアを合算した。

以上について、割合の差の検討には  $\chi^2$  検定および残差分析を用いた。また、平均の差の検定には、男女差については t 検定を、学年差については一元配置分散分析をそれぞれ用いた。

危険行動とレジリエンスおよび規範意識とのそれぞれの関連については、相関関係から検討した。その際、各危険行動の出現について、好ましくない状況に 0 点、好ましい状況に 1 点を与えてスコア化し、Spearman の順位相関係数を算出した。

危険行動におけるレジリエンスおよび規範意識の相対的な影響の検討には、危険行動 9 項目のそれぞれを従属変数、規範意識の 4 つの下位概念およびレジリエンスの 3 つの下位概念を独立変数とした、強制投入法による重回帰分析を用いた。なお、統計上の有意水準は 5% とした。統計パッケージは、IBM SPSS Statistics 19 を用いた。

表 4-4. 本分析における危険行動の 9 項目

項目	評価基準	JYRBS(2011年)に おける出現率 <sup>注)</sup>		
		男子 (n=5,027)	女子 (n=4,751)	男女差
1 有酸素運動不足	この7日間に2日以下	40.0 %	63.5 %	*
2 朝食欠食	この7日間に6日以下	26.9	26.0	
3 月喫煙	この30日間に1日以上	6.0	3.1	*
4 月飲酒	この30日間に1日以上	16.6	16.1	
5 シンナー乱用経験	今までに1回以上	0.9	0.5	*
6 性交経験	今までに1回以上	15.9	19.4	*
7 シートベルト非着用	めったに・まったく着用せず	21.0	20.9	
8 暴力行為	この12ヶ月間に1回以上	12.0	6.7	*
9 自殺願望	この12ヶ月間に1回以上	16.3	27.8	*

注) 参考として、各危険行動の出現率とその男女差を示した。

\*  $p < .05$  ( $\chi^2$ 検定)

## 第2項 結果

### (1) 危険行動とレジリエンスとの関連

#### ① レジリエンスの状況

精神的回復力尺度の全21項目について、それぞれの肯定的回答（「はい」と「どちらかというとはい」）（逆転項目においては「いいえ」と「どちらかというといいえ」）と回答した者の合計、以下同様）の割合を表4-5に示した。

全体として、男女ともにレジリエンスの十分でない状況がうかがえた。肯定的回答の割合を下位概念ごとにみると、「新奇性」では男子23.8～73.4%、女子22.0～74.7%、「感情調整」では男子18.9～56.3%、女子16.2～49.3%、「肯定的未来志向」では男子35.1～58.3%、女子35.6～67.9%であった。全21項目のうち、男子12項目、女子14項目において、肯定的回答の割合が50%未満であった。とりわけ、女子では、「感情調整」の全9項目においてその割合が50%未満であり、顕著に示された。

男女差については、14項目において有意に示され、そのうち10項目については男子の方が高率であった。

学年差については、男子では15項目、女子では7項目において有意に示され、男女ともに、高1および高2が低率であり、高3が高率である傾向が示された。

尺度得点をみると、全体では男子70.81点、女子69.53点であり、男子が女子に比して有意に高かった（表4-6）。また、下位概念については、「感情調整」では男子の方が、「肯定的未来志向」では女子の方が、それぞれ有意に高得点であった。

表 4-5. 精神的回復力尺度の各項目の肯定的回答の割合 (%)

	男				女			
	高1	高2	高3	全体	高1	高2	高3	全体
色々なことにチャレンジするのが好きだ	61.8	60.1	64.1	61.9	61.0	61.3	60.8	61.1
新しいことや珍しいことが好きだ	71.1	71.4	74.7 +	72.3	72.5	71.4	72.2	72.0
「新奇性」 ものごとに対する興味や関心が強い方だ	58.8	57.2 -	64.7 +	60.1	57.2	55.7	59.8	57.5
私は色々なことを知りたいと思う	71.9	72.0	76.5 +	73.4	73.5	74.7	76.0	74.7
困難があっても、それは人生にとって価値のあるものだと思う	59.0 -	63.0	67.7 +	63.0	65.1	64.9	68.1	65.9
慣れないことをするのは好きではない (r)	23.6	22.3	25.7	23.8	21.6	21.5	23.2	22.0
新しいことをやり始めるのはめんどろだ (r)	42.5 -	45.2	47.2 +	44.9	44.6	44.7	45.8	45.0
自分の感情をコントロールできる方だ	55.7	54.8	58.7	56.3	48.8	48.4	51.0	49.3
動揺しても、自分を落ち着かせることができる	45.0	43.1	47.3	45.1	38.4	41.5	41.8	40.5
「感情調整」 いつも冷静でいられるようところがけている	53.2 -	55.2	58.8 +	55.6	45.1 -	47.4	53.0 +	48.3
ねばり強い人間だと思う	39.2 -	37.3 -	48.5 +	41.5	42.6	41.8 -	49.6 +	44.5
気分転換がうまくできない方だ (r)	49.8	46.0 -	50.0	48.6	48.8	48.3	49.0	48.7
つらい出来事があると耐えられない (r)	39.9	39.4	44.5 +	41.2	32.2 -	35.1	38.0 +	34.9
その日の気分によって行動が左右されやすい (r)	18.8	17.0 -	21.2 +	18.9	15.1	16.1	17.6	16.2
あきっぽい方だと思う (r)	23.3	22.1	24.8	23.4	18.3	19.5	19.7	19.1
怒りを感じるとおさえられなくなる (r)	48.6	48.5	51.6	49.5	40.1	42.3	44.1	42.1
「肯定的未来志向」 自分の未来にはきっといいことがあると思う	45.3	43.6 -	52.8 +	47.1	49.6	47.7	51.5	49.5
将来の見通しは明るいと思う	34.2	30.8 -	40.9 +	35.1	34.2	33.2 -	40.0 +	35.6
自分の将来に希望をもっている	48.6	46.1 -	55.8 +	50.0	51.8	50.0 -	56.2 +	52.5
自分には将来の目標がある	55.6 -	54.7 -	65.2 +	58.3	67.0	65.8 -	71.4 +	67.9
自分の目標のために努力している	45.8 -	46.1	51.6 +	47.7	45.5 -	44.6 -	54.9 +	48.1

肯定的回答: 「はい」と「どちらかというとはい」(逆転項目は、「いいえ」と「どちらかというといいいえ」)と回答した者の合計

(r) 逆転項目

+ 学年差 (p<.05, 残差分析)

■ 性差で有意に高率 (p<.05,  $\chi^2$ 分析)

表 4-6. 精神的回復力尺度の平均得点

	男					女					男女差
	高1	高2	高3	全体	学年差	高1	高2	高3	全体	学年差	
全体	70.46	69.69	72.37	70.81	†	69.13	68.86	70.76	69.53	†	*
下位概念											
「新奇性」	24.93	24.86	25.67	25.14	†	24.94	24.84	25.13	24.97		
「感情調整」	28.67	28.20	29.11	28.65	†	26.94	27.10	27.82	27.26	†	*
「肯定的未来志向」	16.82	16.58	17.67	17.01	†	17.28	16.95	17.77	17.31	†	*

\* p<.05 (t 検定)

† p<.05 (一元配置分散分析)

## ② 危険行動とレジリエンスとの関連

危険行動の9項目のそれぞれと精神的回復力尺度の得点との相関係数を表4-7に示した。

まず、尺度全体と危険行動との関連をみると、男子では「月飲酒」および「性交経験」を除く7項目との間で、女子では「シンナー乱用経験」を除く8項目との間で、それぞれ有意の正の相関係数が示された。この結果は、レジリエンスの高さがそうした危険行動の抑制に関連することを示すものである。なお逆に、男子の「性交経験」との間では、有意の負の相関係数が示された。

次に、各下位概念についてそれぞれの危険行動との関連をみると、「新奇性」、「感情調整」および「肯定的未来志向」のすべての下位概念について、ほぼ同様の傾向が示された。すなわち、3つの下位概念ともに、男女ともに「性交経験」、男子の「月喫煙」、および女子の「シンナー」を除くほとんどの危険行動の項目との間で、有意の正の相関係数が示された。一方で、男子において、「新奇性」と「月飲酒」および「性交経験」との間では、それぞれ負の相関係数が示された。

表 4-7. 危険行動とレジリエンスとの関連（Spearman の順位相関係数）

		レジリエンス			
		「新奇性」	「感情調整」	「肯定的 未来志向」	全体
有酸素運動不足	男	.12	.07	.10	.12
	女	.12	.06	.07	.11
朝食欠食	男	.09	.08	.12	.12
	女	.11	.11	.13	.14
月喫煙	男	.04	.04	.03	.05
	女	.05	.08	.05	.08
月飲酒	男	-.03	.01	.01	.00
	女	.04	.05	.06	.07
シンナー乱用経験	男	.05	.04	.04	.05
	女	.01	.02	.02	.02
性交経験	男	-.06	.01	-.04	-.03
	女	.01	.09	-.01	.04
シートベルト非着用	男	.09	.06	.09	.10
	女	.06	.06	.05	.08
暴力行為	男	.02	.08	.04	.06
	女	.03	.10	.07	.09
自殺願望	男	.11	.21	.16	.21
	女	.14	.25	.19	.25

■ 有意の正の相関係数 (p < .05)

□ 有意の負の相関係数 (p < .05)

## (2) 危険行動と規範意識との関連

### ① 規範意識の状況

規範意識尺度の全 12 項目について、それぞれの肯定的回答（「とてもそう思う」と「ややそう思う」と回答した者の合計、以下同様）の割合を表 4-8 に示した。

全 12 項目のうち、肯定的回答が 80%以上を示したものをみると、男子 8 項目、女子 7 項目であり、全体として良好な状況であると言える。下位概念のうち「友人」における規範意識では、全 3 項目の肯定的回答の割合が男子 80.6~94.9%、女子 78.7~95.3%であり高かった。また「家庭」における規範意識についても同様に、男子 81.8~86.8%、女子 84.5~89.1%と高かった。「地域」における規範意識では、全 3 項目の肯定的回答の割合は男子 67.1~88.7%、女子 62.2~91.9%であり、そのうち「国の法律は守るべきである」は、男子 88.7%、女子 91.9%と高かった。そうした中で、「学校」における規範意識については、肯定的回答の割合は男子 60.7~76.8%、女子 57.9~75.5%と比較的低い状況が示された。

尺度得点をみると、全体では、男子 50.78 点、女子 50.46 点であり、男子が女子に比して有意に高かった（表 4-9）。また、下位概念では、男子 11.80~13.32 点、女子 11.49~13.23 点であった。「友人」および「学校」において有意の男女差が示され、いずれも男子の方が高得点であった。

学年差については、男子では全体およびいずれの下位概念においても有意の差は示されなかった。女子では、下位概念の「友人」および「学校」において有意の学年差が示された。「友人」では、高学年ほど低い得点の傾向であり、「学校」では、高 2 の低い傾向がみられた。

表 4-8. 規範意識尺度の各項目の肯定的回答の割合 (%)

	男				女				
	高1	高2	高3	全体	高1	高2	高3	全体	
「家庭」	親との約束は守るべきである	86.5	88.0	85.8	86.8	88.8	89.5	89.1	89.1
	家族の中でのきまりは守るべきである	85.8	87.6	86.3	86.5	89.0	88.2	89.3	88.8
	親の忠告や意見は重視すべきである	81.4	81.8	82.2	81.8	85.1	84.5	83.9	84.5
「学校」	学校の教育方針は尊重すべきである	64.0 +	58.8 -	59.1	60.7	61.1 +	54.5 -	58.3	57.9
	学校の規則・ルールは守るべきである	78.7	76.0	75.6	76.8	76.6	72.5 -	77.6 +	75.5
	学校の先生の忠告や意見は重視すべきである	76.1	74.8	75.7	75.6	73.3	70.2	71.8	71.8
「地域」	国の法律は守るべきである	88.6	88.2	89.4	88.7	91.9	92.5	91.4	91.9
	地域の規則・ルールは守るべきである	85.6	86.1	86.6	86.1	88.5	89.8	89.8	89.4
	近所に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである	68.5	67.4	65.4	67.1	63.5	62.2	60.6	62.2
「友人」	友だちとの約束は守るべきである	95.6	94.7	94.3	94.9	95.8	95.3	94.8	95.3
	友だちの中でのきまりは守るべきである	90.1	89.2	87.5	89.0	88.5	87.8	85.6 -	87.4
	友だちの忠告や意見は重視すべきである	80.6	80.9	80.4	80.6	80.1	78.8	76.9	78.7

肯定的回答: 「とてもそう思う」と「ややそう思う」と回答した者の合計

+ 学年差 (p<.05, 残差分析)

男女差 (p<.05,  $\chi^2$ 分析)

表 4-9. 規範意識尺度の平均得点

	男					女					男女差	
	高1	高2	高3	全体	学年差	高1	高2	高3	全体	学年差		
全体	50.92	50.76	50.65	50.78		50.71	50.33	50.33	50.46		*	
下位概念	「家族」	12.87	12.94	12.86	12.89		12.98	12.99	12.95	12.97		
	「学校」	11.92	11.73	11.75	11.80		11.63	11.31	11.53	11.49	†	*
	「地域」	12.75	12.73	12.73	12.74		12.76	12.75	12.70	12.74		
	「友人」	13.35	13.32	13.29	13.32		13.31	13.24	13.12	13.23	†	*

\* p<.05 (t検定)

† p<.05 (一元配置分散分析)

## ② 危険行動と規範意識との関連

危険行動の9項目のそれぞれと規範意識尺度の得点との相関係数を表4-10に示した。

男子では、「家庭」、「学校」および「地域」における規範意識は、危険行動の全9項目との間で、それぞれ有意の正の相関係数を示した。また、女子では、「家庭」および「学校」における規範意識は、危険行動の全9項目との間で、それぞれ有意の正の相関係数を示した。「地域」における規範意識についても、「暴力行為」を除く8項目の危険行動との間で、それぞれ有意の正の相関係数を示した。

「友人」における規範意識は、男子では「性交経験」を除く8項目の危険行動との間で、それぞれ有意の正の相関係数を示した。女子では、「月喫煙」、「月飲酒」、「シンナー乱用経験」および「性交経験」を除く5項目の危険行動との間で、それぞれ有意の正の相関係数を示した。

表 4-10. 危険行動と規範意識との関連 (Spearman の順位相関係数)

		規範意識				
		「家庭」	「学校」	「地域」	「友人」	全体
有酸素運動不足	男	.07	.06	.06	.05	.07
	女	.05	.04	.05	.03	.05
朝食欠食	男	.09	.09	.10	.04	.10
	女	.11	.11	.13	.07	.14
月喫煙	男	.09	.14	.15	.03	.14
	女	.08	.13	.13	.02	.13
月飲酒	男	.09	.14	.12	.04	.13
	女	.10	.19	.15	.02	.16
シンナー乱用経験	男	.07	.07	.09	.04	.09
	女	.05	.05	.02	.03	.05
性交経験	男	.07	.15	.10	.01	.12
	女	.10	.18	.14	.01	.15
シートベルト非着用	男	.09	.11	.09	.03	.10
	女	.09	.09	.10	.04	.10
暴力行為	男	.11	.14	.13	.06	.14
	女	.10	.10	.12	.07	.12
自殺願望	男	.14	.12	.13	.10	.16
	女	.16	.15	.16	.09	.19

■ 有意の正の相関係数 ( $p < .05$ )

### (3) 危険行動に及ぼす規範意識とレジリエンスの相対的影響

男女ともに、危険行動の全9項目のそれぞれを従属変数とした重回帰分析において、調整済み $R^2$ はすべて有意であった(表4-11)。

男子では、「有酸素運動不足」を除いた8項目の各危険行動において、規範意識の下位概念が有意の正の標準偏回帰係数を示した。特に、「月飲酒」、「性交経験」、「シートベルト非着用」および「暴力行為」においては、「学校」における規範意識が最も高値の標準偏回帰係数であった。また、「月喫煙」および「シンナー乱用経験」においては、「地域」における規範意識が最も高値の標準偏回帰係数であった。レジリエンスの下位概念は、5項目の各危険行動において、有意の正の標準偏回帰係数を示した。特に、「有酸素運動不足」においては「新奇性」が、「朝食欠食」においては「肯定的未来志向」が、「自殺願望」においては「感情調整」が、それぞれ最も高値の標準偏回帰係数であった。

女子でも、男子とほぼ同様の結果が示された。すなわち、「有酸素運動不足」を除いた8項目の各危険行動において、規範意識の下位概念が有意の正の標準偏回帰係数を示した。特に、「月飲酒」、「シンナー乱用経験」及び「性交経験」においては「学校」における規範意識が、「月喫煙」においては「地域」における規範意識が、「シートベルト非着用」においては「家庭」における規範意識が、それぞれ最も高値の標準偏回帰係数を示した。レジリエンスの下位概念は、6項目の各危険行動において、有意の正の標準偏回帰係数を示した。特に、「有酸素運動不足」においては「新奇性」が、「朝食欠食」においては「肯定的未来志向」が、「暴力行為」および「自殺願望」においては「感情調整」が、それぞれ最も高値の標準偏回帰係数であった。

一方で、「友人」における規範意識は、男女ともに「月喫煙」、「月飲酒」および「性交経験」、男子の「シートベルト非着用」および「暴力行為」において、有意の負の標準偏回帰係数を示した。また、レジリエンスの下位概念について、男子では「新奇性」が、女子では「肯定的未来志向」が、それぞれ「性交経験」において有意の負の標準偏回帰係数を示した。

表 4-11. 危険行動に及ぼす規範意識とレジリエンスの相対的影響（標準偏回帰係数）

	危険行動																		
	有酸素運動不足		朝食欠食		月喫煙		月飲酒		シナー乱用経験		性交経験		シートベルト非着用		暴力行為		自殺願望		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
規範意識	「家庭」	.034	.035	.059	.022	.033	.032	.024	.013	.044	.044	.034	.042	.039	.058	.069	.057	.118	.082
	「学校」	.039	-.023	.035	.048	.084	.057	.144	.170	.001	.054	.160	.174	.067	.029	.088	.024	.006	.035
	「地域」	-.018	.021	.040	.060	.142	.120	.056	.075	.110	-.039	.032	.052	.038	.054	.078	.067	.032	.063
	「友人」	.017	.002	-.035	.008	-.066	-.061	-.039	-.080	.015	-.003	-.063	-.095	-.047	-.021	-.050	.002	-.002	-.017
レジリエンス	「新奇性」	.084	.101	.023	.020	.017	.010	-.057	-.014	.024	.006	-.073	-.025	.053	.024	-.031	-.031	-.034	-.018
	「感情調整」	.012	.013	.022	.037	.001	.041	-.001	.017	.004	.009	.031	.078	.007	.027	.062	.077	.175	.194
	「肯定的未来志向」	.034	.005	.069	.084	-.016	.006	.012	.031	.002	-.003	-.031	-.052	.036	.006	.003	.032	.099	.109
調整済み R <sup>2</sup>	.018	.014	.021	.032	.039	.030	.033	.046	.023	.003	.036	.050	.020	.015	.036	.025	.077	.098	

調整済みR<sup>2</sup>値はすべて有意 (p<.05)

有意の正の標準偏回帰係数 (p<.05)

最も高値の有意の正の標準偏回帰係数 (p<.05)

有意の負の標準偏回帰係数 (p<.05)

### 第3項 考察

まず、規範意識と危険行動との相関関係を検討した結果をみると、第3章第2節で検討した2001年の調査結果と同様に、2011年の調査データを用いた本節においても、規範意識は危険行動との間で関連があることが示された。特に、「家庭」、「学校」および「地域」における規範意識は、男女ともに取り上げた全9項目の危険行動との間で有意の正の相関係数がほぼ示され、危険行動を包括的に防止する上で規範意識が重要であることが明らかに示された。

次に、青少年の危険行動とレジリエンスとの関連について述べる。先行知見としては、米国のニューメキシコ州における Youth Risk and Resilience Survey<sup>21)</sup>により、レジリエンスが高い生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用、暴力および自傷行動の出現が低率であることが示されている。また、Mistry et al.<sup>26)</sup>によれば、レジリエンスは、喫煙、飲酒、野菜・果物摂取不足、身体運動不足の危険行動が複数同時に出現することと関連があることが報告されている。これらの知見はともに、レジリエンスが青少年の危険行動の防止において重視すべき要因であることを示唆するものである。

そうした中で、我が国の青少年を対象とした本研究においても、男女ともにレジリエンスの高さが複数の危険行動の防止に寄与することが示唆された。特に「自殺願望」については、男女ともにレジリエンスの下位概念の一つである「感情調整」が最も強い関連を示した。我が国では、15～19歳の死因の第1位である自殺が全体の30%以上を占めており<sup>27)</sup>、その防止に向けてもこの結果は注目される。また、「有酸素運動不足」および「朝食摂取」についても、レジリエンスとの間で関連が示され、青少年の危険行動の防止において彼らのレジリエンスを高めることが重要であることが示唆された。

しかし本結果では、男子の「月飲酒」および「性交経験」、女子の「シンナー乱用経験」については、レジリエンスが高いことがそれらの行動の防止につながるという結果は示されなかった。男子の飲酒や性行動に関しては、青少年期の発達段階に特徴的な興味・関心によって行動に至ることも指摘されることから、レジリエンスの高さがそうした行動を抑制する要因としては考えにくいということもあろう。今後さらにデータを蓄積するなどして、検討していくことが望まれる。

なお、我が国の高校生におけるレジリエンスの状況については、精神的回復力尺度の各項目における回答状況をみると十分でない状況が示された。例えば、本尺度の全21項目のうち、男子12項目、女子14項目において肯定的回答の割合が50%未満であった。下位概

念のうち、特に男女ともに「感情調整」の状況が比較的低かった。これまでに、我が国の青少年におけるレジリエンスの状況はほとんど報告されていないが、本結果から、我が国の青少年のレジリエンスの状況は低く、危険行動の防止の観点からもレジリエンスを高めることが重要であると考えられた。

さて、危険行動に及ぼす規範意識の影響については、第3章第2節ではセルフエスティームとの相対的な視点から検討され、特に「学校」における規範意識が高校生の危険行動により強く関連していることが示された。

レジリエンスとの間で相対的に検討した本節においても同様に、規範意識は危険行動に対してより強く関連していることが示された。すなわち、男女ともに全9項目のうち「有酸素運動不足」を除く8項目の危険行動において、「学校」、「地域」および「家庭」におけるいずれかの規範意識がより強く関連していることが示された。その中で、男女ともに、「月喫煙」、「月飲酒」、「シンナー乱用経験」、「性交経験」および「シートベルト非着用」には、「学校」および「地域」における規範意識が最も強い関連を示した。

以上より、我が国の青少年において、レジリエンスとの相対的な検討においても、規範意識は危険行動により強く関連する重要な要因であることが示された。とりわけ、「学校」および「地域」における規範意識を育成することが包括的に危険行動を防止する上で効果的であることが示唆された。

## 本章の引用文献

- 1) Masten AS, Best KM, Garmezy N: Resilience and development: Contributions from the study of children who overcome adversity. *Development and Psychopathology* 2, 425-444, 1990
- 2) Clarke V (野崎由利訳): 女性嗜癪回復者にみる共依存問題と文化的コンテクスト—レジリエンシー・モデルを中心として—. (清水新二 編集). 共依存とアディクション—心理・家族・社会—, 243-270, 培風館, 東京, 2001
- 3) 小塩真司, 中谷素之, 金子一史ほか: ネガティブな出来事からの立ち直りを導く心理的特性—精神的回復力尺度の作成—. *カウンセリング研究* 35 : 57-65, 2002
- 4) 小野寺敦子: 前向きな心はどのようにして育つのか—エゴ・レジリエンスを高める—. *児童心理* 63 : 23-28, 2009
- 5) Benard B: *Resiliency*. WestEd, San Francisco, 2004
- 6) 平野真理: レジリエンスの資質的要因・獲得的要因の分類の試み—二次元レジリエンス要因尺度 (BRS) の作成—. *パーソナリティ研究* 19 : 94-106, 2010
- 7) Jew CL, Green KE, Kroger J: Development and validation of a measure of resiliency. *Measurement and Evaluation in Counseling and Development* 32: 75-89, 1999
- 8) 荒木剛: いじめ被害体験の長期的影響とレジリエンシー (resiliency). *性格心理学研究* 10 : 108-109, 2002
- 9) 石毛みどり, 無藤隆: 中学生における精神的健康とレジリエンスおよびソーシャル・サポートとの関連—受験期の学業場面に着目して—. *教育心理学研究* 53 : 356-367, 2005
- 10) 森敏昭, 清水益治, 石田潤ほか: 大学生の自己教育力とレジリエンスの関係. *学校教育実践学研究* 8 : 179-187, 2002
- 11) 中尾達馬, 加藤和生: CAQ 版 ER 尺度 (CAQ-Ego-Resiliency Scale) 作成の試み. *パーソナリティ研究* 13 : 272-274, 2005
- 12) 文部科学省: 平成 24 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査. 2013
- 13) 内閣府: 平成 26 年版子ども・若者白書. Available at: <http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/index.html>. Accessed November 20, 2014
- 14) 総務省統計局: 平成 24 年労働力調査年報. Available at: <http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2012/index.htm>. Accessed August 8, 2013

- 15) 野津有司：青少年の飲酒防止プログラム開発の課題．学校保健研究 47：491-500，2006
- 16) 片岡千恵，野津有司：青少年の危険行動の防止．保健の科学 53：333-337，2011
- 17) Department of Education and Training Western Australia: K-10 overview: Health and Physical Education - Suggested contexts and topics, December 2007. Available at: <http://det.wa.edu.au/curriculum/support/k10syllabus/detcms/navigation/health---physical-education/?page=2&tab=Main#toc2>. Accessed August 7, 2013
- 18) Government of Western Australia, School Drug Education and Road Aware: Challenges and Choices: Early Adolescence resource for resilience, drug and road safety education. Western Australia, 2007
- 19) Government of Western Australia, School Drug Education and Road Aware: Challenges and Choices: Early Childhood resource for resilience, drug and road safety education. 25, Western Australia, 2005
- 20) 野津有司：現代的な健康課題に対応するためのレジリエンスの育成を重視したオーストラリアの健康教育．高校保健ニュース 905，6-7，2010
- 21) New Mexico Department of Health and New Mexico Public Education Department: New Mexico Youth Risk & Resiliency Survey: High School Survey Results 2011. Available at: <http://nmhealth.org/ERD/HealthData/pdf/ERD-HealthData-YRRS-HighSchoolResults-2011.pdf>. Accessed August 8, 2013
- 22) WestEd Health and Human Development Program for the California Department: California Healthy Kids Survey, Student Well-being in California, 2009-11: Statewide Results. Available at: [http://chks.wested.org/resources/Secondary\\_State\\_0911Main.pdf](http://chks.wested.org/resources/Secondary_State_0911Main.pdf). Accessed August 8, 2013
- 23) 荒井信成，上地勝，市村國夫ほか：中高生の危険行動とレジリエンスの関連．学校保健研究 51 (Suppl.)：181，2009
- 24) 菱田一哉，川畑徹朗，宋昇勲ほか：いじめの影響とレジリエンシー，ソーシャル・サポート，ライフスキルとの関係（第2報）－新潟市及び広島市の中学校8校における質問紙調査の結果より－．学校保健研究 53：509-526，2012
- 25) 野津有司，渡邊正樹，渡部基ほか：日本の高校生における危険行動の実態および危険行動間の関連－日本青少年危険行動調査2001年の結果－．学校保健研究 48：430-447，2006
- 26) Mistry R, McCarthy WJ, Yancey AK et al.: Resilience and patterns of health risk behaviors in

California adolescents. *Preventive Medicine* 48: 291-297, 2009

27) 厚生労働省：平成 24 年（2012）人口動態統計（確定数）の概況. Available at: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei12/>. Accessed June 24, 2014

## 第5章 我が国の青少年における危険行動に関わる規範意識の実態

### 第1節 青少年の規範意識の状況に関する先行知見

青少年の規範意識の状況に関する先行研究をみると、規範意識が低いなどと憂慮する指摘が比較的に目立つものの、十分な知見は得られていないと思われる。

まず、規範意識の変化を検討した報告としては、清永ら<sup>1)</sup>が挙げられる。具体的には、1987年と2001年の2回の調査結果から青少年における規範意識の状況を検討している。対象は、1987年の調査では全国の22市町における22の中学校に在籍する2年生919人であり、2001年の調査では全国の9市区における9の中学校に在籍する2年生916人である。反法的規範行為、反社会的慣習行為および反学校・反家庭内規範行為として取り上げた計25行為に対する許容の程度を質問した結果、2001年における中学生の規範意識の状況は、1987年の結果に比べてほとんど変化がなかったことが報告されている。ただし、反学校・反家庭内規範行為に対する意識については、2001年の方が反規範的であり、規範意識が低下していることを指摘している。

また、秦<sup>2)</sup>は、調査対象が福岡県という一地域の小、中、高校生に限られているが、1983・1984年および1996・1997年に調査を実施し、規範意識の変化について報告している。具体的には、1983年には中学校1校に在籍する1～3年生403人を対象に、1984年には小学校5、6年生276人を対象に、それぞれ複数の非行・問題行動に対する許容の程度を質問している。1996・1997年には、それらと同一の質問項目を用いて、小学5、6年生712人、中学1～3年生449人を対象として調査を実施している。これらの調査の結果から、各項目に対する「絶対にしてはいけない」と回答した者の割合が、1996・1997年の調査の方が低い項目が多く、小、中学生の規範意識は低下していることを指摘している。

同様の内容で複数回の調査を実施し、規範意識の状況の変化を示した報告は、これら以外には見当たらない。この他には、以下に示すような横断調査による報告がみられる。

安藤<sup>3)</sup>は1993年に、大阪府および兵庫県における公立高校に在籍する1～3年生469人を対象として、青少年が日常的に経験すると思われる30項目の反社会規範行為を取り上げて、各行為に対する許容の程度を検討している。その結果をみると、取り上げられた行為によって許容の程度が異なっていたが、取り上げられた多くの反社会規範行為に対して許容する意識を持っていることが示されており、規範意識は決して十分ではないことがうか

がえる。

原田ら<sup>4)</sup>は1999年に、静岡県内の2つの中学校に在籍する1～3年生207人およびその保護者や教師を対象として、校則違反行動や法律・道徳違反行動などの計79項目の行動に対する許容の程度について調査した。その結果、中学生の規範意識は、保護者や教師に比べて低いこと、また学年進行とともに規範意識の状況が低下する傾向にあることが示されている。

田中<sup>5)</sup>は、沖縄県の中学1年生146人および高校1年生251人を対象として、不良行為や不道徳行為などの計39項目の問題行動に対する許容の程度を調査し、中学生の方が高校生に比べて規範意識が高いことを示している。

林<sup>6)</sup>は、規範意識を問題行動に対する善悪の程度と捉えて質問項目を作成し、調査を実施した。具体的には、道徳に関わる行動や犯罪に関わる行動などに関する計31項目について、それぞれどの程度悪いかについて質問している。調査は1999年に実施され、解析対象は全国から無作為に抽出された中学校のうち、協力の得られた8都県の12校に在籍する中学1～3年生2,975人である。その結果、規範意識が特に低いと分類される者が2割前後存在することを報告している。

これらの先行知見は、個別の問題行動に対して許容や善悪の意識を問うことによって規範意識を測定した調査の報告である。次には、規範意識について、全般的な規範に対する意識を問う視点から測定された報告を示す。

木村<sup>7)</sup>は、校則に対する意識、友人に対する意識、日常生活場面での規範意識の3側面から捉えた13項目を作成して、高校生2,117人を対象に調査を実施した。その結果、高校生は、学校における集団生活を送る上でのルールの必要性を認めているなど、決して規範意識が低いとは言えないことを指摘している。

また、牧野ら<sup>8)</sup>は、10項目の規範に対する遵守意識を問うことによって規範意識の状況を検討した。調査は、2001年に、5都県の高校20校に在籍する生徒2,118人を対象として実施された。その結果、全10項目に対する肯定的な回答の割合は66.2～92.9%であり、個人的色彩の強い規範に対する意識は高い一方で、公共性と社会性を重んじる社会的規範に対する意識は低いことを指摘している。

我が国の青少年における規範意識の状況について、以上の異なる指摘がみられる理由としては、次のことが考えられる。一つは、それぞれ異なった一部の地域に限られた青少年を対象として調査が実施されていることである。特定の地域における青少年を対象とした

調査結果には、その地域の文化的および社会的な状況等が反映されることになる。例えば、伝統や風習を重んじる地域における青少年は規範意識が比較的高いことも予想される。二つ目に、先行知見によって、規範意識の捉え方が異なり、用いられた調査項目も異なることが挙げられる。規範意識の測定については、第2章第2節において、個々の違法行為や問題行動に対する意識を測定しようとするものと、伝統的な慣習や社会的なルール、マナーなどの規範全般に対する意識を測定しようとするものがみられることを指摘した。特に前者については、個々の違法行為や問題行動のそれぞれに対してどの程度許容できるかといった視点で規範意識の状況が検討されており、それぞれの調査で取り上げられた行動によって結果が異なることを指摘した。また、規範意識の測定において取り上げられた質問項目が当為的な特性を有するものであるかどうかについて、検討を要する項目がみられることも指摘した。

以上より、先行研究においては、規範意識の状況を把握するための測定方法や調査対象が大きく異なっていることもあり、青少年の規範意識の状況について、さらなる知見の蓄積が求められていると言える。

## 第2節 全国調査からみた青少年の危険行動に関わる規範意識

### 第1項 本節の目的および方法

#### (1) 目的

我が国の青少年における規範意識の状況については、様々な報告がみられるが、十分な知見が得られているとは言い難い。先行知見においては、規範意識を個別の問題行動に対する許容の意識を問うことによって測定されているものが多く、それぞれの調査で取り上げられた行動によって異なる結果が示されている。また、多くは特定の一地域における青少年を対象とした調査による報告であり、それぞれの地域における規範に関わる社会的な特徴などが結果に影響していることも考えられる。例えば、人口の多い大都市とそうでない地域においては、青少年の規範意識の状況が異なることも予想される。

また、近年の我が国の青少年における規範意識の状況について、その変化を示した報告はみられない。しばしば印象的に青少年の規範意識が低下しているとの主張がなされることもあるが、客観的なデータから示された報告は見当たらない。

近年、学校教育では、青少年の規範意識を育成する取り組みが一層推進されている。例えば、学校現場における実践の推進を目指した指導資料として、平成18年には文部科学省・警察庁による「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」<sup>9)</sup>が、平成20年には国立教育政策研究所による「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」<sup>10)</sup>がそれぞれ作成されている。

他方で、我が国では、国際化、都市化、情報化等が急速に進み、社会的な状況が大きく変化してきている。そうした中で、社会の規範が変容したり、人々の規範に対する意識に変化がみられたりすることも予想される。また、少年法や未成年喫煙防止法等において罰則が強化されるなど、法改正も進められている。こうした社会状況にあって、青少年の規範意識の状況は変化してきていると考えられる。

本節では、第2章第4節において信頼性および妥当性を確認した青少年の危険行動に関わる規範意識尺度を用いて、全国調査のデータにより、我が国の青少年における規範意識の実態を明らかにすることを目的とした。

## (2) 方法

### ① 分析データ

分析には、2001年および2011年の「日本青少年危険行動調査」(Japan Youth Risk Behavior Survey : JYRBS) のデータを用いた。

両調査はともに、自記式無記名の質問紙法を用いて実施されたものである。本節における解析対象は、2001年のJYRBSについては、全国の高校から都道府県を層として層化無作為抽出された106校の1～3年生11,113人(男5,604人、女5,509人)である。同様に2011年のJYRBSについては、全国の高校から都道府県を層として無作為抽出された102校の1～3年生9,778人(男5,027人、女4,751人)である。なお、2001年のJYRBSは第3章第2節において、2011年のJYTBSは第4章第2節において、それぞれ用いたデータと同一である。

本節では、2001年および2011年のJYRBSともに調査された青少年の危険行動に関わる規範意識尺度(12項目)のデータを分析した。本尺度は、第2章第4節にて信頼性および妥当性を検討した規範意識尺度である。

### ② 分析方法

規範意識の状況について、規範意識尺度の各項目の回答状況の割合を性別に集計した。また、尺度の全体および各下位概念において、性別学年別および都市規模別で平均得点を算出した。その際、各項目の回答について、望ましい状況であるほど高得点を与えてスコア化し(例えば、「国の法律は守るべきである」に対して、「とてもそう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「ややそう思わない」2点、「とてもそう思わない」1点)、全体および各下位概念でスコアを合算した。

以上について、割合の差の検討には $\chi^2$ 検定および残差分析を用いた。また、平均の差の検定にはt検定を用いた。

なお、統計上の有意水準は5%とした。統計パッケージは、IBM SPSS Statistics 19を用いた。

## 第2項 性別および学年別にみた規範意識の状況

2011年における調査の結果について、規範意識尺度の全12項目の回答状況を表5-1～表5-12に示した。

4つの下位概念ごとに規範意識の状況を述べる。「家庭」における規範意識については、全3項目の肯定的回答（「とてもそう思う」および「ややそう思う」の回答の合計、以下同じ）が男子全体で81.7～86.9%、女子全体で84.5～89.2%であった。「とてもそう思う」と回答した者の割合に注目すると、「親との約束は守るべきである」については男子52.6%、女子51.4%、「家族の中でのきまりは守るべきである」については男子50.8%、女子50.4%であり、それぞれ約半数を占めていた。また、「親の忠告や意見は重視すべきである」については男子43.5%、女子40.9%であった。学年別の回答状況をみると、男女ともに全3項目において、学年間で有意差は示されなかった。

「地域」における規範意識については、全3項目の肯定的回答が男子全体で67.1～88.8%、女子全体で62.2～91.9%であり、項目によって差がみられた。「とてもそう思う」と回答した者の割合は、「国の法律は守るべきである」については男子64.5%、女子67.6%であり高率であった。また、「地域の規則・ルールは守るべきである」についても男子54.2%、女子54.6%と、約半数を占めていた。しかし一方で、「近所に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである」については、男子31.0%、女子21.1%に留まり、低率であった。学年別の回答状況をみると、男女ともに全3項目について、学年間で有意差は示されなかった。

「学校」における規範意識については、全3項目の肯定的回答が男子全体で60.7～76.8%、女子全体で58.0～75.5%であり、全体として比較的低率であった。特に、「とてもそう思う」と回答した者の割合が低率であり、「学校の教育方針は尊重すべきである」については男子27.7%、女子17.7%に留まった。同様に、「学校の規則・ルールは守るべきである」では男子41.5%、女子31.2%、「学校の先生の忠告や意見は重視すべきである」では男子36.8%、女子26.6%と、それぞれ低率であった。学年別の回答状況をみると、男子では2項目において、女子では全3項目において、学年間で有意差が示され、いずれも高1の規範意識の高い状況がみられた。一方で、高2の規範意識の低い状況が示され、特に女子において顕著であった。

「友人」における規範意識については、全3項目の肯定的回答が男子全体で80.6～94.8%、女子全体で78.7～95.3%であり、項目によって差があるものの、他の下位概念に比べて比

較的高かった。なかでも、「とてもそう思う」と回答した者の割合は、「友だちとの約束は守るべきである」については男子 73.4%，女子 72.6%であり，約 4 人のうち 3 人の割合を占め，高率であった。また同様に，「友だちの中でのきまりは守るべきである」についても男子 60.6%，女子 59.5%と高率であった。一方で，「友だちの忠告や意見は重視すべきである」については男子 39.1%，女子 33.7%と比較的低率であった。学年別の回答状況を見ると，男子では全 3 項目ともに学年間で有意差は示されなかった。女子では，「友だちの忠告や意見は重視すべきである」について学年間で有意差が示され，高 1 の「とてもそう思う」が高率であった。

一方，全 12 項目における否定的回答（「とてもそう思わない」と「ややそう思わない」の回答の合計）をみると，男子 0.7～12.1%，女子 0.1～10.6%であった。最も高率であった項目は「学校の教育方針は尊重すべきである」に対する回答であり，約 1 割程度みられた。また，肯定的回答でも否定的回答でもない「どちらともいえない」と回答した者の割合は，男子 4.3～27.0%，女子 4.5～31.3%であり，特に学校における規範意識について，その割合が目立った。

表 5-1. 「親との約束は守るべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	51.9	34.6	10.2	1.6	1.5	0.2	100
	高2	53.4	34.7	9.9	0.9	0.9	0.3	100
	高3	52.4	33.4	11.3	1.5	1.3	0.1	100
	全体	52.6	34.3	10.4	1.3	1.3	0.2	100
女子	高1	51.8	36.9	9.3	1.0	0.8	0.1	100
	高2	52.1	37.4	8.7	1.1	0.6	0.1	100
	高3	50.0	39.1	9.4	0.8	0.3	0.3	100
	全体	51.4	37.8	9.1	1.0	0.6	0.2	100

表 5-2. 「家族の中でのきまりは守るべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	51.2	34.6	11.3	1.3	1.5	0.1	100
	高2	50.3	37.3	10.0	1.6	0.8	0.0	100
	高3	51.0	35.3	10.5	1.7	1.5	0.1	100
	全体	50.8	35.7	10.6	1.5	1.3	0.1	100
女子	高1	51.1	37.9	9.2	1.2	0.7	0.0	100
	高2	51.3	36.9	10.3	0.8	0.6	0.1	100
	高3	48.5	40.8	9.4	0.8	0.5	0.0	100
	全体	50.4	38.4	9.6	0.9	0.6	0.0	100

表 5-3. 「親の忠告や意見は重視すべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	45.3	36.1	14.1	2.6	1.8	0.1	100
	高2	42.3	39.5	15.0	1.8	1.3	0.1	100
	高3	42.9	39.3	13.2	2.4	2.1	0.1	100
	全体	43.5	38.2	14.1	2.3	1.8	0.1	100
女子	高1	41.5	43.5	11.3	2.5	1.0	0.1	100
	高2	40.7	43.8	13.1	1.5	0.9	0.1	100
	高3	40.3	43.6	13.4	1.7	0.8	0.2	100
	全体	40.9	43.6	12.6	1.9	0.9	0.1	100

表 5-4. 「学校の教育方針は尊重すべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	28.6	35.4 +	24.7 -	5.0 -	5.9	0.3	100
	高2	26.2	32.5	28.8 +	7.2	5.1	0.2	100
	高3	28.2	30.9 -	27.6	6.7	6.4	0.3	100
	全体	27.7	33.0	27.0	6.3	5.8	0.3	100
女子	高1	19.3 +	41.8	29.1 -	6.2	3.4	0.2	100
	高2	16.1 -	38.4 -	33.6 +	7.5	4.3	0.2	100
	高3	17.5	40.8	31.1	7.5	3.1	0.1	100
	全体	17.7	40.3	31.3	7.0	3.6	0.1	100

+, - 学年差 (p<.05, 残差分析)

表 5-5. 「学校の規則・ルールは守るべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	43.9 +	34.8	13.5 -	3.9	3.7	0.1	100
	高2	38.9 -	37.1	16.3	4.7	2.6	0.4	100
	高3	41.5	34.1	15.9	5.0	3.5	0.1	100
	全体	41.5	35.3	15.2	4.5	3.3	0.2	100
女子	高1	33.6 +	43.0	16.1	5.2	2.0	0.1	100
	高2	29.1 -	43.4	19.8 +	4.3	3.0 +	0.4	100
	高3	30.7	46.9 +	16.1	4.7	1.5 -	0.1	100
	全体	31.2	44.3	17.4	4.7	2.2	0.2	100

+, - 学年差 (p<.05, 残差分析)

表 5-6. 「学校の先生の忠告や意見は重視すべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	38.7	37.4	16.8	3.4	3.6	0.1	100
	高2	35.0	39.7	18.1	3.9	3.2	0.1	100
	高3	36.6	39.1	16.7	4.1	3.3	0.2	100
	全体	36.8	38.7	17.2	3.8	3.4	0.1	100
女子	高1	29.3 +	44.0	19.7	4.9	1.9	0.2	100
	高2	24.1 -	46.1	22.1	4.6	3.0 +	0.2	100
	高3	26.3	45.5	22.0	4.1	1.9	0.1	100
	全体	26.6	45.2	21.2	4.6	2.3	0.2	100

+, - 学年差 (p<.05, 残差分析)

表 5-7. 「国の法律は守るべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	65.3	23.3	8.8	0.9	1.6	0.1	100
	高2	63.7	24.4	9.1	1.2	1.4	0.2	100
	高3	64.3	25.1	8.2	1.3	1.1	0.0	100
	全体	64.5	24.3	8.7	1.1	1.4	0.1	100
女子	高1	69.1	22.8	6.8	1.0	0.2	0.1	100
	高2	67.1	25.3	6.1	0.6	0.7	0.1	100
	高3	66.5	24.9	7.2	0.8	0.4	0.1	100
	全体	67.6	24.3	6.7	0.8	0.4	0.1	100

表 5-8. 「地域の規則・ルールは守るべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	54.0	31.6	11.3	1.4	1.5	0.2	100
	高2	54.1	32.0	11.6	0.9	1.3	0.1	100
	高3	54.6	32.0	10.2	1.8	1.1	0.2	100
	全体	54.2	31.8	11.1	1.4	1.3	0.2	100
女子	高1	53.7	34.8	9.9	1.0	0.5	0.1	100
	高2	54.6	35.3	8.3	1.0	0.4	0.5	100
	高3	55.7	34.1	8.8	1.0	0.3	0.1	100
	全体	54.6	34.8	9.0	1.0	0.4	0.2	100

表 5-9. 「近所に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	32.2	36.3	23.5	4.6	3.3	0.1	100
	高2	29.3	38.1	25.9	3.7	2.7	0.2	100
	高3	31.4	33.9	26.7	4.2	3.6	0.1	100
	全体	31.0	36.1	25.3	4.2	3.2	0.2	100
女子	高1	22.5	41.0	27.5	5.8	2.5	0.6	100
	高2	20.5	41.7	29.7	5.3	2.3	0.4	100
	高3	20.0	40.6	30.8	5.3	2.9	0.4	100
	全体	21.1	41.1	29.3	5.5	2.6	0.5	100

表 5-10. 「友だちとの約束は守るべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	72.9	22.7	3.5	0.2	0.6	0.2	100
	高2	73.1	21.6	4.6	0.4	0.2	0.1	100
	高3	74.4	19.8	4.9	0.4	0.3	0.1	100
	全体	73.4	21.4	4.3	0.3	0.4	0.1	100
女子	高1	73.8	22.0	4.0	0.0	0.1	0.1	100
	高2	73.7	21.5	4.6	0.1	0.1	0.0	100
	高3	70.0	24.8	5.1	0.0	0.1	0.0	100
	全体	72.6	22.7	4.5	0.0	0.1	0.0	100

表 5-11. 「友だちの中でのきまりは守るべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	61.1	28.9	8.7	0.4	0.5	0.3	100
	高2	61.4	27.8	9.3	0.7	0.7	0.1	100
	高3	59.1	28.4	10.7	0.6	1.0	0.3	100
	全体	60.6	28.4	9.5	0.6	0.7	0.2	100
女子	高1	60.6	28.0	10.4	0.7	0.3	0.1	100
	高2	60.2	27.5	10.9	0.6	0.7	0.0	100
	高3	57.6	28.0	12.7	1.0	0.6	0.1	100
	全体	59.5	27.8	11.3	0.8	0.5	0.1	100

表 5-12. 「友だちの忠告や意見は重視すべきである」 (%)

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	とても そう思わない	無回答等	計
男子	高1	40.1	40.4	16.8	1.2	1.1	0.3	100
	高2	37.5	43.4	17.1	1.1	0.8	0.1	100
	高3	39.6	40.8	17.2	1.4	0.9	0.1	100
	全体	39.1	41.5	17.0	1.3	0.9	0.1	100
女子	高1	36.0 +	44.1	17.2 -	1.9	0.5	0.2	100
	高2	32.6	46.2	18.9	1.8	0.4	0.1	100
	高3	32.2	44.7	20.8 +	1.2	0.9	0.1	100
	全体	33.7	45.0	18.9	1.7	0.6	0.1	100

+, - 学年差 (p&lt;.05, 残差分析)

### 第3項 規範意識の状況の10年間の変化

#### (1) 各項目における回答状況の比較

規範意識尺度の全12項目のそれぞれについて、その回答状況を図5-1～図5-12に示した。その割合をみると、2011年の規範意識の状況は、10年前の2001年に比して総じて良好に変化した傾向が示された。

まず、2001年の結果において下位概念の中で比較的低調であった「学校」における規範意識の状況についてみると、10年後の2011年では全3項目ともに、「とてもそう思う」および「ややそう思う」の肯定的な回答が男女ともに有意に高率となった。具体的には、男子では、2001年28.8～50.2%が2011年60.9～77.0%へ、女子では、2001年21.6～41.7%が2011年58.0～75.6%へ、それぞれ増加した。特に、「とてもそう思う」の回答が3項目ともに大きく増加する傾向が示された。例えば「学校の規則・ルールは守るべきである」について「とてもそう思う」と回答した者の割合は、男子では2001年17.7%から2011年41.5%へ、女子では2001年9.3%から2011年31.2%へ、それぞれ有意に高率となった。一方、「ややそう思わない」および「とてもそう思わない」の否定的な回答は、男女ともに全3項目において、2011年の方が有意に低率であった。同様に、「どちらともいえない」についても、2011年の方が有意に低率であった。

次に、「家庭」における規範意識の状況については、全3項目の肯定的回答は、2001年では男子65.6～76.7%、女子66.5～78.1%であったが、2011年では男子81.8～87.0%、女子84.6～89.3%であり、男女ともにすべての項目において有意に高率となった。また、「とてもそう思う」と回答した者の割合は、男女ともに全3項目において2011年の方が有意に高率であった。一方、否定的な回答は、男女ともに全3項目において2011年の方が有意に低率であった。同様に、「どちらともいえない」についても、2011年の方が有意に低率であった。

「地域」における規範意識については、全3項目の肯定的回答は、2001年では男子45.6～69.1%、女子37.6～73.1%であったが、2011年では男子67.2～88.8%、女子62.5～92.1%であり、男女ともにすべての項目において有意に高率となった。また、「とてもそう思う」の回答は、男女ともに全3項目において2011年の方が有意に高率であった。一方、否定的な回答は、男女ともに全3項目において2011年の方が有意に低率であった。同様に、「どちらともいえない」についても、2011年の方が有意に低率であった。

「友人」における規範意識については、全3項目の肯定的回答は、2001年では男子70.5～93.9%、女子74.4～96.4%であったが、2011年では男子80.8～95.0%、女子78.8～95.3%であり、男子ではすべての項目において、女子では2項目において、有意に高率となった。また、「とてもそう思う」の回答は、男子では全3項目において、女子では2項目において、それぞれ2011年の方が有意に高率であった。

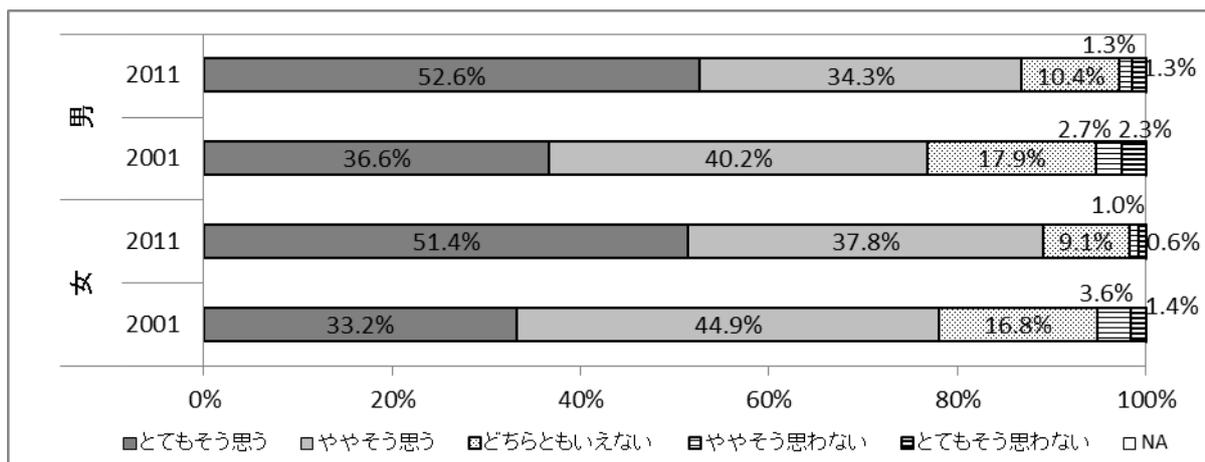


図 5-1. 「親との約束は守るべきである」

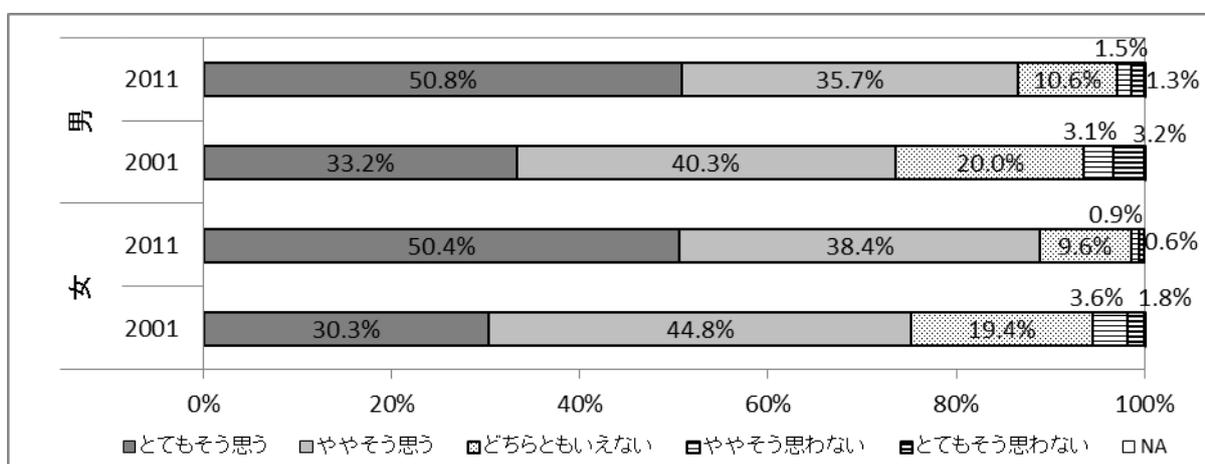


図 5-2. 「家族の中でのきまりは守るべきである」

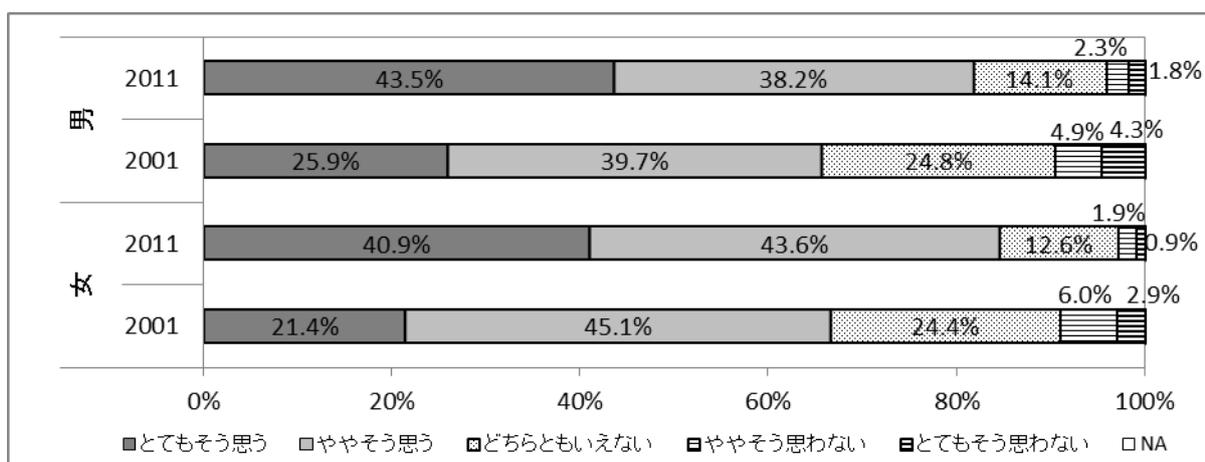


図 5-3. 「親の忠告や意見は重視すべきである」

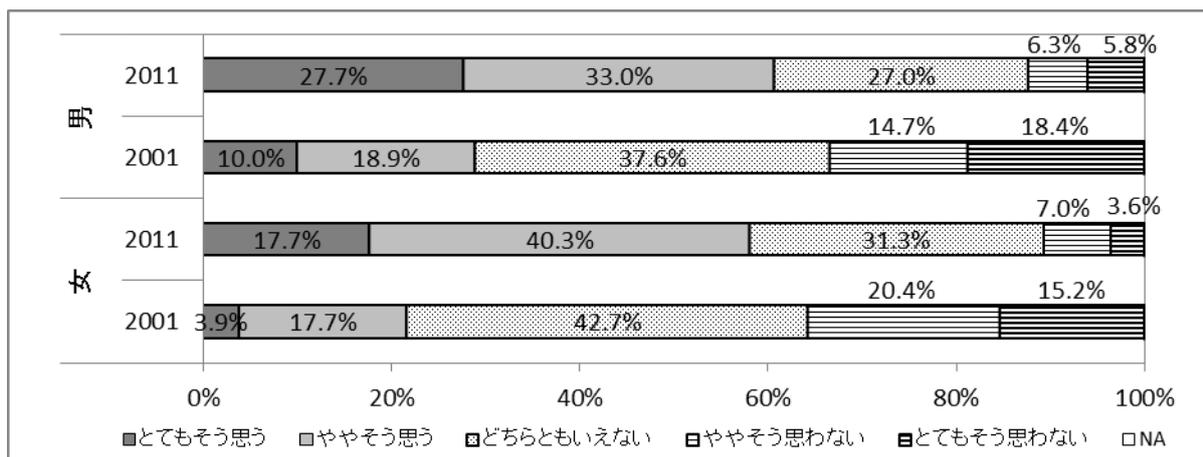


図 5-4. 「学校の教育方針は尊重すべきである」

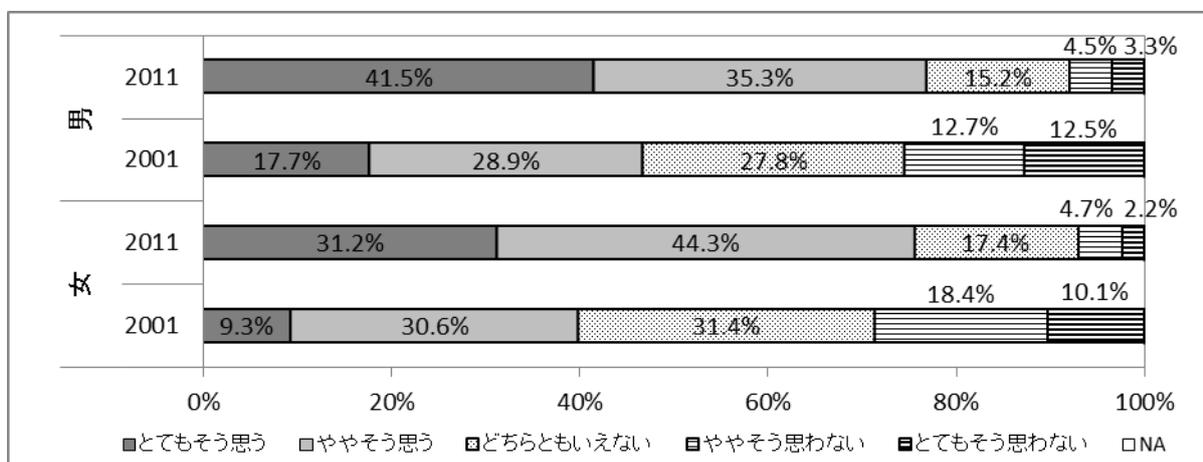


図 5-5. 「学校の規則・ルールは守るべきである」

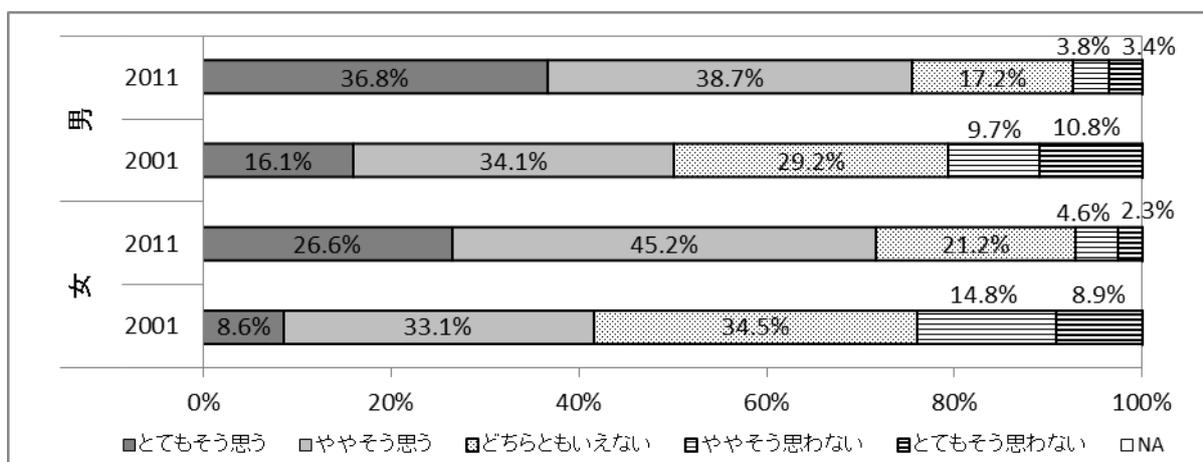


図 5-6. 「学校の先生の忠告や意見は重視すべきである」

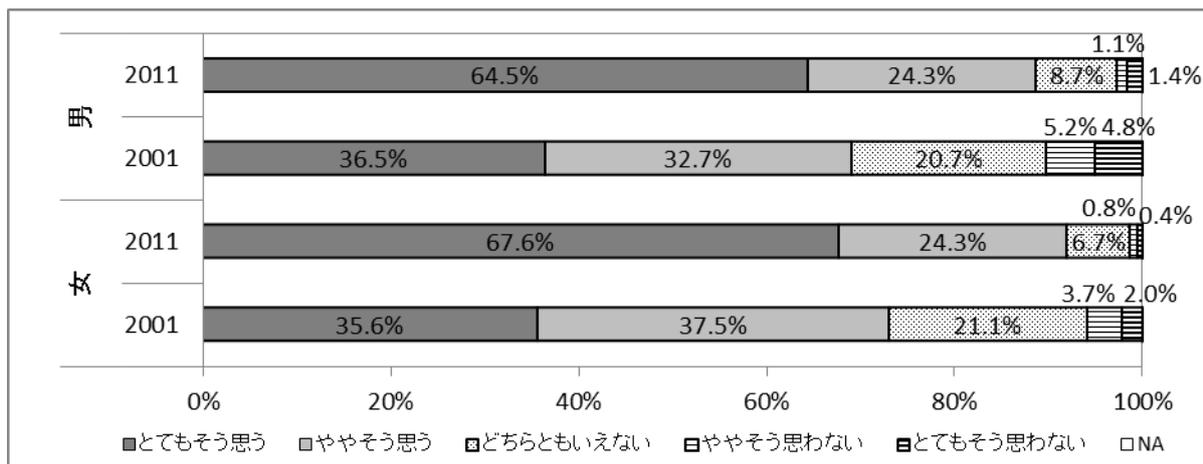


図 5-7. 「国の法律は守るべきである」

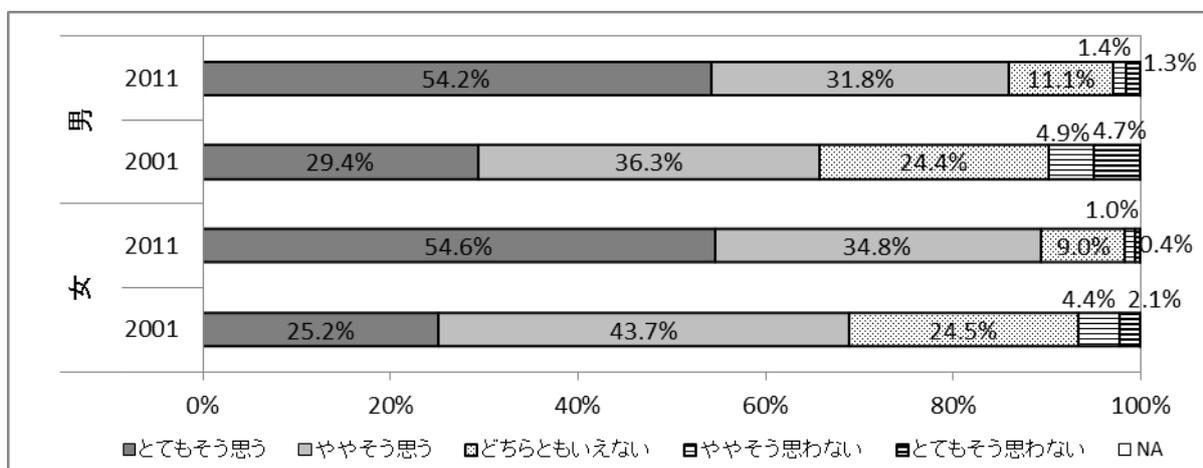


図 5-8. 「地域の規則・ルールは守るべきである」

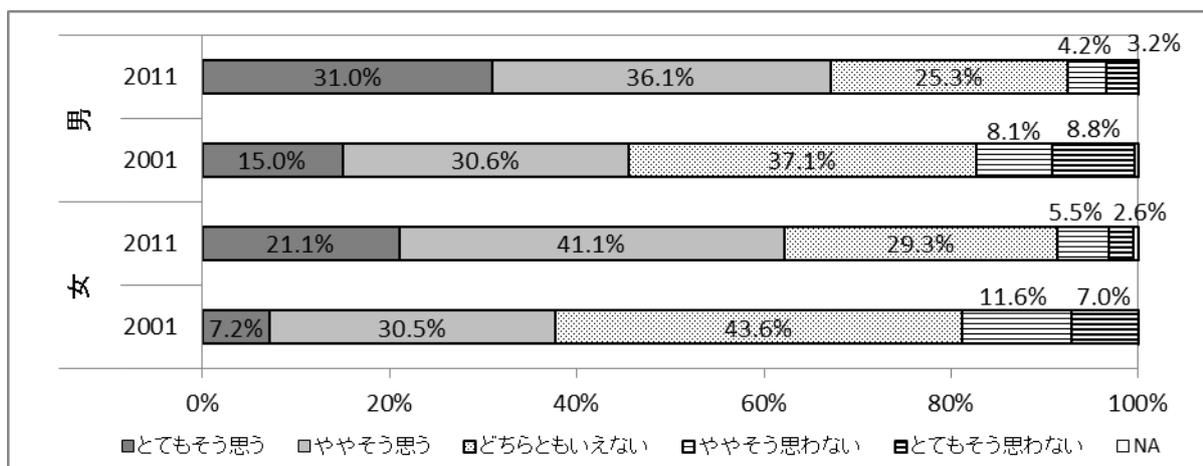


図 5-9. 「近所に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである」

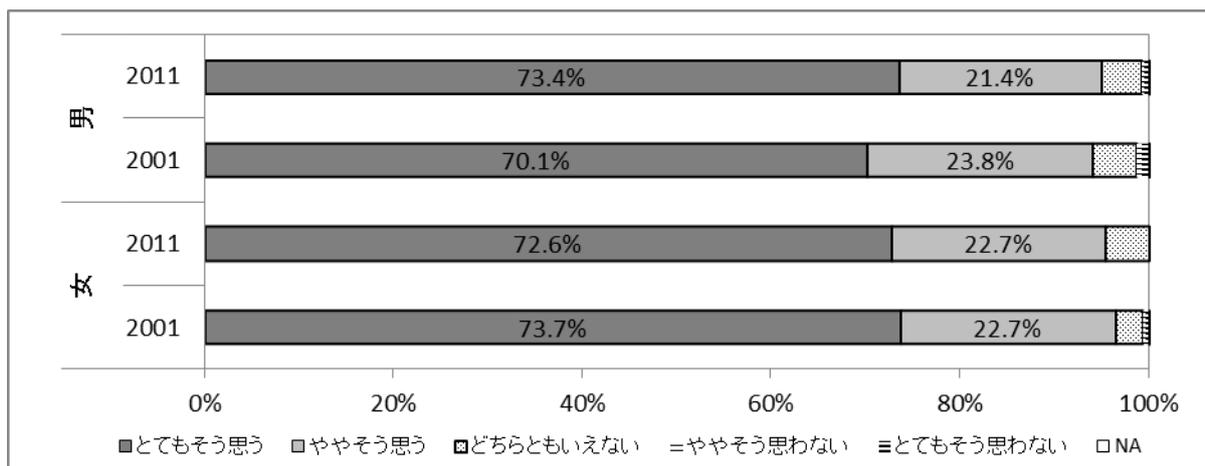


図 5-10. 「友だちとの約束は守るべきである」

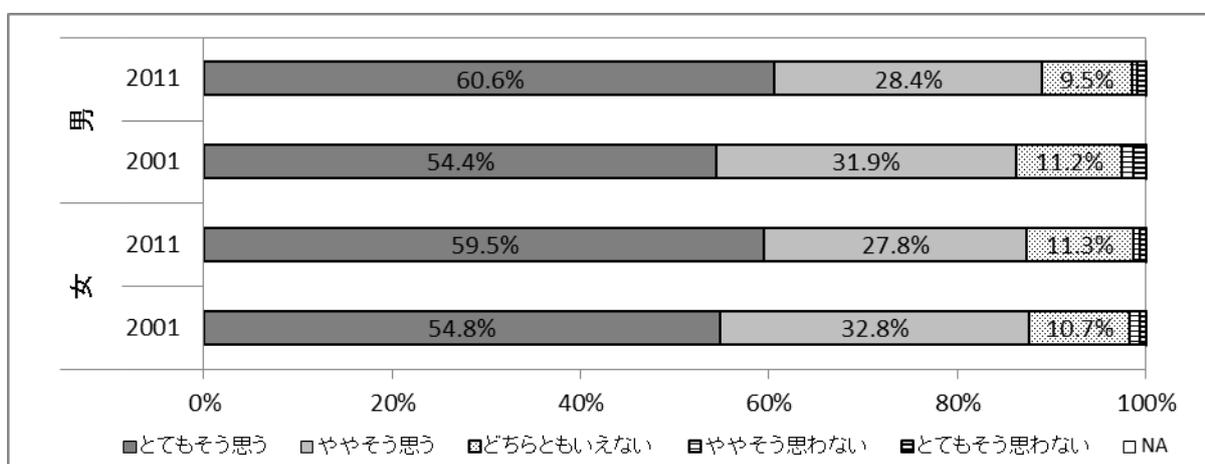


図 5-11. 「友だちの中でのきまりは守るべきである」

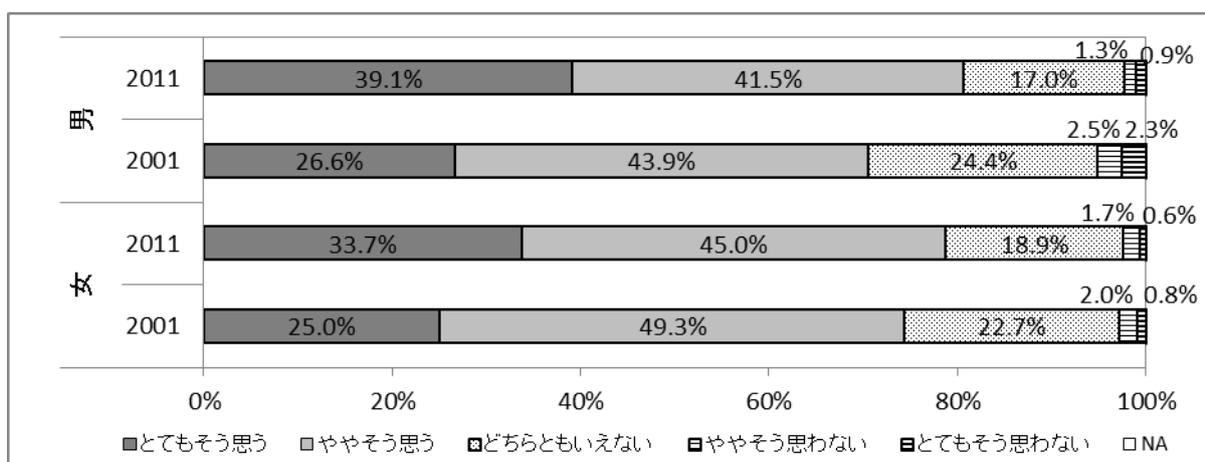


図 5-12. 「友だちの忠告や意見は重視すべきである」

## (2) 学年別にみた肯定的回答の割合の比較

規範意識尺度の全 12 項目のそれぞれについて、2001 年および 2011 年の調査における肯定的回答（「とてもそう思う」と「ややそう思う」の回答の合計、以下同じ）の割合を学年別に表 5-13 に示した。その結果、「家庭」、「学校」および「地域」における規範意識の全項目については、全学年において、男女ともに 2011 年の方が有意に高率であった。ここではさらに、10 年間ににおける肯定的回答の増加パーセント数に注目して、各学年における規範意識の状況の変化について示す。

まず男子において、10 年間ににおける肯定的回答の増加パーセント数を学年別にみると、「家庭」における規範意識の全 3 項目では、高 1 で 10.6~18.0%増、高 2 で 10.6~14.5%増、高 3 で 8.8~15.8%増であった。「親の忠告や意見は重視すべきである」の項目については、高 1 における肯定的回答の増加が大きく、2001 年では高 1 が有意に低かったが、2011 年では学年間で有意差は示されなかった。

同様に、「学校」における規範意識の全 3 項目については、高 1 で 25.1~33.4%増、高 2 で 26.5~31.3%増、高 3 で 24.6~31.0%増であり、全学年において、他の下位概念に比べて増加が顕著であった。特に、「学校の教育方針は尊重すべきである」の項目については、2001 年では全学年において、肯定的回答が 27.5~30.6%と低さが目立っていたが、2011 年では 59.1~64.0%と 2 倍以上に高まった。なかでも高 1 の増加が大きく、2011 年では他の学年に比して有意に高率であった。

「地域」における規範意識の全 3 項目については、高 1 で 19.1~21.5%増、高 2 で 18.0~22.0%増、高 3 で 21.1~23.6%増であり、全学年ともに 20%前後の大きな増加を示した。また、2011 年では、3 項目ともに肯定的回答の割合に有意の学年差は示されなかった。

「友人」における規範意識の全 3 項目については、高 1 で 2.1~10.2%増、高 2 で 0.4~10.1%増、高 3 で 0.2~9.9%増であった。全学年において、「友人」における規範意識の項目の肯定的回答は、2001 年では 70.4~96.8%と他の下位概念に比べても高率であったが、2011 年ではさらに高い割合を示した。

次に女子において、10 年間ににおける肯定的回答の増加パーセント数を学年別にみると、「家庭」における規範意識の全 3 項目では、高 1 で 12.3~19.7%増、高 2 で 13.2~20.3%増、高 3 で 7.7~13.9%増であり、特に高 1 および高 2 の増加数の大きさが目立った。全 3 項目ともに、2001 年では高 2 の肯定的回答が有意に低い状況であったが、2011 年では有意差は示されなかった。

同様に、「学校」における規範意識の全3項目については、高1で32.2～38.5%増、高2で32.0～36.2%増、高3で26.0～35.1%増であり、男子と同じく全学年において、他の下位概念に比べて増加が顕著であった。また、2001年と同様に、高2の肯定的回答の低い状況が示された。

「地域」における規範意識の全3項目については、高1で19.6～26.2%増、高2で19.6～24.7%増、高3で17.4～22.5%増であった。2011年では、全3項目ともに肯定的回答の割合に有意の学年差は示されなかった。

「友人」における規範意識については、他の下位概念の傾向とは異なり、2001年と2011年の間で肯定的回答の割合に有意差が示されなかった項目がみられた。また、高3では、全3項目中2項目において、この10年間で肯定的回答の割合が有意に低下した。

表 5-13. 学年別にみた規範意識の各項目における肯定的回答の 10 年間の変化 (%)

		男子			女子		
		高1	高2	高3	高1	高2	高3
親との約束は守るべきである	2001	75.9	77.4	77.0	76.5	76.3 -	81.4 +
	2011	<b>86.5</b>	<b>88.0</b>	<b>85.8</b>	<b>88.8</b>	<b>89.5</b>	<b>89.1</b>
	調査年間の差 (%)	10.6	10.6	8.8	12.3	13.2	7.7
「家庭」 家族の中でのきまりは守るべきである	2001	72.2	74.6	74.0	73.9	72.9 -	78.5 +
	2011	<b>85.8</b>	<b>87.6</b>	<b>86.3</b>	<b>89.0</b>	<b>88.2</b>	<b>89.3</b>
	調査年間の差 (%)	13.6	13.0	12.3	15.1	15.3	10.8
親の忠告や意見は重視すべきである	2001	63.4 -	67.3	66.4	65.4	64.2 -	70.0 +
	2011	<b>81.4</b>	<b>81.8</b>	<b>82.2</b>	<b>85.1</b>	<b>84.5</b>	<b>83.9</b>
	調査年間の差 (%)	18.0	14.5	15.8	19.7	20.3	13.9
学校の教育方針は尊重すべきである	2001	30.6	27.5	28.1	22.6	19.1 -	23.2 +
	2011	<b>64.0 +</b>	<b>58.8 -</b>	<b>59.1</b>	<b>61.1 +</b>	<b>54.5 -</b>	<b>58.3</b>
	調査年間の差 (%)	33.4	31.3	31.0	38.5	35.4	35.1
「学校」 学校の規則・ルールは守るべきである	2001	47.7	46.4	45.6	40.4	36.3 -	43.1 +
	2011	<b>78.7</b>	<b>76.0</b>	<b>75.6</b>	<b>76.6</b>	<b>72.5 -</b>	<b>77.6 +</b>
	調査年間の差 (%)	31.0	29.6	30.0	36.2	36.2	34.5
学校の先生の忠告や意見は重視すべきである	2001	51.0	48.3	51.1	41.1	38.2 -	45.8 +
	2011	<b>76.1</b>	<b>74.8</b>	<b>75.7</b>	<b>73.3</b>	<b>70.2</b>	<b>71.8</b>
	調査年間の差 (%)	25.1	26.5	24.6	32.2	32.0	26.0
国の法律は守るべきである	2001	69.5	69.8	68.0	72.3	72.9	74.0
	2011	<b>88.6</b>	<b>88.2</b>	<b>89.4</b>	<b>91.9</b>	<b>92.5</b>	<b>91.4</b>
	調査年間の差 (%)	19.1	18.4	21.4	19.6	19.6	17.4
「地域」 地域の規則・ルールは守るべきである	2001	66.0	68.1 +	63.0 -	68.8	66.2 -	71.9 +
	2011	<b>85.6</b>	<b>86.1</b>	<b>86.6</b>	<b>88.5</b>	<b>89.8</b>	<b>89.8</b>
	調査年間の差 (%)	19.6	18.0	23.6	19.7	23.6	17.9
近所に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである	2001	47.0	45.4	44.3	37.3	37.5	38.1
	2011	<b>68.5</b>	<b>67.4</b>	<b>65.4</b>	<b>63.5</b>	<b>62.2</b>	<b>60.6</b>
	調査年間の差 (%)	21.5	22.0	21.1	26.2	24.7	22.5
友だちとの約束は守るべきである	2001	93.5	94.3	94.1	96.8	96.2	<b>96.2</b>
	2011	<b>95.6</b>	94.7	94.3	95.8	95.3	94.8
	調査年間の差 (%)	2.1	0.4	0.2	-1.0	-0.9	-1.4
「友人」 友だちの中でのきまりは守るべきである	2001	85.8	86.9	86.1	87.0	87.4	<b>88.3</b>
	2011	<b>90.1</b>	<b>89.2</b>	87.5	88.5	87.8	85.6 -
	調査年間の差 (%)	4.3	2.3	1.4	1.5	0.4	-2.7
友だちの忠告や意見は重視すべきである	2001	70.4	70.8	70.5	75.3	73.8	74.0
	2011	<b>80.6</b>	<b>80.9</b>	<b>80.4</b>	<b>80.1</b>	<b>78.8</b>	76.9
	調査年間の差 (%)	10.2	10.1	9.9	4.8	5.0	2.9

肯定的回答: 「とてもそう思う」と「ややそう思う」と回答した者の合計

下線太字: 2001年と2011年との間で有意に高率 (p<.05, 残差分析)

+ -: 各調査年における学年差 (p<.05, 残差分析)

### (3) 都市規模別にみた肯定的回答の割合の比較

規範意識尺度の全 12 項目のそれぞれについて、2001 年および 2011 年の調査における肯定的回答（「とてもそう思う」と「ややそう思う」の回答の合計、以下同じ）の割合を都市規模別に表 5-14 に示した。都市規模の分類については、それぞれの調査年の時点で、調査対象の高校生が在籍する高校の所在地について「政令市・東京特別区」（以下「政令市」）、「中核市」、「その他の市町村」の 3 群に分けた。

その結果、「家庭」、「学校」および「地域」における規範意識の全項目については、すべての都市規模において、男女ともに 2011 年の方が有意に高率であった。ここではさらに、10 年間ににおける肯定的回答の増加パーセント数に注目して、各都市規模における規範意識の状況の変化について示す。

まず男子において、10 年間ににおける肯定的回答の増加パーセント数を都市規模別にみると、「家庭」における規範意識の全 3 項目では、「政令市」で 7.0~12.2%増、「中核市」で 10.6~17.9%増、「その他の市町村」で 10.6~16.6%増であった。特に「中核市」および「その他の市町村」における増加が「政令市」に比べて大きく、2001 年では 3 項目ともに都市規模間で肯定的割合に有意差は示されなかったが、2011 年では 2 項目において「政令市」の有意に低い状況が示された。

同様に、「学校」における規範意識の全 3 項目については、「政令市」で 19.8~25.0%増、「中核市」で 25.2~31.4%増、「その他の市町村」で 26.4~33.4%増であった。「家庭」における規範意識と同じく、「中核市」および「その他の市町村」における増加が「政令市」に比べて大きく、2001 年では 3 項目ともに都市規模間で肯定的割合に有意差は示されなかったが、2011 年では 2 項目において「政令市」の有意に低い状況が示された。

「地域」における規範意識の全 3 項目については、「政令市」で 14.9~19.7%増、「中核市」で 18.8~20.9%増、「その他の市町村」で 19.7~22.8%増であった。「地域に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである」の項目に対する肯定的回答の割合の増加について、「政令市」では他の 2 群に比べて小さく、2001 年では都市規模間で肯定的回答の割合に有意差は示されなかったが、2011 年では「政令市」の有意に低い状況が示された。

「友人」における規範意識の全 3 項目については、「政令市」では全 3 項目ともに、10 年間で肯定的回答の割合に有意の変化は示されなかった。一方で、「中核市」では 2 項目において、「その他の市町村」では全 3 項目において、2011 年の方が肯定的回答が有意に高率であった。

次に女子において、10年間における肯定的回答の増加パーセント数を都市規模別にみると、「家庭」における規範意識の全3項目では、「政令市」で9.5～16.5%増、「中核市」で10.9～17.5%増、「その他の市町村」で11.4～18.3%増であった。2001年および2011年の両調査において、都市規模間で肯定的回答の割合に有意差は示されなかった。

同様に、「学校」における規範意識の全3項目については、「政令市」で29.4～37.6%増、「中核市」で26.0～34.6%増、「その他の市町村」で30.9～36.3%増であった。すべての都市規模において肯定的回答の割合は大きく増加したが、2001年と同様に2011年においても、「政令市」の有意に低率の状況が示された。

「地域」における規範意識の全3項目については、「政令市」で18.5～21.7%増、「中核市」で15.1～22.3%増、「その他の市町村」で19.7～25.6%増であった。男子と同じく、「地域に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである」の項目に対する肯定的回答の割合の増加について、「政令市」では他の2群に比べて小さく、2001年では都市規模間で肯定的回答の割合に有意差は示されなかったが、2011年では「政令市」の有意に低い状況が示された。

「友人」における規範意識の全3項目については、いずれの都市規模においても、2001年と2011年の間で肯定的回答の割合に有意差が示されなかった項目が目立った。むしろ、「政令市」および「その他の市町村」ではそれぞれ、2011年の方が有意に低率となった項目がみられた。

表 5-14. 都市規模別にみた規範意識の各項目における肯定的回答の 10 年間の比較 (%)

		男子			女子		
		政令市・ 東京特別区	中核市	その他の 市町村	政令市・ 東京特別区	中核市	その他の 市町村
親との約束は守るべきである	2001	76.9	77.3	76.6	79.0	77.4	78.0
	2011	<b>83.9</b> -	<b>87.9</b>	<b>87.2</b>	<b>88.5</b>	<b>88.3</b>	<b>89.4</b>
	調査年間の差 (%)	7.0	10.6	10.6	9.5	10.9	11.4
「家庭」 家族の中でのきまりは守るべきである	2001	75.5	72.5	73.3	77.0	74.9	74.7
	2011	<b>84.0</b>	<b>87.2</b>	<b>86.9</b>	<b>88.4</b>	<b>87.8</b>	<b>89.1</b>
	調査年間の差 (%)	8.5	14.7	13.6	11.4	12.9	14.4
親の忠告や意見は重視すべきである	2001	66.8	67.1	65.1	67.7	64.3	66.7
	2011	<b>79.0</b> -	<b>85.0</b> +	<b>81.7</b>	<b>84.2</b>	<b>81.8</b>	<b>85.0</b>
	調査年間の差 (%)	12.2	17.9	16.6	16.5	17.5	18.3
「学校」 学校の教育方針は尊重すべきである	2001	31.2	30.6	27.9	18.0 -	24.0	22.0
	2011	<b>56.2</b> -	<b>62.0</b>	<b>61.3</b>	<b>55.6</b>	<b>58.6</b>	<b>58.3</b>
	調査年間の差 (%)	25.0	31.4	33.4	37.6	34.6	36.3
「学校」 学校の規則・ルールは守るべきである	2001	49.0	47.9	45.8	36.3 -	41.6	40.5
	2011	<b>73.6</b>	<b>75.9</b>	<b>77.6</b>	<b>70.6</b> -	<b>73.9</b>	<b>76.8</b> +
	調査年間の差 (%)	24.6	28.0	31.8	34.3	32.3	36.3
学校の先生の忠告や意見は重視すべきである	2001	50.5	49.9	50.1	38.4	44.1	42.0
	2011	<b>70.3</b> -	<b>75.1</b>	<b>76.5</b> +	<b>67.8</b> -	<b>70.1</b>	<b>72.9</b> +
	調査年間の差 (%)	19.8	25.2	26.4	29.4	26.0	30.9
国の法律は守るべきである	2001	67.1	71.8	69.0	72.8	76.1	72.5
	2011	<b>86.8</b>	<b>90.6</b>	<b>88.7</b>	<b>91.4</b>	<b>91.2</b>	<b>92.2</b>
	調査年間の差 (%)	19.7	18.8	19.7	18.6	15.1	19.7
「地域」 地域の規則・ルールは守るべきである	2001	65.1	66.2	65.7	68.4	71.0	68.7
	2011	<b>83.7</b>	<b>86.2</b>	<b>86.4</b>	<b>86.9</b>	<b>89.7</b>	<b>89.8</b>
	調査年間の差 (%)	18.6	20.0	20.7	18.5	18.7	21.1
近所に住んでいる人々の忠告や意見は重視すべきである	2001	47.5	44.8	45.4	34.9	39.8	37.8
	2011	<b>62.4</b> -	<b>65.7</b>	<b>68.2</b> +	<b>56.6</b> -	<b>62.1</b>	<b>63.4</b> +
	調査年間の差 (%)	14.9	20.9	22.8	21.7	22.3	25.6
友だちとの約束は守るべきである	2001	93.9	93.2	94.1	96.6	96.2	<b>96.4</b>
	2011	93.0	95.8	<b>95.0</b>	96.0	95.7	95.1
	調査年間の差 (%)	-0.9	2.6	0.9	-0.6	-0.5	-1.3
「友人」 友だちの中でのきまりは守るべきである	2001	87.3	84.9	86.3	<b>89.3</b>	89.1	86.8 -
	2011	86.6	<b>90.0</b>	<b>89.3</b>	86.0	88.7	87.5
	調査年間の差 (%)	-0.7	5.1	3.0	-3.3	-0.4	0.7
友だちの忠告や意見は重視すべきである	2001	72.4	70.7	70.1	72.8	74.5	74.7
	2011	76.1 -	<b>83.0</b>	<b>81.0</b>	<b>79.1</b>	77.9	<b>78.7</b>
	調査年間の差 (%)	3.7	12.3	10.9	6.3	3.4	4.0

肯定的回答: 「とてもそう思う」と「ややそう思う」と回答した者の合計

下線太字: 2001年と2011年との間で有意に高率 (p<.05, 残差分析)

+-: 各調査年における都市規模差 (p<.05, 残差分析)

#### 第4項 考察

本研究では、規範意識を「社会的および当為的な規範に対して、それを尊重し、従おうとする意識」と定義し、個別の行動に対する許容の意識ではなく規範全般に対する遵守および尊重の意識として捉えて、我が国の高校生における実態を全国調査によって明らかにした。具体的には、「約束は守るべきである」、「規則・ルールは守るべきである」などの規範を全般的に問う項目により、特定の問題行動に左右されない規範意識を測定した。また、本調査では、青少年が日常生活において帰属する重要な場あるいは状況においてそれぞれ規範が異なることを考慮して「家庭」、「学校」、「地域」および「友人」の4つの下位概念が設定された尺度を用いて、各下位概念における規範意識の実態を把握した。

まず、我が国の高校生の規範意識の実態について考察する。総じてみると、高校生の規範意識は良好な状況であることが示された。ただし、その中で「学校」における規範意識の十分でない状況が示されるなど、それぞれの下位概念によって特徴的な結果がみられた。

「友人」における規範意識については、4つの下位概念の中で最も良好な状況であった。これは、高校生期には友人関係を重視して物事を判断したり行動したりする傾向が強いという発達段階の特徴が表れたものと言えるかもしれない。ただし、「友人」における規範意識が良好であるということについて、危険行動の防止の点からは慎重に判断する必要がある。本結果では、「友人」における規範意識と危険行動との間には明らかな関連はみられず、むしろ危険行動の中でも飲酒や性交経験との間では負の相関が示された。友人関係における規範は、友人との関係性によっては危険行動に対して否定的であるばかりでなく許容的であることも考えられる。我が国の高校生における危険行動を防止する上では、友人関係において共有されている規範の内容について問い直し、その改善を図っていくことが求められる。

「家庭」における規範意識についても良好な状況が示された。具体的には、高校生の9割に近い者が「親との約束は守るべき」であり、「家族の中でのきまりは守るべき」であると思っていることなどが示された。高校生の時期は自立を志向する発達段階にあり、親などの家族との間で物理的あるいは精神的に距離をおいたり、反発心を抱いたりすることが少なくない。しかしながら、そうした発達段階にありながらも、ほとんどの高校生が家庭における規範を重視し、守ろうとする意識を強く持っていることが示された。家庭における規範は、地域や学校といったより公的な場における規範と比べると、その拘束力は比較的弱く、たとえ規範に従わなかったとしても受ける制裁は厳しいものではない場合が多いと

思われる。例えば高校生自身が、自分は家族の重要な一員であるという所属意識を持っていたり家族への信頼感を抱いていたりすることが、「家庭」における規範意識の良好な状況につながっているのかもしれない。青少年における規範意識は、規範の有する拘束力や受ける制裁の強さでもって良好な状況に保たれるのではなく、集団内での所属意識や信頼感を高く持つことによって良好な状況になりうるという視点は重要であると言える。

「地域」における規範意識についても、その状況は比較的良好であった。我が国の高校生の約9割が「国の法律は守るべきである」および「地域の規則・ルールは守るべきである」という肯定的な意識を持っていることが示された。すなわち、我が国のほとんどの高校生は法律や規則といった社会的な規範に対して否定的ではなく、規範を守るべきであるという意識を有していることが明らかとなり、注目された。

一方で、「学校」における規範意識については、必ずしも十分でない状況が示された。例えば「学校の規則・ルールは守るべきである」に対して、肯定的に回答した者の割合は約75%に留まり、約4人に1人が肯定的に捉えてはいなかった。それぞれの学校によって校則をはじめとする規範の内容に多少の違いがあると思われるものの、いずれの学校においても秩序ある集団生活を送る上で、また安全や健康を保障しながら学校生活を送る上で必要な規則が定められている。こうした意義を有する学校の規範に対して、我が国の高校生の約4人に1人が肯定的ではない意識を持っていることは憂慮すべきと思われる。この点について、本結果では「学校の教育方針は尊重すべきである」に対して「どちらともいえない」の回答が約3割見られたことなどから、学校の規範に対して反抗的というよりも無関心であったり、あるいは教育方針について十分に理解していなかったりする状況にあるとも読み取れる。

このように「学校」における規範意識が十分でない高校生が少なくない背景としては、次のようなことが推測される。まずは根本的なこととして、青少年が学校における規範の意義や内容を十分に理解していないことが考えられる<sup>11)</sup>。学校における規範については、教師による指導の機会が別段設けられている場合は少なく、単に伝達するに留まったり、一方的な押しつけに陥っていたりする場合もあろう。こうした状況にあって、青少年は学校における規範の意義を十分に理解しておらず、それを重視したり守ったりする意識を持つことができていないことが考えられる。また、校則などは集団生活における秩序の維持という役割を有し、生徒の行動を厳しく律する規範もみられることから、青少年においてはそうした規範に反発する意識を持つことも考えられる。いずれにしても、危険行動の防

止において特に重要である「学校」における規範意識が低い状況であることは極めて憂慮され、その育成は今後の大きな課題であると言える。

なお、規範意識の状況について高校1～3年生の学年間差を検討した結果、「友人」、「家庭」、「地域」における規範意識については、高校1～3年生でほぼ同様の状況であった。しかし、「学校」における規範意識については、全3項目のうち男子では2項目において、女子では3項目ともに、学年間で有意差が示された。具体的には、総じて高校1年生の規範意識の状況が良好である一方で、高校2年生において低い状況が示された。「学校」における規範意識は危険行動との関連が強いことから、高校2年生の段階において規範意識の状況が一時的であるにせよ低くなることを踏まえて、危険行動の防止の取り組みを進めていくことも重要であると考えられる。

次に、2001年から2011年の10年間における青少年の規範意識の変化について考察する。本結果より、我が国の高校生における規範意識の状況は、この10年間で良好に変化したことが顕著に示された。とりわけ、規範意識の4つの下位領域の中で、「家庭」、「学校」および「地域」における規範意識は目立って向上した。特筆すべきことは、それら3つの下位領域における規範意識の各項目に対する回答のうち、「ややそう思う」の回答というよりも、「とてもそう思う」と回答した割合が増加したことである。家庭や学校、地域における規範を単に受動的に守ろうとするのではなく、規範が存在する意味を理解したり、規範を批判的に考えるプロセスを通したりしながら、規範を尊重したり守るべきだとする強い意識を持ち得ていることを示唆するものとも言えよう。

我が国の高校生における規範意識が向上した背景としては、まず、最近の学校教育において青少年の規範意識の育成が充実、強化されていることが一つとして挙げられよう。平成18年に教育基本法が約60年ぶりに改正され、そこでは新たに「公共の精神」を尊重することなどが規定された。それに伴って改正された学校教育法では、義務教育の目標の第一の中で新たに「規範意識」という用語が加えられ、その育成が明示された。また、生徒指導においても規範意識を育成する視点からのアプローチが一層重視されるようになり、教師用の指導資料<sup>9) 10)</sup>が作成されている。これらの指導資料の中では、児童生徒の発達の段階を踏まえながら、遅刻や服装、授業中の学習態度、基本的な生活習慣等の日常的な生徒指導、および喫煙や飲酒、非行等の問題行動に対する指導のそれぞれにおいて、学校内のルールを遵守させることなどの規範意識の醸成を図ることを通した取り組みを推進している。また、将来、社会の一員として責任と義務を自覚して社会生活を営んでいける児

童生徒を育成するという視点からも、学校という集団生活の場の中で社会的ルールを守ることの必要性を理解させる取り組みも求めている。さらに、青少年における規範意識を育成するためには学校教育における取り組みだけでは不十分であることから、家庭や地域、専門機関とも積極的に連携を図り、協力や役割分担をしながら取り組んでいくことが望まれている。

また、規範意識の状況が良好に変化したこと背景には、法律の改正といった法的な整備により、社会全体として規範の遵守意識が高まっていることも考えられる。少年法の改正についてみると、平成13年には刑事罰対象年齢をこれまでの「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げられ、平成19年には少年院に収容できる年齢の下限をこれまでの「14歳」から「おおむね12歳」に引き下げられた。これらはいずれも、少年犯罪に対する厳罰化と言える。また、青少年の危険行動に関わる社会的な施策をみると、平成20年に改正された道路交通法では、自動車後部座席のシートベルトの着用が義務付けられた。また、平成12年および平成13年の未成年者喫煙禁止法および未成年者飲酒禁止法の改正により、未成年者へのたばこおよび酒類の販売者に対する罰則が強化された。具体的には、たばこやアルコール飲料の購入の際に販売者は年齢確認をすることが義務付けられ、法律に違反して未成年がたばこやアルコール飲料を購入することは現実的に不可能となった。

こうした規制の強化は、青少年の行動の規制に大きな影響を及ぼすものであるが、厳罰化によって青少年の規範に対する反発心を煽ることにもなりかねない。したがって、規制の強化が直接的に規範意識の向上に関わっているとは言い難いが、少なくとも、規制が強化された社会的な背景や理由を理解し、法的整備の意義を認識することを通して、規範意識の改善、向上が図られたことは考えられる。

なお、この2001年から2011年の10年間における規範意識の向上には、高校1～3年生の学年による特徴が若干みられた。具体的には、「学校」における規範意識は男女ともに高校1年生および高校2年生において、「家庭」における規範意識は女子の高校2年生において、それぞれ向上が目立った。

また、「政令市および東京特別区」、「中核市」および「その他の市町村」という都市の規模によっても、この10年間における規範意識の変化に若干の特徴があることも示された。すべての都市規模において、10年間で規範意識が改善、向上したことは同様であるが、「その他の市町村」の高校生において特に目立って示された。比較的小規模の都市においては、大都市に比べて町内会等の組織的活動が活発である<sup>12)</sup>など、青少年が地域社会において

身近に存在する大人と交流する機会が多いことが推測される。地域社会における大人とつながりを持ち、時間を共有しながら様々な体験をしたり、話し合ったりする生活経験が青少年の規範意識に一層好ましい影響を及ぼすことが期待され、規範意識の育成においては、こうした視点も念頭において取り組んでいくことが求められる。

## 本章の引用文献

- 1) 清永賢二, 榎本和佳, 飛世聡子: 社会規範に対する少年の態度と意識に関する研究－1987年調査と2001年調査の比較分析－. 人間研究 40 : 23-36, 2004
- 2) 秦政春: 子どもたちの規範意識と非行・問題行動. 大阪大学大学院人間科学研究科紀要 26 : 125-155, 2000
- 3) 安藤明人: 高校生の規範意識に関する研究(3)－大学生との比較を中心として－. 武庫川女子大学紀要人文・社会科学編 41 : 63-70, 1993
- 4) 原田唯司, 鈴木勝則: 中学校における生徒・保護者・教師の規範意識の比較検討. 静岡大学教育学部研究報告人文・社会科学篇 50 : 267-283, 2000
- 5) 田中寛二: 青少年の規範意識の測定に関する研究－年齢・性別比較－. 人間科学 5 : 11-37, 2000
- 6) 林幸範: 中学生の問題行動に関する研究－規範意識のタイプと心理的要因及びストレスとの関係－. 児童育成研究 19 : 2-14, 2001
- 7) 木村好美: 高校生と高校教師の規範意識. (友枝敏雄, 鈴木讓編著). 現代高校生の規範意識－規範の崩壊か, それとも変容か－, 11-36, 九州大学出版会, 福岡, 2003
- 8) 牧野暢男, 藤田英典, 渡辺秀樹ほか: 青少年の規範学習と逸脱抑制に関する研究(研究代表者: 牧野暢男). 財団法人社会安全研究財団助成報告書, 2001
- 9) 文部科学省・警察庁: 児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料(非行防止教室を中心とした取組). 2006
- 10) 国立教育政策研究所: 規範意識をはぐくむ生徒指導体制. 2008
- 11) 神林博史: 高校生の規範意識の形成要因, 社会学研究 72 : 63-88, 2002
- 12) 内閣府: 少子化対策と家族・地域の絆に関する意識調査結果. Available at: <http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa18/kizuna/html/1mokuji-html.html>. Accessed June 24, 2014

## 第6章 結論

### 第1節 青少年の危険行動防止における規範意識の重要性

我が国では青少年の危険行動を防止することは学校保健上の重要な課題の一つとなっており、これまで喫煙や飲酒等の個別の危険行動について、その防止に関わる研究が取り組まれてきた。そうした中で最近では、青少年の危険行動の出現は相互に関連しており、ある特定の行動が単独で出現するというよりも同時に複数出現することが多いことが報告され、危険行動を包括的に防止する取り組みが有意義であることが指摘されている。このことから、青少年の危険行動を防止するには、学校の保健教育においては教育的な介入によって改善の可能性が高い心理社会的要因の中で、危険行動に共通して関連する要因を重視して指導することが効率的かつ効果的であると考えられる<sup>1)</sup>。そうした心理社会的要因は様々指摘される中で、本研究では、危険行動は法律や規則によって規制されている行動が多いことなどから規範意識に注目してその重要性を検討した。

その結果、規範意識は特定の危険行動に留まらず、様々な危険行動に共通して関連する要因であることが明らかにされた。さらに、国内外の数多くの先行研究によって危険行動の防止において重要な要因であることが指摘されているセルフエスティーム<sup>2) 3)</sup>およびレジリエンス<sup>4)</sup>との相対的な検討によって、規範意識はその両要因よりも危険行動に強く関連することが示され、注目された。

まず、青少年の危険行動に規範意識が強く関わっている理由について、考えられることを述べる。一つは、規範意識は危険行動に対する否定的な態度の形成に関わっている可能性が予想されることである。本結果では、危険行動には「学校」、「家庭」および「地域」における規範意識が密接に関連していることが示された。学校や家庭、地域社会では、校則、親の意見、法律など青少年の危険行動を禁止したり否定したりする規範が存在することから、青少年がそうした規範を守ろうとする意識を持つことにより、様々な危険行動に対して否定的な態度が促されると考えられる。

青少年が危険行動に対して否定的な態度を持つことは、危険行動の防止において大きな意義を有する。例えば、危険行動のきっかけには、家族や仲間などの周囲の人々からの危険行動の誘い<sup>5)</sup>、テレビコマーシャル<sup>6)</sup>などの社会的な影響が存在することが報告されており、それらに効果的に対処できるスキルを習得することが有意義であることが指摘され

ている<sup>7)</sup>。ここで重要なことは、青少年が危険行動を助長する社会的な影響に対処できるスキルを身に付けたとしても、危険行動を行うべきでないという態度が希薄であれば、そのスキルは必要な場面において活用されるとは考えにくく、規範意識の育成がまずは不可欠であると思われることである。

二つは、規範意識は、危険行動を助長する要因の一つとして指摘されている **Sensation Seeking** (感覚刺激探求) との関係から、寄与していると考えられることである。**Sensation Seeking** とは個人の心理的な要因であり、新奇で多様な刺激を求め、危険をもいとわないという心理的特性である<sup>8)</sup>。冒険心や興味などにより、危険な事柄であるが故に敢えて冒してみたいという、青少年の発達段階において発現することが自然な心理と言える。しかしながら、**Sensation Seeking** は危険行動を助長し得ることが示されており<sup>9)</sup>、この心理的特性自体は否定されるべきものではないものの、危険行動を防止する上では、これに対処していくことが求められる。そうした中で、見田<sup>10)</sup>による規範意識の概念が参考になる。見田<sup>10)</sup>は、規範意識を価値意識の下位概念として位置づけ、もう一つの価値意識の下位概念である欲求性向とときには厳しく対立しさえするものであると述べている。すなわち、ある事柄について「よい」あるいは「よくない」と評価する際の価値意識には、自分の欲求の充足と一致するかどうかという意識だけではなく、たとえ欲求充足を妨げるものであったとしても、規範に照らしてなすべき「よい」ものであるかどうかという意識があると述べ、それを規範意識として捉えている。この考え方を踏まえると、危険行動を助長する **Sensation Seeking** という「欲求性向」が強いとしても、規範意識を改善、向上することによって、危険行動を行わないという意志決定や行動選択につながることを期待される。

次に、規範意識の中でも「学校」における規範意識が特に、危険行動の防止において重要であることが明らかにされたことについて考察する。「学校」における規範は、各学校によって内容に若干の違いがあると思われるものの、危険行動に関わって明文化された規則があったり、教師は青少年が危険行動を行うことに対して否定的に捉えていたりすることが多い。そして、そうした規範が内在する学校では、学業をはじめとして教師の指導のもとで集団的に活動する場面が多いこと、教師によって自分の評価がなされることなどから、学校における規範は生徒の行動に強い影響を及ぼすものと考えられる。したがって、「学校」における規範意識が好ましい状況にある青少年は、危険行動を行わないという実際の行動に結びつきやすいことが予想される。なお本結果では、高校2年生において「学校」における規範意識の状況が一時的に悪化する傾向が示されたことから、その時期における青少

年を対象として規範意識の育成を重視した危険行動防止の取り組みを行うことで、より効果が期待されると思われる。

最後に、我が国の青少年における規範意識の実態を踏まえて、危険行動の防止に関わる規範意識の育成についての課題を述べる。これまで我が国では、青少年における規範意識の状況は総じて十分でなく憂慮されるという指摘がしばしばなされてきた<sup>11) 12)</sup>。例えば、青少年の規範意識の変化について検討した報告をみると、1980年代から2000年前後にかけては小、中、高校生の規範意識は総じて低下傾向にあることが指摘されている<sup>13) 14)</sup>。2001年から2011年の10年間の変化を検討した本結果では、我が国の高校生の規範意識の状況は良好に変化したことが示された。また、2011年における規範意識の実態は、総じて好ましい状況にある高校生が多いことが示された。

なお、本研究の分析に用いた調査データは、全国から無作為抽出された高校に在籍する生徒を対象としており、代表性を有するこうした調査対象から得られた本結果は信頼性の高いものであると言える。また、規範意識の測定において、個別の問題行動を取り上げてその許容の程度を問う質問項目ではなく、法律や規則、きまりなど、全般的な規範を取り上げてその遵守意識を問う質問項目を用いた。したがって、取り上げられた問題行動によって規範意識の状況が異なる結果となることはなく、規範意識の測定として内容的な妥当性が高いものと言える。

青少年の規範意識は、幼少期からの家庭教育や小学校、中学校、高校における教育をはじめとして、生活のあらゆる機会の中で長い年月をかけて育まれるものであり、本結果は我が国におけるそうした教育などの成果が現れたものと思われる。今後も、こうした家庭や学校、地域社会において、青少年の規範意識を着実に育成していくという視点で教育を進めていく必要がある。

しかしながら我が国ではグローバル化や都市化、情報化が一層進展し、社会が変化していく中で、青少年の規範意識を育成する機会が減少していくことも懸念されている。例えば、核家族化や地域住民のつながりの希薄化などによって、青少年において身近な大人との交流の機会が減少することは、規範意識の育成において決して望ましいものとは言えない。規範意識は、人との関わりや様々な経験を通して育成されるものであることを踏まえると、家庭や地域社会では青少年の規範意識を育てていく努力が一層求められる。その際には言うまでもなく、本研究で捉えた規範意識の概念からも指摘できるように、規範は、善悪の判断に照らして善いものであるという当為的な性質をもつものでなければならない

ことから、青少年を取り巻く社会や大人の姿として、あるべき規範を整備することや正しい意見を持つことなどがその前提として不可欠となろう。

学校教育においては、青少年の規範意識を育成することはその目標の一つとして従来から重視されてきたことであり、学校の教育活動全体であらゆる機会において取り組まれている。特に最近では、生徒指導<sup>15)</sup>や非行防止<sup>16)</sup>において、青少年の規範意識の育成に注目したさらなる取り組みがみられるなど、一層強化されているものと思われる。本研究において、青少年の規範意識の改善、向上は危険行動の防止においても極めて有意義であることが指摘され、青少年の危険行動を防止する視点からも規範意識の育成を重視していくことが望まれる。その際には、我が国の青少年は、特に「学校」における規範意識が十分育まれていないこと、また、この「学校」における規範意識は危険行動の防止において特に重要であることを踏まえて、取り組んでいくことが求められる。

## 第2節 規範意識の向上を目指した青少年の危険行動防止のための授業の構想

規範意識は、単に規範の存在を知識として伝えるだけで育成されるものでないことは言うまでもない。また、社会的な規範に対する反発心が比較的強い発達段階にある青少年の規範意識を改善し、向上させることは容易でない。そうした中で、青少年の規範意識を育成する教育的なアプローチにおいて、どのような工夫が求められるのであろうか。まずは、青少年が規範の意義について思考することを通して理解を深め、規範を守ることの重要性を自ら認識できるように指導を工夫することが不可欠である<sup>17)</sup>。そうした学習プロセスを経て、単に社会的に定められている規範であるから守るべきだという安易な意識ではなく、自らの主体的な判断で規範を守るべきだという意識を育むことが肝要である。なお、学齢期の法教育を推進する代表的な教育機関である米国の Center for Civic Education<sup>18)</sup> は、小学校高学年を対象として、法律などの権威が存在する背景や意義について子供の思考を促すことを意図した教材を提案しており<sup>17)</sup>、我が国の青少年における規範意識の育成を目指す指導を考える際にも参考に値する。

さて、我が国の学校教育においては、青少年の規範意識の育成は各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の学習指導や生徒指導等の様々な機会においてこれまで取り組まれている。例えば、社会科や公民科においては、社会生活を営む上で法やきまりを守ることが大切であること、法や規範の意義および役割について理解を深めることなどの学習内容が小、中、高校を通して系統的に位置付けられている<sup>19-21)</sup>。体育科および保健体育科における体育学習では、ルールやマナーを大切にすることの意義を理解し、それらを守りながら競争したりゲームを楽しんだりすることが重要な学習内容の一つとなっている<sup>22-24)</sup>。また、総合的な学習の時間におけるボランティア活動等の社会とかかわる体験活動<sup>25-27)</sup> や、特別活動におけるボランティア活動や奉仕的行事<sup>28-30)</sup> は、青少年の社会性を育み、規範意識の醸成にも寄与するものと思われる。さらに、小学校および中学校の道徳においては、道徳性の一つの要素として明示されている規範意識を育成することが学習内容に位置付けられており<sup>31) 32)</sup>、また、小、中、高校を通して学校の教育活動の全体を通じて行う道徳教育においても、規範意識が重要な学習内容の一つであることは同様と言える。なお、道徳教育に関しては、その充実化を図る議論が進められており、小学校および中学校の道徳教育用教材が全面改訂されたり、道徳の教科化に関する意見もみられる<sup>33)</sup>。したがって、学校教育において、規範意識の育成は今後一層充実が図られることも予想される

が、ここで重要なことは、青少年の規範意識は即時的に育成されるものではないことから、今後も引き続き、様々の学習機会において各学習のねらいや内容に応じて繰り返しアプローチしていくことである。

ところで保健教育は、保健学習（小学校体育科保健領域，中学校保健体育科保健分野，高等学校保健体育科科目保健），理科や家庭科などの関連教科，特別活動，総合的な学習の時間など様々な機会に行われるものであり<sup>34)</sup>，こうした保健教育においても規範意識の育成に関わる内容が見られる。その中で保健教育の中核は，教科として位置付いている保健学習であり，生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力の育成が目指されている。すべての児童生徒が確実に身に付けるべき健康に関する科学的な知識は，この保健学習を中心として指導される。保健学習は，その配当授業時数が小学校3・4年で8時間程度，小学校5・6年で16時間程度，中学校1～3年で48時間程度，高校1・2年で70時間となっており，まずは健康に関する知識・理解や思考力・判断力等の育成を重視する必要がある中で，規範意識の育成に関して十分な時間を確保することは残念ながら容易ではない。

そこで本節では，高校の特別活動のホームルーム活動<sup>30)</sup>において，青少年の危険行動を防止するための規範意識の改善，向上を目指した2時間構成の授業を構想した。特別活動は，「よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる」<sup>30)</sup>教育活動という特質を持つことから，他律的ではなく自ら主体的に規範を守ろうとする規範意識の育成においても適切な学習機会であると判断される。学習指導要領をみても，ホームルーム活動の内容の取扱いの一つとして，「イ 自分たちできまりをつくって守る活動を充実する」ことが示されている。

本授業の対象は，本結果より規範意識の状況が高校1年生および3年生より低調であることが示された高校2年生とした。また授業は，学習指導要領に示されたホームルーム活動の内容のうち，(2) 適応と成長及び健康安全「ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立」に位置付くものとした。この内容については，「自己の心身の健康状態や生活態度についての理解と関心を深め，生涯を通じて積極的に健康の保持増進を目指すような態度や規律ある習慣の育成に努めること」<sup>30)</sup>と示されている。高校生 の 時期における生活習慣の乱れ，ストレス，性的な発達，喫煙，飲酒，薬物乱用の問題などを踏まえて，自らの健康を維持し，改善することができるように指導・助言することが重視されており，危険行動の防止に関わる内容と言える。

高校の保健学習では、食行動や身体運動などの日常の生活行動に関する内容、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に関する内容、ストレスへの対処など精神の健康に関する内容、交通安全に関する内容、思春期における心身の発達や健康課題に関する内容などが位置付けられている。本節で提案する特別活動で実践する授業では、こうした保健学習において生徒が習得した危険行動による健康影響や危険行動を助長する心理社会的要因等の知識を基にしながら、危険行動に関わる規範についてグループディスカッション等の学習活動を通して思考を深められるような展開とした。

構想した授業の概要を表 6-1 に示した。1 時間目は、本結果によって危険行動の中でも特に規範意識との関連が強いことが示された飲酒防止について取り上げた。まず、生徒の主体的な学習を促すことを意図して、ブレインストーミングを活用した。その題材は「未成年の飲酒が法律によって禁止されている理由」とし、規範が存在する意義について思考することを通して理解を深めることを意図した。すなわち、規範は人間の権利を保障するために存在することから、親や教師などから一方的に強制されることによって規範を守ろうとするのではなく、そうした規範の役割を理解することによって自ら主体的に規範を守ろうとすることに意義があることについて理解させることをねらいとした。なお、青少年の規範意識の育成を促進する要因として、学校適応感<sup>35)</sup>、自己有用感や自尊感情<sup>36)</sup>などが指摘されていることから、指導に当たっては生徒が学級内で所属意識を感じたり、自分を肯定的に捉えられるような場面や雰囲気を作り出すことも同時に求められることを付言しておく。

2 時間目は、「学校」における規範意識の改善、向上を図るために、校則を題材として取り上げた。まず、グループワークによって、自校の校則の中から健康や安全に関わる内容をリストアップし、それぞれの内容が校則に位置づけられていることについて、自分にとってのプラス面とマイナス面を考えさせる。生徒から挙げられることが予想される事項としては、プラス面については、例えば自分の生活を健康的に行おうとする一つのきっかけや動機になる、健康への悪影響があるような行動を行おうとする歯止めとなりうるなどが考えられる。マイナス面については、例えば自分の価値観と異なるときに葛藤する、校則に従わなかったときに先生から怒られるなどが考えられる。その上で、プラス面とマイナス面を比較、検討し、天秤にかけるようにしてどちらをどのような理由で重視するかについてグループでディスカッションする。様々な意見が出される中で、マイナス面は一時的な欲求による事項が多いことから、校則に位置づけられていることには普遍的な意義があ

ることを理解させ、校則は集団における秩序の維持という役割のみならず、生徒個人の健康や安全を守るための内容が少なくないことに気付かせる。授業のまとめとして、これまでに学習した内容を踏まえて生徒が自分たちの「校則をつくる」という学習活動を位置付け、自ら主体的に規範意識の向上を図ることを目指した。

表 6-1. 青少年の危険行動防止のための規範意識の育成を目指した授業の概要（案）

対象
・高校2年生
内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動(ホームルーム活動)             <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 適応と成長及び健康安全</li> <li>ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立</li> </ul> </li> </ul>
主な学習活動(2時間構成)
<p>〈1時間目〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. なぜ規範が必要であり、それを守ることが重要なのだろう             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレインストーミング「未成年の飲酒が禁止されている理由」</li> <li>・グループで出された事項を分類する</li> </ul> </li> <li>2. 規範と権力の違いについて気付こう             <ul style="list-style-type: none"> <li>・規範は自ら主体的に守ることに意義があることについて理解する</li> </ul> </li> </ol> <p>〈2時間目〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 自校の校則から、健康や安全にかかわるものをリストアップしてみよう</li> <li>4. 校則に位置付けられたことによるプラス面とマイナス面を評価しよう             <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワークで列挙する</li> <li>・列挙したプラス面とマイナス面を天秤にかけて、どちらをどのような理由で重視するか判断する</li> <li>・校則は、集団の秩序の維持だけでなく、個人の健康や安全を守るためにも存在することを理解する</li> </ul> </li> <li>5. 自分たちの「校則」をつくってみよう             <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループで、健康や安全を守るための「校則」をつくる</li> <li>・規範の存在意義の理解を踏まえながら工夫する</li> </ul> </li> </ol>

### 第3節 まとめと今後の課題

#### 第1項 まとめ

本研究の目的は、我が国において学校保健上の重要な課題の一つである青少年の危険行動を包括的に防止するために、危険行動に関連する要因として考えられる規範意識の重要性を明らかにすることであった。

その結果は、以下の通りである。

1. 青少年の危険行動に関わる規範意識については、規範および規範意識に関する先行知見の文献的検討を通して、「社会的および当為的な規範に対して、それを尊重し、従おうとする意識」と操作的に定義した。また、これまでに開発されている規範意識の測定尺度を概観し、その多くは、特定の問題行動に対する許容の程度として質問項目が作成されていることなどから、青少年の危険行動との関連を検討するに当たっては限界があることを指摘した。(第2章)
2. 日本青少年危険行動調査に関する研究プロジェクト(代表研究者:野津有司)によって作成された規範意識尺度に着目し、その信頼性および妥当性を検討した。本尺度は、青少年が日常生活で帰属する重要な場あるいは人間関係においてそれぞれ規範が異なることを踏まえて、「家庭」、「学校」、「地域」、「友人」の4つの下位尺度(計12項目)を有するものである。高校1~3年生885人を対象として実施した質問紙法による調査の結果、各下位尺度のCronbachの $\alpha$ 係数は、 $\alpha = .72 \sim .90$ であり、再テスト信頼性係数は、 $r = .55 \sim .66$ であった。また、関連基準妥当性の検討において、外的基準として設定した尺度との相関係数は、 $r = .18 \sim .54$ であった。これらの結果から、本規範意識尺度の信頼性および妥当性が確認された。本尺度は、4つの下位尺度を有し、かつ簡便性を備えているという特長を踏まえると、青少年における危険行動との関連を検討するにあたって有用であると判断された。(第2章)
3. 青少年における規範意識と危険行動との関連について、日本青少年危険行動調査(2001年)のデータを用いて検討した。青少年の危険行動として9項目(「有酸素運動不足」、「朝食欠食」、「月喫煙」、「月飲酒」、「シンナー乱用経験」、「性交経験」、「シートベル

ト非着用」,「暴力行為」,「自殺願望」)を取り上げた。その結果,男女ともに,「学校」,「家庭」,「地域」における規範意識と危険行動との間には関連があることが示された。(第3章)

4. その上で,規範意識が危険行動に及ぼす影響について,これまでに国内外の数多くの研究によって危険行動に関連する心理社会的要因であることが報告されているセルフエスティームとの相対的な視点から検討した。その結果から,「学校」における規範意識および「地域」における規範意識が危険行動に強く関連していることが,「親」におけるセルフエスティームとともに示された。特に,「学校」における規範意識は,男女ともに「月喫煙」,「月飲酒」,「性交経験」および「シートベルト非着用」との間で最も高値の標準偏回帰係数を示し,危険行動の防止において重視すべき要因であることが示唆された。(第3章)
5. また,規範意識が危険行動に及ぼす影響について,レジリエンスとの相対的な視点から検討した。レジリエンスは,青少年の危険行動を防止する上で重視すべき要因として,最近の国内外の研究において注目されているものである。分析には,2011年に実施された全国調査「日本青少年危険行動調査2011」のデータを用いた。危険行動9項目のそれぞれを従属変数,規範意識の4つの下位概念およびレジリエンスの3つの下位概念を独立変数とした重回帰分析の結果,男女ともに,8項目の危険行動において,規範意識が有意の正の標準偏回帰係数を示した。その中で,「学校」における規範意識は,男女ともに「月飲酒」および「性交経験」などとの間で最も高値の標準偏回帰係数を示し,特に重要な要因であることが認められた。(第4章)
6. 危険行動を防止するために重視すべき要因であることが示された規範意識について,我が国の高校生における実態を明らかにした。まず,2011年の全国調査のデータを用いて,規範意識尺度の4つの下位概念ごとに,各質問項目に対する肯定的な回答の割合を算出した。その結果,「家庭」における規範意識は,男子81.7~86.5%,女子84.5~89.2%,「学校」における規範意識は,男子60.7~76.8%,女子58.0~75.5%,「地域」における規範意識は,男子67.1~88.8%,女子62.2~91.9%,「友人」における規範意識は,男子80.6~94.8%,女子78.7~95.3%であった。「家庭」,「地域」,「友人」にお

ける規範意識については良好な状況である高校生が多くみられた一方で、「学校」における規範意識については、決して十分とは言えない状況が示された。また、これらの状況について 2001 年の全国調査のデータと比較した結果、規範意識尺度の全 12 項目において 2011 年の方が肯定的な回答の割合が有意に高率であり、この 10 年間で我が国の高校生の規範意識が好ましい状況に変化したことが示された。しかしながら、青少年の規範意識を総じて改善、強化することがさらに必要であり、その中で特に「学校」における規範意識の十分でない状況は、危険行動の防止上、改善されるべきであると考えられた。(第 5 章)

以上のことから、我が国の青少年における危険行動を包括的に防止する上で、規範意識は心理社会的要因の中でも特に重要な要因であることが明らかとなった。危険行動を防止する保健教育においては、青少年の規範意識の育成を重視することが必要であり、特に「学校」における規範意識の改善、向上に焦点を当てることが重要であるという結論を得た。

## 第2項 今後の課題

本研究では、我が国における高校生の危険行動を防止する上で、規範意識の育成を重視すべきであることを指摘した。この知見は、高校での集合調査法による質問紙調査から得られた結果に基づいたものである。

今後は、青少年の危険行動は中学生においてもその出現がみられることから、中学生を対象として危険行動と規範意識との関連について検討することも望まれる。中学生を対象とした包括的な危険行動調査を実施することには倫理面等において困難も予想されるが、より早期からの防止教育の在り方を考える上で意義があると思われる。

## 本章の引用文献

- 1) 野津有司, 渡邊正樹, 渡部基ほか: 日本の高校生における危険行動の実態および危険行動間の関連ー日本青少年危険行動調査 2001 年の結果ー. 学校保健研究 48 : 430-447, 2006
- 2) Emery EM, McDermott RJ, Holcomb DR et al.: The relationship between youth substance use and area-specific self-esteem. *Journal of School Health* 63: 224-228, 1993
- 3) 川畑徹朗, 西岡伸紀, 石川哲也ほか: 青少年のセルフエスティームと喫煙, 飲酒, 薬物乱用行動との関係. 学校保健研究 46 : 612-627, 2005
- 4) 野津有司: 青少年の飲酒防止プログラム開発の課題. 学校保健研究 47 : 491-500, 2006
- 5) 川畑徹朗, 中村正和, 大島明ほか: 青少年の喫煙・飲酒行動ーJapan Know Your Body Studyーの結果より. 日本公衆衛生雑誌 38 : 885-899, 1991
- 6) 村松常司, 野村和雄, 北井美奈子ほか: テレビたばこ CM による中学生の喫煙に対するイメージへの影響. 学校保健研究 36 : 487-495, 1994
- 7) JKYB 研究会 (川畑徹朗, 西岡伸紀) 編著: ライフスキルを育む喫煙防止教育 NICE II. 東山書房, 京都, 2005
- 8) Zuckerman M: Development of a Sensation Seeking Scale. *Journal of Consulting Psychology* 28: 477-482, 1964
- 9) 渡邊正樹: Sensation Seeking とヘルスリスク行動との関連ー大学生における交通リスク行動, 喫煙行動, 飲酒行動の調査よりー. 健康心理学研究 11 : 28-38, 1998
- 10) 見田宗介: 価値意識の理論ー欲望と道徳の社会学. 86, 弘文堂, 東京, 1966
- 11) 児島邦宏: 規範意識の低下を考える. 道徳と特別活動 17 (11) : 4-7, 2001
- 12) 富山謙一: 中学生の規範意識・自立心をはぐくむ道徳教育. 中等教育資料 55(3) : 14-19, 2006
- 13) 秦政春: 子どもたちの規範意識と非行・問題行動. 大阪大学大学院人間科学研究科紀要 26 : 125-155, 2000
- 14) 清永賢二, 榎本和佳, 飛世聡子: 社会規範に対する少年の態度と意識に関する研究ー1987 年調査と 2001 年調査の比較分析ー. 人間研究 40 : 23-36, 2004
- 15) 国立教育政策研究所: 規範意識をはぐくむ生徒指導体制. 2008
- 16) 文部科学省・警察庁: 児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料 (非行防止教

- 室を中心とした取組). 2006
- 17) 江口勇治, 木村哲也: 社会(公民)科における法教育の課題ー「権威」の単元の分析とその応用についてー. 筑波社会科学研究 16: 31-40, 1996
  - 18) Center for Civic Education (江口勇治監訳): テキストブックわたしたちと法ー権威, プライバシー, 責任, そして正義. 現代人文社, 2001
  - 19) 文部科学省: 小学校学習指導要領解説社会編. 東洋館出版社, 東京, 2008
  - 20) 文部科学省: 中学校学習指導要領解説社会編. 日本文教出版, 大阪, 2008 (2014年一部改訂)
  - 21) 文部科学省: 高等学校学習指導要領解説公民編. 教育出版, 東京, 2010 (2014年一部改訂)
  - 22) 文部科学省: 小学校学習指導要領解説体育編. 東洋館出版社, 東京, 2008
  - 23) 文部科学省: 中学校学習指導要領解説保健体育編. 東山書房, 京都, 2008
  - 24) 文部科学省: 高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編. 教育出版, 東京, 2009
  - 25) 文部科学省: 小学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編. 東洋館出版社, 東京, 2008
  - 26) 文部科学省: 中学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編. 教育出版, 東京, 2008
  - 27) 文部科学省: 高等学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編. 海文堂出版, 東京, 2009
  - 28) 文部科学省: 小学校学習指導要領解説特別活動編. 東洋館出版社, 東京, 2008
  - 29) 文部科学省: 中学校学習指導要領解説特別活動編. ぎょうせい, 東京, 2008
  - 30) 文部科学省: 高等学校学習指導要領解説特別活動編. 海文堂出版, 東京, 2009
  - 31) 文部科学省: 小学校学習指導要領解説道徳編. 東洋館出版社, 東京, 2008
  - 32) 文部科学省: 中学校学習指導要領解説道徳編. 日本文教出版, 大阪, 2008
  - 33) 道徳教育の充実に関する懇談会: 今後の道徳教育の改善・充実方策についてー新しい時代を, 人としてより良く生きる力を育てるためにー (報告). 2013
  - 34) 文部科学省: 「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き (中学校保健教育参考資料). 5-6, 2014
  - 35) 廣岡秀一, 横矢祥代: 小学生・中学生・高校生の規範意識と関連する要因の分析. 三重大学教育学部紀要 (教育科学) 57: 111-120, 2006

- 36) 白井茉莉, 橘川真彦: 中学生における規範意識とそれに影響を及ぼす要因. 宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要 30: 165-173, 2007

## 本論文に関連する学術論文

1. Kataoka C, Nozu Y, Kawahara S, Kuroiwa H, Kudo M, Sato Y, Kubo M, Watanabe M: Relationships of youth risk behaviors with norm-consciousness and resilience among Japanese high school students. *Open Journal of Preventive Medicine* 2: 306-311, 2012
2. Kataoka C, Nozu Y, Kubo M, Sato Y, Watanabe M: Relative Influence of Self-Esteem and Norm-Consciousness on Prevalence of Youth Risk Behavior among Japanese High School Students. *School Health* 6: 6-11, 2010
3. 上原千恵, 野津有司, 久保元芳, 佐藤幸, 渡部基: 高校生における危険行動に関わる規範意識尺度の信頼性と妥当性の検討. *学校保健研究* 50 : 159-165, 2008